



広報 **ENIWA**
2024-5

えにわ暮らしの便利帳



C O N T E N T S 目 次

市内郵便番号	3
1. いざというときに	4-5
2. 届け出・証明	6-9
3. 税・保険・年金	10-12
4. 健康・福祉	13-24
5. 子育て・教育	25-31
6. 暮らし・環境	32-39
7. 産業	40-41
8. 議会・選挙・町内会・自治会 ...	42-44
9. 公共施設	45-53
10. 公共交通機関	54
11. 市内主要施設テレホンガイド	55
12. 生活ガイド	56

※内容が変更になる場合がありますので、最新情報など詳しくは市ホームページをご覧ください。

恵庭市公式ホームページ

<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

●市内郵便番号●

ア	相 生 町	061-1448	ス	末 広 町	061-1446
	有 明 町	061-1431		住 吉 町	061-1441
イ	漁 太	061-1401	チ	中 央	061-1403
	漁 町	061-1414	ト	戸 磯	061-1405
	泉 町	061-1415	ナ	中 島 松	061-1362
エ	恵 南	061-1411		中 島 町	061-1435
オ	大 町	061-1424	ニ	西 島 松	061-1356
カ	柏 木 町	061-1423	ハ	柏 陽 町	061-1434
	春 日	061-1402		林 田	061-1361
	上 山 口	061-1404		盤 尻	061-1422
キ	北 柏 木 町	061-1433	フ	福 住 町	061-1447
	北 島	061-1366		文 京 町	061-1425
	京 町	061-1444	ホ	穂 栄	061-1365
ケ	恵 央 町	061-1432	マ	牧 場	061-1421
コ	黄 金 北	061-1407	ミ	美 咲 野	061-1427
	黄 金 南	061-1409		緑 町	061-1442
	黄 金 中 央	061-1449		南 島 松	061-1375
	駒 場 町	061-1417	メ	恵 み 野 東	061-1371
サ	幸 町	061-1426		〃 西	061-1373
	栄 恵 町	061-1443		〃 南	061-1372
	桜 町	061-1416		〃 北	061-1374
	桜 森	061-1363		恵 み 野 里 美	061-1376
シ	島 松 旭 町	061-1354	モ	本 町	061-1413
	〃 寿 町	061-1355	ワ	和 光 町	061-1406
	〃 仲 町	061-1352		以上に記載がない場合 061-1400	
	〃 東 町	061-1351	恵庭市役所の個別番号 061-1498		
	〃 本 町	061-1353			
	島 松 沢	061-1363			
	下 島 松	061-1364			
	白 樺 町	061-1412			
	新 町	061-1445			

いざというときに

災害に備え、普段から、準備と心構え、家族や地域の役割分担をきちっとしておくことが大切です。

地震が起きたとき

- ・落ち着いて、まずは自分の身の安全を確保
- ・揺れが収まったら、落ち着いて火の始末
- ・家族全員の安全を確認
- ・ドアや窓を開けて出口を確保
- ・テレビやラジオで正しい情報を収集

風水害に備えて

- ・気象情報に十分注意
- ・外回りの確認。飛ばされやすいもの、建物の補強
- ・ラジオ、懐中電灯の準備（停電に備える）

火事になったら

- ・家族や近所の人などに大声で知らせる
- ・安全な場所から 119 番通報する
- ・火が小さければ消火器などで消火する
- ・消火できない場合はすぐに避難する
- ・一度避難したら絶対に戻らない

119 番のかけ方

- ・通報は落ち着いて、ゆっくり、はっきりと指令員の質問に答える
- ・普段から自宅の住所は正確に覚えておく
- ・火事や事故などの場合は安全な場所に移動してからかける

収容避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	対象の災害種別					受入可能 人数	福祉 避難所
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		
和光憩の家	和光町 3-1-1	32-4711	○	○	○	○	○	105	○
柏陽憩の家	柏陽町 1-26	33-1221	○	○	○	○	○	126	○
大町憩の家	大町 4-5-15	34-3088		○	○	○	○	160	○
恵み野憩の家	恵み野北 2-1-3	37-1622	○	○	○	○	○	146	○
島松憩の家	島松東町 1-1-15	36-5092	○	○	○	○	○	185	○
福住憩の家	福住町 1-21-29	33-7662		○	○	○	○	79	○
総合体育館	黄金中央 5-199-2	32-2261	○	○	○	○	○	1,500	
島松体育館	南島松 389-3	36-5658	○	○	○	○	○	420	
恵庭小学校	福住町 2-9	32-3288		○	○	○	○	374	
和光小学校	和光町 2-10-1	32-4744	○	○	○	○	○	426	
若草小学校	中島町 4-5-1	33-7101	○	○	○	○	○	390	
柏小学校	文京町 3-3-3	32-3579	○	○	○	○	○	348	
恵み野小学校	恵み野南 4-1-1	36-7505	○	○	○	○	○	327	
恵み野旭小学校	恵み野北 4-1-1	37-1760	○	○	○	○	○	344	
恵み野中学校	恵み野東 1-1-2	37-0331	○	○	○	○	○	423	
島松小学校	中島松 418	36-8967	○	○	○	○	○	315	
松恵小学校	中央 452-2	32-4891	○	○	○	○	○	157	
恵庭中学校	文京町 3-4-5	32-3249	○	○	○	○	○	331	
恵明中学校	黄金北 4-1-1	33-3001	○	○	○	○	○	453	
柏陽中学校	柏陽町 3-265	34-0551	○	○	○	○	○	352	
恵北中学校	中島松 230	36-8966	○	○	○	○	○	296	
恵庭南高等学校	白樺町 4-1-1	32-2392	○	○	○	○	○	700	
恵庭北高校	南島松 359-1	36-8111	○	○	○	○	○	374	
北海道文教大学附属高等学校	黄金中央 5-207-11	34-0029	○	○	○	○	○	435	
北海道文教大学	黄金中央 5-196-1	34-0029	○	○	○	○	○	684	
市民会館	新町 10	33-3171		○		○	○	596	
和光会館	和光町 2-2-8	33-8012	○	○	○	○	○	194	
桜町会館	桜町 3-8-13	33-7840	○	○	○	○	○	197	
中島会館	中島町 4-17-14	33-1879	○	○	○	○	○	104	

施設名	所在地	電話番号	対象の災害種別					受入可能 人数	福祉 避難所
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	火山現象		
柏陽会館	柏陽町 1-26	33-1222	○	○	○	○	○	144	
有明会館	有明町 5-1-3	33-5741		○	○	○	○	135	
大町会館	大町 1-10-1	32-2009		○	○	○	○	160	
恵み野会館	恵み野北 2-12-2	36-4491	○	○	○	○	○	196	
島松公民館	島松本町 3-12-20	36-7503	○	○	○	○	○	413	
寿町会館	島松寿町 2-24-3	36-5454	○	○	○	○	○	205	
北栄会館	北島 215	36-7256		○	○	○	○	87	
東恵庭会館	中央 449-1	33-2067	○	○	○	○	○	208	
道と川の駅花ロードえにわ	南島松 817-18	37-8787	○	○	○	○	○	254	
ルルマップ自然公園ふれらんどセンターハウス	西島松 275	37-5333	○	○	○	○	○	45	
農業活性化支援センター	西島松 41-2 の内	39-6057	○	○	○	○	○	76	
中恵庭会館	中央 382-2	33-3818	○	○	○	○	○	58	
春日会館	春日 428	33-0234		○	○	○	○	56	
子ども発達支援センター	黄金南 5-11-4	33-3382	○	○	○	○	○	143	○
黄金ふれあいセンター	黄金南 5-11-1	32-2081	○	○	○	○	○	215	
恵庭市生涯学習施設かしわのもり	大町 1-5-7	33-7171		○	○	○	○	111	
アルファコート緑と語らいの広場（えにあす）	緑町 2-1-1	34-7000	○	○	○	○	○	323	

上記の収容避難所は、災害対策基本法第49条の4及び第49条の7に規定する指定緊急避難所及び指定避難所として、市が指定しているものです。

り災証明が必要なとき

火災・風水害・地震・落雷などの災害を受けて、保険金の請求などに必要とされる『り災証明』は、下記で発行しています。手続方法など事前に問い合わせください。

問合せ先

●火災の場合

消防本部予防課（☎ 33-0990）

●風水害・地震・落雷・雪害などの場合

総務部基地・防災課（内線 2242）

わが家の防災チェックをもう一度

- ・家族の役割分担
- ・家族が離ればなれになったときの連絡先、連絡方法
- ・避難場所、避難路の再確認
- ・家具、危険物の固定や点検整備
- ・食料や水などの備蓄と非常持出品の準備

山菜採りによる事故に注意を

山菜採りは年齢を問わず手軽に楽しめるレジャーですが、例年春先に事故が多発しています。慣れた山でも山菜採りに無我夢中になると“隠れた危険”があります。次のことに心掛け、山菜採りを楽しんでください。

- ・家族などに行き先と帰宅時刻を知らせましょう
- ・単独での入山を避け、二人以上で声を掛け合い位置を確認しましょう
- ・服装は目立つ色にしましょう
- ・携帯電話や非常食、熊よけのための鈴やラジオなどを携帯しましょう
- ・迷ったときは無理をせず、落ち着いて行動しましょう

災害見舞金

地震や火災など、災害にあったときは、その被害の状況により、被害者・遺族に見舞金を支給する制度があります。

災害の発生から30日以内に申請が必要ですので、問い合わせください。

問合せ先●保健福祉部福祉課（内線 1211）

また、共同募金委員会の見舞金、日本赤十字社からの救援物資の支給もありますので、問い合わせください。

問合せ先●共同募金委員会（福祉会館内／☎ 33-9436）

●社会福祉協議会（☎ 33-9436）／

保健福祉部福祉課（内線 1211）

準備しておきたい非常持出品

- ・懐中電灯
- ・衣服、防寒着
- ・雨具
- ・薬
- ・スリッパ
- ・ラップ
- ・ライター
- ・ヘルメット
- ・ティッシュペーパー
- ・ウェットティッシュ
- ・筆記用具、メモ帳
- ・貴重品
- ・ラジオ
- ・食料や水
- ・マスク
- ・タオル
- ・ビニール袋
- ・体温計
- ・消毒液
- ・携帯充電器



119 番通報するときは

火事や救急の場合は、落ち着いて指令員の質問に答えてください。通報の途中でも出動しますので、電話を切らないようお願いします。

住民登録・戸籍・印鑑登録

住民登録・戸籍・印鑑登録の届け出などの概要をまとめました。
詳しくは問い合わせください。

問合せ先
市民課（内線 1111）

住民登録・戸籍・印鑑登録とは

●住民登録

住民票は、あなたの居住関係を記録するもので、氏名・住所・生年月日・続柄などが、あなたの届け出によって記録されます。

この届け出は、選挙人名簿・印鑑登録・国民健康保険・年金・児童手当・乳幼児検診など、さまざまなことに使われます。住所の異動や世帯主が変わったときなどは、14日以内に届け出ることになっています。

●戸籍

戸籍は日本人の出生から死亡までの親子・夫婦関係など、身分事項を記録し、公証するものです。出生・死亡が生じた場合や婚姻・離婚などをする場合は届け出が必要です。

●印鑑登録

不動産登記や金銭貸借などのとき、印鑑登録証明書が必要です。印鑑登録は、住民票を基礎にして、印鑑の印影が本人のものであることを証するために行います。

証明の種類と手数料

区分	証明等の種類	手数料（円）
戸籍	戸籍全部事項証明（謄本）・個人事項証明（抄本）	450
	戸籍記載事項証明	350
	届書受理証明	350
		1,400
	身分証明	300
	戸籍附票	300
住民登録	除籍全部事項（謄本）・個人事項（抄本）証明・改製原戸籍	750
	住民票の写し（世帯全部・世帯一部）	300
	住民票記載事項証明	300
	その他（不在住証明）	300
	印鑑登録証明	300

※手数料は令和6年4月1日現在の金額です

戸籍・住民票の写しの請求方法と本人確認

住民票の写しの交付を請求できる人は、原則として本人または本人と住民票上同一世帯に属する人です。また、戸籍証明書の交付を請求できる人は、原則として「戸籍に記載されている人」またはその配偶者、直系尊属（父母、祖父母）、直系卑属（子、孫）の人に限りです。代理人が申請する場合は、「委任状」と「代理人の本人確認書類」が必要です。

(1) 1点で確認が可能な書類

官公庁が発行した顔写真付きの書類で有効期限以内のもの、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）、障害者手帳など

(2) 上記以外2つの組み合わせにより確認が可能な書類

官公庁が発行した顔写真なしの書類で、氏名、生年月日などが確認できるもの、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ）、住民基本台帳カード（写真なし）、公的年金手帳（証書）など（※マイナンバーの通知カードは含みません。詳しくは問い合わせください）。

証明の申請先と必要なもの

証明の種類	申請先	必要なもの
戸籍に関する証明	市役所市民課 島松支所 恵み野出張所 中恵庭簡易郵便局	・本人と確認できる書類
住民登録に関する証明		
印鑑登録証明		・印鑑登録証（証明を必要とする本人のもの）

※戸籍に関する証明は、令和6年3月1日以降、本籍が恵庭市以外の場合でも、恵庭市に申請できるようになりました（市役所のみ対応）。

※中恵庭簡易郵便局では、戸籍・住民票は最新のものののみ。

戸籍の届け出

届書	届け出期限	届け出る人	届け出場所	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	次の順位で ①父または母 ②同居者 ③出産に立ち会った医師、助産師またはその他の者	次のいずれかの市区町村 ①住所地（所在地を含む） ②本籍地 ③出生地	●届書（出生届）と出生証明書（届書と同一の用紙で医師か助産師に記入してもらう） ●母子健康手帳 ※子の名前に使用できる漢字は、常用漢字、人名漢字、ひらがな、かたかなの範囲に限られています
婚姻届	届け出のときから効力があります	夫・妻	次のいずれかの市区町村 ①住所地（所在地を含む） ②本籍地	●届書（婚姻届） ※届書には証人（成年者）2人の署名が必要です
離婚届	協議離婚の場合は届け出のときから効力があります	夫・妻	次のいずれかの市区町村 ①住所地（所在地を含む） ②本籍地	●届書（離婚届） ●裁判離婚の場合は、裁判所が発行する書類 ※届書には証人（成年者）2人の署名が必要です（裁判離婚の場合は不要）
	裁判離婚の場合は確定または調停の日から10日以内	訴えた人		

届書	届け出期限	届け出る人	届け出場所	届け出に必要なもの
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①親族 ②同居者 ③死亡した場所の家屋管理人	次のいずれかの市区町村 ①住所地（所在地を含む） ②本籍地 ③死亡地	●届書（死亡届）と死亡診断書（届書と同一用紙で医師に記入してもらう） ※死亡届が受理されると火葬許可証が交付されます
転籍届	届け出した日から本籍地が変わります	戸籍の筆頭者とその配偶者	次のいずれかの市区町村 ①住所地（所在地を含む） ②新本籍地 ③旧本籍地	●届書（転籍届）
養子縁組届	届け出のときから効力があります	養親と養子（満15歳未満のときは法定代理人）	養親と養子（満15歳未満のときは法定代理人）の住所地または本籍地の市区町村	●届書（養子縁組届） ※届書には証人（成年人）2人の署名が必要です

※婚姻、離婚（協議）、養子縁組、養子離縁（協議）、認知の届け出については本人確認を行いますので、本人確認書類（6ページ参照）を持参ください

住民登録に関する届け出

届書	届け出期限	届け出る人	届け出場所	届け出に必要なもの
転入届	恵庭市に住み始めた日から14日以内（他の市区町村から引っ越してきたとき）	本人または同一世帯員	市役所市民課 島松支所 恵み野出張所	●前住所の市区町村長が発行した転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出手続きを行った場合は不要） ●国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証（すでに加入している世帯に転入したとき） ●マイナンバーカード（カードを持っている人）
転居届	転居した日から14日以内（恵庭市内で住所を変えたとき）			●国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） ●重度・ひとり親家庭等・乳幼児医療受給者証（有資格者のみ） ●マイナンバーカード（カードを持っている人）
転出届	転出する日まで（他の市区町村に引っ越すとき）			●国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） ●マイナンバーカード（カードを持っている人）

※届け出をする人の本人確認を行いますので、本人確認書類（6ページ参照）を持参ください

外国人の届け出

外国人で次に当てはまる人は、市民課の窓口で手続きをしてください。

【中長期滞在者】

○住所を変更した人の届け出

別の市区町村に引っ越しをする際には「転出届」を提出することになり、新たにお住まいになる市区町村でも「転入届」が必要となります。手続きの際は、在留カードが必要です。

※国外への転出の際も「転出届」が必要です。また、同一市区町村内での引っ越しの際には「転居届」が必要となります

○新たに中期滞在者となった人の届け出（住所設定）

外国人が「短期滞在者」から中期滞在者（「日本人の配偶者等」や「留学」など3カ月以上の在留資格のある人）へと変更になった場合、出入国在留管理局で在留資格変更許可を受けてから14日以内に住民登録の届出をしてください。ただし、「在留資格」や「在留カード」に関する届出・手続きは、出入国在留管理局で行うこととなります。

【特別永住者】

○特別永住者の人の住所変更、特別永住者証明書の更新などはすべて市役所での手続きとなります。

印鑑登録をするとき

〈印鑑の登録〉

- 1人1つの登録に限ります。同じ印鑑で、他の人が登録することはできません
- 15歳未満の人、成年被後見人は登録できません

〈登録の方法〉

- 登録する本人が手続きしてください
- 以下のものを持参してください

- ・登録しようとする印鑑
- ・本人の確認ができる次のもののいずれか1点
 - ①運転免許証・パスポート・在留カード・マイナンバーカードなど、官公署が発行した本人の写真が貼ってあるもの1点（これらが無い場合は、健康保険証・年金手帳・預貯金通帳などの3点が必要です）
 - ②すでに恵庭市に印鑑登録をしている人が保証人となった『印鑑登録申請者の保証書』（保証人は登録印と印鑑登録証を持参）
- ※上記の①か②を持参できない場合は、その日のうちに印鑑登録をすることはできません

- 本人が窓口に来ることができないときは、代理人による申請ができます。この場合、市が指定する代理人選任届が必要です。なお、代理登録の場合は、事務手続き上、一週間程度の日数がかかります
- 登録の手数料は300円です
- 以下の印鑑は登録できません

- ・プラスチック印・シャチハタ・ゴム印など
- ・縁の欠けた印・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・一辺が8mmに満たない印鑑
- ・一辺が25mmを超える印鑑
- ・住民基本台帳に記載されている氏名で表していないもの

住民票の写しなどの休日交付

住民票の写しや印鑑登録証明書は、土・日曜日、祝日も交付できますので、ご利用ください。

※12月31日～1月3日およびシステムメンテナンス時を除く

※除かれた住民票の写しは交付できません

〈取扱時間〉 ● 8時45分～17時15分

〈取扱場所〉 ● 市役所本庁舎守衛室 ※西側正面玄関

〈休日交付する証明書、申請できる人〉

- 住民票の写し…本人又は住民票上の同一世帯員（マイナンバーは記載できません）
 - 印鑑登録証明書…本人又は代理人
- ＜申請の際に必要なもの＞

- ①本人と確認できる書類（6ページ参照）
- ②印鑑登録証（印鑑登録証明書申請時）

戸籍・住民票の郵便請求の方法について

- 便せんなどに以下のことを記載します

- ①必要なものとその通数
- ②必要な人の氏名、住所（戸籍請求の場合は本籍地、筆頭者を記載）
- ③請求者の氏名、住所、生年月日、電話番号

- さらに以下のものを同封してください

- ①手数料（郵便局の定額小為替で）
※市町村によって手数料が異なる場合があります。他の市町村に請求する場合は、事前に電話で手数料を確認してください
- ②返信用封筒（切手を貼ったもの）
- ③本人と確認できる書類の写し（6ページ参照）

コンビニでの証明交付について

住民票の写しや印鑑登録証明書はマイナンバーカード（利用者証明用電子証明が搭載のもの）を利用し、コンビニエンスストアのマルチコピー機を操作して証明を取得することができます。

〈対応店舗〉

- 全国のセブンイレブン、ローソン、セイコーマート、ファミリーマート、ラルズ、イオン北海道（マックスバリュ）

〈対応時間〉

- 6時30分～23時（システムメンテナンス日を除く）

〈証明の種類〉

- (1) 住民票の写し 100円
 - ・ 本人、本人と同一世帯の人の証明書を取得できます
 - ・ マイナンバー、住民票コード、住所、氏名の変更履歴および備考欄は記載されません
- (2) 印鑑登録証明書 100円
 - ・ 印鑑登録をされている本人の証明書を取得できます
- (3) 所得・課税証明書 100円
 - ・ マイナンバーカード所有者本人の証明書を取得できます
 - ・ 発行年度は最新年度分のみとなります

〈その他〉

暗証番号を3回連続で間違えるとカードロックされます。ロックされた場合は市役所、島松支所、恵み野出張所でロック解除をお願いします

マイナンバーカード関連手続きの予約制について

混雑緩和のため予約制を導入しています。手続きが必要な人は、事前に恵庭市マイナンバーカードコールセンターにお電話ください。申請と受け取りはインターネットでもご予約可能です。

- 恵庭市マイナンバーカードコールセンター
(☎ 33-3301)

- 恵庭市マイナンバーカード交付予約サイト
<https://tmnc.task-asp.net/cu/012319/mnr/>



マイナンバーカードに関する転入時の留意事項

- マイナンバーカードをお持ちの方が転入した場合
90日以内に市役所で継続利用手続きを行ってください。手続きせずに入転後90日を経過すると失効し、再発行する場合は有料となります。
- 前住地でマイナンバーカードを申請中の方が転入した場合
前の市区町村でマイナンバーカードを申請し、受け取り前に転出した方は、申請が取り消しとなっていますので、再度始めから申請をし直してください。

パスポートの申請・受け取りについて

日本国籍を有し恵庭市に住民登録のある人は、恵庭市役所での手続きとなります。（令和元年7月1日より、北海道パスポートセンターから恵庭市役所に窓口が変更となっています）

(1) 申請から受け取りまでに要する期間

2週間程度

(2) 申請の種類

①新規申請

初めてパスポートの申請をする人、有効期限が切れており新たにパスポートの申請をする人

②切替新規申請

有効期限が1年未満になった人、査証欄が残り少なくなった人、パスポートを損傷した人など

③訂正新規申請

パスポートの記載事項（氏、名、本籍地の都道府県など）を変更する人（有効期間を更新する場合）

④残存有効期間同一申請

パスポートの記載事項（氏、名、本籍地の都道府県など）を変更する人、査証欄が残り少なくなった人（有効期間を更新しない場合）

⑤紛失届

有効なパスポートを紛失、焼失、盗難にあった人

(3) 必要な書類

書類	注意事項	申請の種類（上記参照）				
		①	②	③	④	⑤
申請書	・用紙は市民課のほか支所・出張所に備えています ・申請内容により異なります（10年用、5年用、記載事項変更用、紛失一般旅券届出書）	○	○	○	○	○
戸籍謄本	・同一戸籍内2人以上の同時申請は戸籍謄本1通	○		○	○	
写真	・縦45mm 横35mm 顔の寸法（頭頂からあご）34±2mm ・恵庭市役所内で写真撮影できる場所はありません	○	○	○	○	○
本人確認書類	・6ページのほか「申請のごあんない」（市民課、支所・出張所に設置）を参照	○				○
有効なパスポート	・有効期限が切れている場合も可能な限り持参ください		○	○	○	

※紛失届の場合は、上記のほか「紛失を証する書類」が必要となります

(4) 手数料

手数料は、パスポート受け取り時に収入印紙と北海道収入証紙にてお支払いいただきます

申請区分	収入印紙	北海道収入証紙	合計
10年	14,000円	2,000円	16,000円
5年（12歳以上）	9,000円	2,000円	11,000円
5年（12歳未満）	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効期間同一	4,000円	2,000円	6,000円

※恵庭市役所内では収入印紙、北海道収入証紙の取り扱いはありません

税金・国民健康保険・国民年金

病気やケガ、老後の生活など、私たちの現在から将来にわたって、生活の基本的な部分を支えるのが税金、国民健康保険、国民年金です。このコーナーでは、そのおおまかな内容をご紹介します。

市税の種類

税金には、「国税」と「地方税」があります。地方税は恵庭市でいえば「道税」と「市税」に分けられます。税金にはもう一つ、使い道が特定されている「目的税」と、特定されていない「普通税」という分け方があります。市税の種類は下の通りです。

■個人市民税

- ・毎年1月1日現在、市内に住んでいて、前年に一定の所得がある人に課税されます
- ・均等割と所得に応じて負担する所得割の合計が課税額になります
- ・個人道民税、森林環境税も合わせて課税されます

■法人市民税

- ・市内に事務所、または事業所などがある法人などに課税されます
- ・均等割と、法人税額を課税標準とする法人税割の合計が課税額になります

■固定資産税

- ・1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。1月2日以降に土地や家屋・償却資産を取得した場合は、翌年から対象になります
- ・縦覧帳簿の縦覧／納税者は通常4月1日から1期目の納期限までの期間に市内の土地や家屋の評価額等を縦覧することができます
- ・課税台帳の閲覧／固定資産の所有者は、所有する資産について課税台帳を閲覧することができます。また借地・借家人についても借地・借家の課税台帳を閲覧することができます

■市たばこ税

- ・たばこの価格に含まれた税金で、たばこの卸売業者などが小売店に売り渡した時に課税されます

■鉱産税

- ・金、銀、銅など鉱物の採掘業者に、鉱物の価格を課税標準として課税されます

■軽自動車税種別割

- ・4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、バイクなどの所有者に課税されます
- ・なお、障がいのある人が使用する軽自動車については、減免の制度があります（申請先：税務課税制担当）

■軽自動車環境性能割

- ・三輪以上の軽自動車の取得者に課税されます
- ・なお、賦課徴収は道税事務所が行います

■都市計画税

- ・市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税されます

■入湯税

- ・鉱泉浴場に入った客に課税されます。ただし、12歳未満の人や修学旅行などの場合は課税されません

■特別土地保有税

- ・平成15年度より課税停止中です

●バイクや軽自動車の届出窓口

車種区分	届出窓口
125cc以下の原動機付自転車 小型特殊自動車	市役所税務課税制担当（☎ 33-3131 内線1411）
3輪、4輪の軽自動車	札幌地区軽自動車検査協会 札幌市北区新川5-20-1-21（☎ 050-3816-1763）
250ccを超える2輪の小型自動車、2輪の軽自動車	北海道運輸局札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目（☎ 050-5540-2001）

市税などを納めるには

市から送付する納税通知書により、市役所・支所・出張所または最寄りの金融機関・コンビニなどで、納期限までに納めてください。納期限の45日前までのお申し込みで、便利で安心、確実な口座振替もご利用いただけます。

■市税などの納期限

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市・道民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税	1期			2期		3期			4期			
軽自動車税種別割		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

※各納期限は12月を除き、各月末日です。12月の納期限は25日です。（納期限が土・日曜日、祝日の場合は、次の平日となります）

証明書の発行

主な証明の種類		手数料	窓 口	必要なもの
所得・課税証明	市・道民税（個人）	400円（コンビニ交付の場合は100円）	市役所税証明発行窓口 島松支所 恵み野出張所	・本人が代理人であることを証明する運転免許証や保険証などが必要です。なお、代理人の場合には委任状か代理人選任届が必要となります ・軽自動車税種別割の車検用納税証明の場合は、車検証をお持ちください
評価・公課証明	固定資産（土地・家屋）	400円		
資産証明	固定資産（土地・家屋）	400円		
納税証明	市・道民税（個人）法人市民税	400円		
	固定資産税・都市計画税	400円		
	軽自動車税種別割（車検用）	無料		

※上表のほかに、営業証明・諸証明・家屋滅失証明などがあります

■税金についての問合せ先

問合せ内容		担 当	内線番号
課 税	個人市・道民税・市たばこ税・入湯税	税務課市民税担当	1413、1414、1415
	土地（固定資産税、都市計画税）、特別土地保有税、鉱産税	税務課資産税土地担当	1416、1417
	家屋（固定資産税、都市計画税）	税務課資産税家屋担当	1418、1419
	軽自動車税、法人市民税、償却資産（固定資産税）	税務課税制担当	1411、1431
市税の納付		債権管理課徴収担当	1424～1427

国民健康保険

■加入

万一病気になったりけがをした時に、経済負担を軽くし安心して医療が受けられるための相互扶助の制度です。次の人以外は、国民健康保険への加入が義務づけられています

- ・職場の健康保険に加入している人とその家族
- ・後期高齢者医療制度に加入している人
- ・生活保護を受けている人

■手続き

国保への加入手続きなどは、次表のとおりです

届け出が必要な場合		届け出に必要なもの
国保に入るとき	市内に転入したとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書
	健康保険の扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書
	国保組合を脱退したとき	国保組合離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止証明書
	子供が生まれたとき	保険証
国保をやめるとき	市外へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保保険証、資格取得証明書または新たに取得した保険証
	健康保険の扶養家族になったとき	
	国保組合に入ったとき	国保・国保組合の各保険証
	生活保護を受けることになったとき	保険証、生活保護開始通知書
	死亡したとき	保険証
その他	住所・氏名・世帯主が変わったとき	保険証
	保険証を紛失したり、汚したとき	身分証明書、保険証（汚したとき）
	就学で親を離れ市外に転出するとき	在学証明書、保険証、新住所の住民票
	就学で市外にいた学生が親元に帰ったとき	保険証
	就学で市外にいた学生が卒業、退学、自立したとき	保険証、在学期間のわかるものなど

※1. 届け出は、14日以内（死亡の場合は7日以内）に、国保医療課、支所、出張所で行ってください

※2. 届け出時には、来庁者の本人確認できる書類と、対象となる人全員分のマイナンバーのわかるものをお持ちください

■保険税の計算

国民健康保険は、国、道の補助金や市の繰入金、そして加入者の皆さんから徴収させていただく保険税で運営しています。恵庭市の国保税額は所得割、均等割、平等割の3つの方法で計算されたものの合算です

■国保についての問合せ先

国保への加入手続きなどは、次表のとおりです

問合せ内容	窓 口	内線番号
加入などの手続き、保険税の課税、保険証について	国保医療課管理担当	1161、1162
医療費、高額療養費、特定健康診査、出産・葬祭費について	国保医療課給付担当	1163、1164
保険税の納付について	債権管理課徴収担当	1424～1427

国民年金

■加入

老後や思わぬ事故などで障がいが残ったとき、また、一家の働き手を失ったときに、生活の安定を図るのが年金です。20歳から60歳までの人は、すべて国民年金に加入しなければなりません。60歳以上65歳未満(資格の足りない場合は70歳未満)の人や、外国に在住している人も任意に加入できます。加入者は次の3種類に分けられ、保険料の納め方も違います

●国民年金の加入の種類と給付方法

種類	加入者	保険料の納付方法
第1号被保険者	20歳以上60歳未満で、農業・自営業などを営む人とその家族、学生、無職の人および任意に加入する人	国から送付される納付書で、保険料を納めてください。また口座振替およびクレジットカード払いができます
第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金に加入している人	厚生年金保険料や共済組合費の納付期間は、国民年金保険料の納付済み期間とみなされます
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人(事業主が届け出します)	保険料は、配偶者が加入している年金制度全体で負担されますので、自分で納める必要はありません

■給付の種類

- ・ **老齢基礎年金**…保険料を納めた期間(免除期間を含む)が一定の期間以上ある人は、65歳になったときに支給されます。なお、繰り上げ請求(60歳)や繰り下げ請求(75歳)することもできますが、給付額に差が出ますので、詳しくは年金担当に問い合わせください
- ・ **障害基礎年金**…加入者や加入者であった人が病気やケガで障害をもった場合(20歳前に障がいを持った場合を含む)に支給されます(受給要件がありますので、詳しくは年金担当に問い合わせください)
- ・ **遺族基礎年金**…国民年金の加入者や保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある人が亡くなったとき、その人に養われていた子どもがいる配偶者または子どもに支給されます(養われていた子には、年齢などの受給要件があります。詳しくは年金担当に問い合わせください)
- ・ **そ の 他**…上記以外に、国民年金独自の給付として、第1号被保険者に対し付加年金・寡婦年金・死亡一時金、特別障害給付金などがあり、年金生活者を支援するための年金生活者支援給付金があります

■手続き

次のような場合は、届け出が必要です。健康保険証・雇用保険離職票・年金手帳・基礎年金番号通知書などを持参してください

●環境の変化による届出

こんなときは?	こうする	届出先
会社を退職した	国民年金への加入手続き	市役所年金担当
結婚(退職)で夫(妻)の扶養になった	第3号被保険者への種別変更	夫(妻)の勤務先
配偶者の扶養からはずれた	第1号被保険者への種別変更	市役所年金担当
配偶者が会社を変った	第3号被保険者の継続	夫(妻)の新しい勤務先
年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失した	再交付の手続き	第1号被保険者→市役所年金担当 第3号被保険者→年金事務所

●保険料の納付についての届出

こんなときは?	こうする	届出先
納付書を紛失した	納付書の再交付	年金事務所
保険料を納めるのが困難	納付免除・納付猶予の申請	市役所年金担当
学生で保険料を納めるのが困難	学生納付特例の申請(学生証を持参)	市役所年金担当
保険料を納めすぎた	保険料還付の請求	年金事務所
妊娠・出産した	産前産後の免除申請(第1号被保険者のみ)	市役所年金担当

●年金の請求についての届出

こんなときは?	こうする	届出先
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求	第1号被保険者期間のみ→市役所年金担当 第3号被保険者期間を含む→年金事務所
障がいをもったとき	障害基礎年金の請求	初診日が第1号被保険者→市役所年金担当 初診日が第3号被保険者→年金事務所 20歳前に障がいをもった→市役所年金担当
国民年金のみ加入中に死亡した	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金などの請求	市役所年金担当
障害基礎年金のみ、老齢基礎年金のみ、遺族基礎年金のみの受給者が死亡した	死亡届(生計を共にする親族がいらない場合) 未支給分の請求(生計を共にする親族がいる場合)	市役所年金担当

問合せ先

市民課国民年金担当(内線1117)
新さっぽろ年金事務所(☎011-892-9316)

高齢者のために

—保健福祉・医療編—

恵庭市は、全道 35 市の中で介護認定率（要支援 1・2、要介護 1～5）が一番低いまちです。ここでは、高齢者の皆さんができるだけ不安のない暮らしを送ることができるように、様々な制度を一覧にしました。

高齢者の健康づくり・介護予防

問合せ先：介護福祉課（内線 1209、1246）

名称	内容
家庭訪問	保健師・管理栄養士が健康に関する相談や介護予防のアドバイスをを行います
介護予防講演会・出前講座	「介護予防」をテーマに講演会を開催します。また、自治会等に出向き、出前講座を行います
いきいき百歳体操 サポーター養成講座	「いきいき百歳体操」のサポートを行うボランティアサポーターの養成をします
プレミアム健康度チェック	骨密度チェックなどを行い、結果をもとに保健師、栄養士、歯科衛生士が個別相談を行います
えにわウェルカム 75	年度内に 75 歳を迎える方を対象に、後期高齢者医療制度や健康づくりの講話を行います

介護予防と生活支援サービス（社会福祉協議会）

問合せ先：社会福祉協議会（☎ 33-9436）

名称	内容	利用回数・料金等
布団丸洗い・乾燥・消毒サービス	過去 6 カ月寝たきりの状態で、介護保険法の要介護度が 3～5 の判定を受けた高齢者や身体障がい者を対象にふとんの丸洗い、乾燥、消毒を行います	利用料 洗濯料の 1 割 利用回数 1 人年 3 回まで
訪問理美容サービス	6 カ月以上在宅で寝たきり状態の高齢者や重度身体障がい者、または日常的に車いすを利用する 65 歳以上の高齢者で要介護度 3 以上の認定を受けた人が対象です	利用料 1 回 300 円 利用回数 1 人年 6 回まで
外出支援サービス	日常的に車いすを使用していて、公共交通機関を利用しにくい高齢者や障がい者を対象に、通院や手続き、催しなどの送迎を行います。市内は、土・日曜日にも利用できます	利用料 片道 200 円（市内） その他 事前に登録が必要
除雪サービス	除雪が困難なひとり暮らしの高齢者世帯などに対し、玄関から道路までの除雪をして生活道路を確保します（おおむね 1m 幅）。詳細は、問い合わせください。毎年度申し込みが必要です	利用者負担額（一冬あたり） ①生活保護世帯 無料 ②市民税非課税世帯 5,000 円 ③市民税課税世帯 10,000 円 詳しくは問い合わせください

医療機関にかかるとき

問合せ先：国保医療課（内線 1167、1168）

名称	対象者	内容	利用方法
医療費の給付	後期高齢者医療制度 ① 75 歳以上の人（75 歳の誕生日から加入。手続きは必要ありません） ② 65 歳～74 歳で一定の障がいのある人（申請し、認定を受けた日から加入します）	一部負担金（医療費の 1 割～3 割。2 割または 3 割は一定以上所得世帯の人）を除く全額を給付。ただし、保険適用外を除く。また、自己負担が高額になり、限度額を超えた場合は、超えた分が申請により後から支給されます ※ 2 回目からは申請の必要はありません	医療機関の窓口で、後期高齢者医療被保険者証を提出すると、自動的に受けられます ※ 該当すると思われる人で、後期高齢者医療被保険者証のない人は、問合せ先まで連絡ください

※ 1. 後期高齢者医療制度の運営は、北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）が行っています

※ 2. 入院中の食事代の標準負担額は、460 円／食です。また、住民税非課税世帯や指定難病医療受給者証をお持ちの場合、軽減になる制度があります。国保医療課に相談ください

予防接種を受けるとき

問合せ先：保健課（☎ 25-5700）

種類 (対象疾患)	対象年齢および接種方法	利用方法
高齢者肺炎球菌ワクチン (肺炎球菌による肺炎・髄膜炎など)	① 満 65 歳の人 ② 60 歳～65 歳未満で心臓・腎臓または呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいを持つ障害者手帳 1 級の人 ・ 1 回（過去にこのワクチンを接種したことのない人が対象） ※詳しくは問い合わせください	指定医療機関で個別に接種してください (指定医療機関は市民健康カレンダーで確認してください)
高齢者等インフルエンザ (インフルエンザ)	① 65 歳以上の人 ② 60 歳～65 歳未満で心臓・腎臓または呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいを持つ障害者手帳 1 級の人 ・ 1 回（各年度の実施期間中） ※詳しくは問い合わせください	予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関に確認ください 料金 高齢者肺炎球菌 2,500 円 インフルエンザ 1,000 円 ※生活保護受給者は無料 成人風しんワクチン 無料
成人風しんワクチン ※令和 7 年 3 月末まで実施	① 昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性 ※抗体検査を実施。その結果、免疫がないと判明した人のみ接種。 詳しくは問い合わせください	

※市外の施設入所、市外医療機関への入院などの理由で恵庭市以外の市町村や医療機関での接種を希望する場合は、事前に申請手続きが必要です

一人暮らしの高齢者の安心のために

問合せ先：社会福祉協議会（☎ 33-9436）

名称	内容	利用料金等
緊急通報システム端末機の貸し出し	病気などにより日常生活に支障のある、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者などを対象に、24 時間いつでも緊急通報できる携帯端末機を有料で貸し出します。	利用料／毎月 300 円
配食サービス	病気や障がいなどにより調理が困難な高齢者世帯に夕食弁当を配達し、あわせて安否確認を行います	利用料／1 食 470 円～644 円 ※選択事業者によって異なります 休み／年末年始、一部日曜休み
介護用品の支給	自宅で過去 1 か月以上紙おむつなどの介護用品を使用している寝たきりの高齢者、または 4 歳以上の重度心身障がい者に介護用品を支給します	支給対象／前年度の所得税非課税世帯 支給枚数等／おむつ等の種類により異なります ※支給用品額の 1 割を自己負担、支給用品の月額上限 6,500 円

自宅で高齢者の介護をしている人に

問合せ先：介護福祉課（内線 1221、1222）

名称・問合せ先	内容	利用料金等
恵庭市 SOS ネットワーク	未帰宅となる可能性のある人の名前や特徴などの情報を本人や家族の同意を得て、あらかじめ登録しておく「事前登録制度」と「メール配信サービス」で早期発見・保護に努めます	利用料／無料 その他／事前登録制度は顔写真が必要になります
家族介護者交流事業	介護者同士がお互いの介護に関する悩みなどを話し合うことを主とした交流をすることで、心身の負担を軽減できる場を提供します	※開催にあたっては「広報えにわ」などでお知らせします

在宅での介護が困難になったとき

問合せ先：介護福祉課（内線 1224）

名称	内容	利用回数・料金等
養護老人ホーム等への入所	家庭環境や住宅事情、経済的な事情、心身上などの理由で、在宅での生活が困難な高齢者が入所できます 市内には養護老人ホームがありませんので、他の市町村にある施設を利用しています また、入所する施設を選ぶことはできません 養護老人ホームへの入所は、入所判定委員会の判定によって決まります	利用料 入所者本人、および扶養義務者の負担能力に応じて負担金の支払いが必要になります

在宅高齢者の介護・支援の相談窓口一覧

名称・問合せ先	内容
◆たよれーる・ひがし (恵庭市ひがし地域包括支援センター) (☎ 29-5541) ◆たよれーる・みなみ (恵庭市みなみ地域包括支援センター) (☎ 34-8467) ◆たよれーる・きた (恵庭市きた地域包括支援センター) (☎ 25-3100) ◆たよれーる中島・恵み野 (恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター) (☎ 36-0036)	高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が続けられるように、介護に関する悩みや心配事の相談などをお受けし、心身の状況にあわせた総合的なサービス利用などの相談・調整を行います。要介護認定で要支援1、2と判定された人、介護支援が必要になるようなサインがみられる人には、介護予防に取り組むための事業等について説明・相談を行います
◆介護福祉課 (内線 1209、1221、1222、1223、1224、1227、1228、1229、1246)	介護保険の認定申請、各種保険サービスの利用、保険料、在宅高齢者などの介護や福祉に関する相談などを行います
◆保健課 (☎ 25-5700)	在宅高齢者の健康について、保健師、栄養士、歯科衛生士が相談に応じます
◆社会福祉協議会 (恵庭市成年後見支援センター) (☎ 32-0007)	高齢や障がいにより、福祉サービスの手続きや生活費・預金通帳などの金銭管理、大切な書類の保管など、日常生活の判断に不安のある人の預かりのお手伝いとして、日常生活自立支援事業（有料）があります。また、成年後見制度の相談支援も行っております。いずれも相談は無料ですので、まずは電話で問い合わせください
◆成年後見センター・リーガルサポートさっぽろ (☎ 011-280-7078) ◆札幌弁護士会高齢者・障がい者支援センター「ホッと」 (☎ 011-242-4165) ◆北海道社会福祉士会権利擁護センター「ばあとなあ北海道」 (☎ 011-213-1313) ◆一般社団法人 北海道成年後見支援センター (北海道行政書士会) (☎ 011-210-0650)	認知症、知的障がい、精神障がいによって、判断能力が十分ではない人が、相続や売買などにおいて法律上の問題があった場合に、不利益を受けないように保護・支援する成年後見制度についての相談をお受けします

毎日の暮らしの中で

こんなとき	内容	問合せ先
仕事がしたい	高齢者で仕事をしたい人のために、短期的・臨時的な仕事を提供しています	シルバー人材センター (☎ 34-0311)
仕事を頼みたい	短期的・臨時的な仕事をお受けしています。ご相談ください	シルバー人材センター (☎ 34-0311)

地域活動、趣味、レクリエーション

こんなとき	内容	問合せ先
趣味や活動の場所が欲しい	老人クラブ活動をはじめ、趣味やレクリエーション活動には、地域の老人憩の家を利用ください	介護福祉課 (内線 1223)
話や交流できる仲間がほしい	各地域の老人クラブでは、スポーツ、社会奉仕活動などを通じ交流を深めています。加入は、地域の老人クラブ会長に直接申し込みください	介護福祉課 (内線 1223)
だれかの役に立ちたい	ボランティアセンターでは、ボランティアを知りたい、活動してみたい人の窓口になっています。平成28年度から「恵庭市介護支援ボランティアポイント事業」、令和3年度から「有償サービス事業」が始まっています	ボランティアセンター (社会福祉協議会) (☎ 32-0007)
老人クラブ活動の足がほしい	老人クラブ活動などには、福祉バス（リフト付き）を運行しています	介護福祉課 (内線 1223)
知識や教養を深めたい	長寿大学／63歳以上の人を対象に一般教養、高齢期の生活文化などを学びます 開設時期▶4月～3月（年20回程度） 入学生募集期間▶2月上旬 課程▶4年課程 ※卒業後、希望により大学院（2年）課程があります その他／市民講座・公民館サークルなどもあります	社会教育課 (内線 1715)
体力を向上し、健康な生活を長く続けたい	介護予防シニア体力測定会／高齢者の健康と関連の深い、全身持久力、筋力、柔軟性等を測定し、健康増進、介護予防につなげます 対象▶老人クラブ会員や60歳以上の人 介護予防老人健康ハイキング／歩くことは健康の基本です。毎年、各地公園の散策やハイキングコースを歩きます	介護福祉課 (内線 1223)

敬老の日を迎えて

問合せ先：介護福祉課（内線 1223）

名称	内容
敬老祝品の贈呈	長寿をお祝いし、年齢の節目に敬老祝品を贈呈します 対象者▶9月1日現在で6カ月以上市内に居住し、その年の4月1日～翌年3月31日の間に満100歳を迎える人 贈呈時期▶毎年9月中

高齢者のために

ー介護福祉編ー

高齢者をみんなで支え合う介護保険制度。ここでは、**問合せ先**
 介護保険の手続き、利用できる介護サービスの内容、**介護福祉課**
 事業者、施設などをまとめてお知らせします。
 内線1227、1222（介護認定）
 内線1228、1229（介護保険）

介護保険のサービスを利用できる人

介護サービスを利用するには「介護または支援が必要であると認定されること」が必要です。そのための申請は、市の介護福祉課窓口で行います。ただし、この申請は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設（18ページ参照）に代行してもらうことができます。

介護予防・日常生活支援総合事業でのサービス利用

65歳以上の人で訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）を希望する人は、ご自身の健康状態をチェックする基本チェックリストで該当すれば、事業対象者と認定されサービスを利用できます。

介護保険の届け出一覧

こんな時には届け出を	届け出に必要なもの	手続方法
介護認定を受けるとき	①認定申請書 65歳以上の人▶介護保険被保険者証 40～64歳の人▶健康保険被保険者証	本人、家族などが要介護認定の申請をしてください。申請は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設も申請を代行することができます
転入するとき	《認定を受けている人》 ①認定申請書 ②介護保険受給資格証明書 《認定を受けていない人》 特に必要ありません	転入してから14日以内に介護福祉課、支所・出張所で手続きをしてください 介護保険被保険者証を後日郵送します
転出するとき	《認定を受けている人》 ①介護保険被保険者証 《認定を受けていない人》 ①介護保険被保険者証	介護保険受給資格証明書をお渡ししますので転出してから14日以内に転出先へ提出してください 介護保険被保険者証を介護福祉課へお返しください
被保険者が亡くなったとき	①介護保険被保険者証	亡くなられた人の介護保険被保険者証を介護福祉課へお返しください
被保険者証を紛失したとき	①介護保険被保険者証等再交付申請書 ②本人確認ができる書類	被保険者証を再交付しますので、介護福祉課、支所・出張所で申請ください

介護保険の要介護認定で認定された人、総合事業対象者が利用できるサービス

①訪問によるサービス

サービス名	内容	対象
訪問型短期集中予防事業	保健師、栄養士、歯科衛生士が家庭を訪問し、栄養状態、口腔機能改善の支援を行います	要支援者 総合事業対象者
定期巡回・臨時対応型訪問介護・看護	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを受けます	要介護者
訪問介護・訪問介護相当サービス	訪問介護員が家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います	要介護者 要支援者 総合事業対象者
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。要支援者は、介護予防を目的としたサービスを受けます	要介護者 要支援者
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、リハビリテーションを行います	
訪問看護・介護予防訪問看護	看護師などが家庭を訪問して、療養の世話や診療の補助を行います	
居宅療養管理指導・介護予防療養管理指導	医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います	

②通所によるサービス

サービス名	内容	対象
通所型短期集中予防事業	恵庭市が委託している事業所が実施する機能向上プログラムに3カ月間、週1回（全12回）通い、生活機能の改善を目指します	要支援者 総合事業対象者
通所介護・通所介護相当サービス	デイサービスセンターなどで食事や入浴などの日常生活上の支援を行います	要介護者 要支援者 総合事業対象者
通所型サービス A	デイサービスセンターなどで体操等の運動、レクリエーションなどを行います	要支援者 総合事業対象者
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設などで日常生活上の支援やリハビリテーションを行います	要介護者 要支援者
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症と診断された人に対し、食事や入浴などの日常生活上の支援を行います	要介護者 要支援者

③短期入所によるサービス

サービス名	内容	対象
短期入所生活介護・ 短期入所療養介護・ 介護予防短期入所生活介護・ 介護予防短期入所療養介護	特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や介護を提供します	要介護者 要支援者

④施設で利用できるサービス

サービス名	内容	対象
特別養護老人ホーム	常時介護が必要で、居宅での生活が困難な高齢者が対象になります。要介護1、2の方は原則利用できません	要介護者
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションや看護が必要な高齢者が対象になります	
介護医療院	長期にわたり医学的な管理のもと療養が必要な高齢者が対象になります	

⑤その他の居宅サービス

サービス名	内容	対象
特定施設入居者生活介護・ 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所している高齢者に、日常生活上の支援や介護を行います	要介護者 要支援者
認知症対応型共同生活介護・ 介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症のため介護を必要とする人が9人程度で共同生活を営む住居で介護を行います ※要支援1の人は該当になりません	
小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護	通い(通所)を中心に、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供します	
福祉用具の貸与・ 介護予防福祉用具の貸与	日常生活の自立を支援するための福祉用具を貸与します。一部貸与の対象とならないものがあります。詳しくは問い合わせください	
福祉用具・ 介護予防福祉用具の購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を支給します。一部購入の対象とならないものがあります。詳しくは問い合わせください	
住宅改修費・ 介護予防住宅改修費の支給	手すりの取付や段差の解消など、小規模な住宅改修費を支給します。詳しくは問い合わせください	
ケアプランの作成 (居宅介護支援・介護予防支援)	要介護者に対し、介護支援専門員がケアプラン(介護保険サービスの利用計画)を作成します。また、要支援者に対しては、地域包括支援センターなどの職員が介護予防ケアプランを作成します。なお、介護サービスを受けるためには、ケアプランが必要です	
看護小規模多機能型居宅介護	通い(通所)を中心に、訪問(介護・看護)や宿泊を組み合わせたサービスを提供します	要介護者

利用料について

利用料の支払い	・介護サービスを利用したときにかかった費用の1割～3割を自己負担します ※所得が一定以上ある65歳以上の人は2割～3割負担となります ・施設に入所している場合は、上記の費用のほかに食事代などを自己負担します
利用料負担の軽減等	市民税非課税世帯で一定の要件を満たす人が、社会福祉法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護、特別養護老人ホームの入所を利用したときは、利用料負担の1/4が軽減されます(市に申請が必要です)
高額介護サービス費の支給額	介護サービスを利用し、自己負担額(かかった費用の1割～3割)が、下記の上限額を超えた場合、申請により、その超えた額が後日支給されます ①利用者負担第1段階 対象▶生活保護受給者 利用上限額▶月15,000円 ②利用者負担第2段階 対象▶世帯全員が市民税非課税で年金収入と合計所得金額の合算額が80万円以下の人 利用上限額▶月15,000円 ③利用者負担第3段階 対象▶世帯全員が市民税非課税で年金収入と合計所得金額の合算額が80万円超の人 利用上限額▶月24,600円 ④利用者負担第4段階(現役並み所得者Ⅰ、一般) 対象▶本人は市民税非課税だが世帯員のいずれかが市民税課税の人、または市民税課税で課税所得380万円(年収約770万円)未満の人 利用上限額▶月44,400円 ⑤利用者負担第4段階(現役並み所得者Ⅱ) 対象▶課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収1,160万円)未満の人 利用上限額▶月93,000円 ⑥利用者負担第4段階(現役並み所得者Ⅲ) 対象▶課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の人 利用上限額▶月140,100円
食費・居住費の負担額	介護施設に入っている場合は、食費および居住費も負担します。所得の低い人は、市に申請することにより認定証が交付されます ①利用者負担第1段階 食費▶300円/日 居住費▶820円/日 ※R6.8月から880円/日 ②利用者負担第2段階 食費▶390円/日(短期入所の場合600円/日) 居住費▶820円/日 ※R6.8月から880円/日 ③利用者負担第3段階1 食費▶650円/日(短期入所の場合1,000円/日) 居住費▶1,310円/日 ※R6.8月から1,370円/日 利用者負担第3段階2 食費▶1,360円/日(短期入所の場合1,300円/日) 居住費▶1,310円/日 ※R6.8月から1,370円/日 ④利用者負担第4段階 施設との契約により設定されます ※居住費はユニット型個室の金額です。多床室などは金額が異なります

介護サービスを提供する事業所・施設一覧（市内所在分）

令和3年10月1日現在

名称	住所・電話番号
たよれーる・ひがし （恵庭市ひがし地域包括支援センター）	末広町 125-1 ☎ 29-5541
たよれーる・みなみ （恵庭市みなみ地域包括支援センター）	柏木町 429-6 ☎ 34-8467
たよれーる・きた （恵庭市きた地域包括支援センター）	島松本町 1 丁目 11-1 ☎ 25-3100
たよれーる中島・恵み野 （恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター）	恵み野西 2 丁目 3-10（シャロームめぐみの内） ☎ 36-0036
ケアプランステーション恵庭みなみ	住吉町 2 丁目 4-14 ☎ 32-3865
恵庭ケアプラン相談センター	恵み野北 3 丁目 1-1 （恵庭リサーチ・ビジネスパークセンタービル 2F） ☎ 36-2055
恵望園居宅介護支援事業所	柏木町 429-6 ☎ 21-9685
医療法人北農会 恵み野居宅介護支援事業所	恵み野西 2 丁目 3-10（シャロームめぐみの内） ☎ 29-3737
医療法人盟侑会 指定居宅介護支援事業所アートプラン	西島松 567-1（老人保健施設アートルライフ恵庭内） ☎ 37-1511
社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	末広町 125-1（恵庭市第2福祉会館内） ☎ 33-1120
居宅介護支援事業所だんらん	有明町 1 丁目 8-8 ☎ 35-3500
ラ・デュース総合在宅ケアセンター 居宅介護支援事業所	黄金中央 4-7-1 ☎ 29-5950
介護相談所ふあいん	恵み野西 3 丁目 8-8 ☎ 21-8098
介護相談センター萌えにわ	和光町 5 丁目 16-6 ☎ 29-5311
介護相談つくし	恵み野東 2 丁目 7-5 ☎ 37-1687
居宅介護支援事業所きずな	大町 1 丁目 8-5 ☎ 39-5100
居宅介護支援事業所プレサポ	黄金中央 1 丁目 13-1 ☎ 29-5785
緩和ケアクリニック・恵庭 居宅介護支援事業所	白樺町 3 丁目 22-1 ☎ 25-3151
居宅介護支援事業所 桜	恵み野里美 1 丁目 2-13 ☎ 29-7612
いちい居宅介護支援事業所	有明町 4 丁目 1 番 1 号 ☎ 25-8010
居宅介護支援事業所 リリーフ	本町 178 エルムハイツⅡ 101 号 ☎ 29-6282
指定居宅介護支援事業所えびす	島松東町 4 丁目 3 番 13 号 ☎ 25-3824

※介護事業所等の掲載情報は介護保険サービスを利用するために必要な相談・手続き・ケアプランの作成などを行う「指定介護予防支援事業所（要支援認定の人が対象）」および「指定居宅介護支援事業所（要介護認定の人が対象）」を掲載しています

おとなの健康

食習慣・運動習慣・休養・喫煙・飲酒等の改善が、多くの生活習慣病の予防へつながります。そこで、定期的に健（検）診を受け、生活改善の目安として、また異常の早期発見の手段とすることも大切です。

病気の早期発見のために

名称	内容	利用方法
健康診査	対象: 35歳～39歳の人、35歳以上の生活保護世帯の人 検査項目: 身体測定、血圧測定、検尿、血液一般検査、心電図検査など 料金: 1,000円（生活保護世帯の人は無料）	申し込みが必要です。『広報えにわ』で日程、会場を確認ください 【問合せ・申込先】 保健課（☎ 25-5700）
特定健康診査	対象: 40歳～74歳の国民健康保険加入者 検査項目: 身体測定、血圧測定、検尿、血液一般検査、心電図検査など 料金: 無料	加入している医療保険者に実施方法、指定医療機関を確認ください 【問合せ・申込先（恵庭市国民健康保険加入者）】 国保医療課（内線 1163）
後期高齢者健康診査	対象: 後期高齢者医療制度加入者 検査項目: 身体測定、血圧測定、検尿、血液一般検査、心電図検査など 料金: 無料	【問合せ・申込先】 国保医療課後期担当（内線 1167）
肝炎ウィルス検診	対象: 35歳以上の人 料金: 600円	集団検診・送迎バス検診・レディース検診時に希望者について実施します※これまでに肝炎ウィルス検診を受けたことがある人は対象外です 【問合せ・申込先】 保健課（☎ 25-5700）
胃がん検診（バリウム検査）	対象: 35歳以上の人 料金: 1,500円	事前に申し込みが必要です。『広報えにわ』で日程、会場を確認ください。市内で行う集団検診・レディース検診、または北海道がん協会札幌がん検診センターで受診できます 子宮がん、乳がん検診は2年に1度の隔年検診です 市内の指定医療機関でも受診できます ※エキノコックス症検診を除く 【問合せ・申込先】 保健課（☎ 25-5700）
子宮がん検診	対象: 20歳以上の女性 料金: 1,600円	
乳がん検診	対象: 35歳以上の女性 料金: 1,700円	
大腸がん検診	対象: 35歳以上の人 料金: 700円	
結核検診 肺がん検診（胸部X線撮影）	対象: 35歳以上の人 料金: 800円	
肺がん喀痰検診	対象: 35歳以上の人 料金: 800円	
エキノコックス症検診	対象: 小学3年生以上で、過去5年間で受けたことのない人 料金: 無料	
歯周疾患検診	対象: 40、50、60、70歳、妊婦 料金: 500円	市内の指定歯科医療機関で受診できます。詳しくは、ホームページをご確認ください
後期高齢者歯科健康診査	対象: 後期高齢者医療制度加入者 料金: 無料	【問合せ・申込先】 国保医療課後期担当（内線 1167）

※ 1. 健康診査は、がんをはじめとする生活習慣病などの予防と早期発見を目的に実施しています。定期的に受診するようにしましょう

※ 2. 受診日現在、生活保護世帯、市民税非課税世帯の人は、がん検診の料金が無料です。申し込み時にお知らせください。

※ 3. 健（検）診の詳しい日程は、『広報えにわ』および『健康カレンダー』でお知らせしています

健診を受けたら…

問合せ先：保健課（☎ 25-5700）

名称	内容	利用方法
特定保健指導・保健指導	健診結果から一定の基準の中で、「動機付け支援」「積極的支援」と判定された人は、個別または集団での指導を受けられます また、治療有り無しに関わらず生活習慣改善や見直しによる重病化予防が必要な人への保健指導を行っています	個別に案内します
健診結果説明会（健診結果活用塾）	自分の健診結果の見方を知り、体の中で起こっていることや生活習慣の改善の方法について保健師・栄養士が説明します	詳しくは『広報えにわ』に掲載します

健康づくりの学びと相談

名称	内容	利用方法
健康づくり講演会	生活習慣病のさまざまなテーマについて、医師等による講演会を開催します	【問合せ先】 保健課（☎ 25-5700）
がん予防普及啓発セミナー	がんの原因や検査、予防などの情報を皆さんに知ってもらうことが出来るよう、医師などによるセミナーを開催します	
出前講座	町内会・自治会・サークル・企業などのさまざまな団体を対象に、健康や栄養をテーマとした講座に出向きます	
ウォーキング・ノルディックウォーキング	・ウォーキングやノルディックウォーキングに関して学び、体験を取り入れた教室を行います ※ノルディックウォーキングボールの貸し出しあり ・市内オアスメコースを掲載した「ウォーキングマップ」を活用ください ※配布場所▶保健センター、市役所、支所・出張所ほか	【問合せ先】 健康スポーツ課（☎ 25-5727）
健康相談	生活習慣病や心身の健康、食生活や運動、口腔などの健康について保健師、栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。 健康づくり相談日（月1回）では、血圧・体重・体脂肪測定など健康度測定も実施しています。その他、来所・電話相談も随時応じています	【問合せ先】 保健課（☎ 25-5700）
訪問指導	在宅療養、生活習慣病の予防など、健康について保健師、栄養士、歯科衛生士が訪問して応じます	

心の悩み、不安を相談したいとき

名称	内容	利用方法
こころの健康づくり講演会	こころの健康づくりについて、専門家による講演会を開催します	【問合せ先】 保健課（☎ 25-5700）
医師による こころの健康相談	精神神経科の医師が、心の健康や悩みについて個別に相談を受けます 保健師による相談は随時受けます 日程は『広報えにわ』、ホームページなどに掲載します	【申込先】 千歳保健所（☎ 23-3175） ※予約制。前の週の金曜日の午前中までに申し込みください

エイズの相談・検査をしたいとき

名称	内容	問合せ先
エイズ電話相談	エイズに関する相談や検査が受けられます	千歳保健所エイズ専用電話（☎ 22-1199） 千歳保健所（☎ 23-3175）

医療機関にかかったとき（医療費の公費負担制度のあらまし）

名称	内容	問合せ先
結核医療費一部助成	結核の治療費のうち、5%の自己負担を除き、残りを公費などで負担します 対象者 ▶結核の治療を受けている人	対象者には、病院から制度の紹介があります 詳しくは、千歳保健所（☎ 23-3175）へ
特定疾患医療費一部助成	認定を受けた疾患の医療費について、特定疾患の制度で定める自己負担額を超えるものについて、公費で負担します 対象者 ▶難病のうち、国および北海道が指定した疾患の認定を受けている人	

骨髄バンク・臓器移植について

名称	内容	問合せ先
骨髄バンク	移植、ドナー登録に関する内容、相談、情報提供	（公財）日本骨髄バンク （☎ 03-5280-1789）
臓器移植	臓器移植に関する相談・問い合わせ	（公社）日本臓器移植ネットワーク （☎ 0120-781-069） （公財）北海道移植医療財団 （☎ 011-590-0217）

障がいのある人のために

障がいのある人が安心して暮らすためには、障がいのある人が自分で暮らせるまちづくりやいろいろな福祉制度も必要です。ここでは、利用できる制度をまとめ、その内容や利用方法などを簡単に紹介します。

手帳に関する手続きは

問合せ先：障がい福祉課（内線 1219、1331）

手帳の名称	初めて手帳を申請する時	紛失または破損した時	障がいの程度が変わった時	氏名・住所が変わった時	死亡または障がい者がなくなった時
身体障害者手帳手続き	・ 指定の診断書※ 1（3カ月以内） ・ 写真 1 枚（1 年以内）※ 2	・ 手帳（破損したとき） ・ 写真 1 枚※ 2	・ 手帳 ・ 指定の診断書※ 1 ・ 写真 1 枚※ 2	・ 手帳	・ 手帳
療育手帳手続き ※ 18 歳未満の人は、えにわっこ応援センター（内線 1232、1241）	・ 写真 1 枚※ 2	・ 手帳（破損したとき） ・ 写真 1 枚※ 2	・ 手帳 ・ 写真 1 枚※ 2	・ 手帳	・ 手帳
精神障害者保健福祉手帳手続き	・ 障害年金証書、直近の年金払込通知書または指定の診断書※ 1 ・ 写真 1 枚※ 2 ・ 印鑑	・ 手帳（破損したとき） ・ 写真 1 枚※ 2	・ 手帳 ・ 障害年金証書、直近の年金払込通知書または指定の診断書※ 1 ・ 写真 1 枚※ 2 ・ 印鑑	・ 手帳 ・ 札幌市および道外から移動の場合は、新たに手帳交付の申請が必要のため、写真（※ 2）と印鑑	・ 手帳

- ※ 1. 身体障害者手帳の手続きには、障がい福祉課に備え付けの申請書と 3 カ月以内に発行された指定の診断書が必要です。また、精神障害者保健福祉手帳の手続きには、障がい福祉課に備え付けの申請書と指定の診断書または障害年金証書の写し、年金払込通知書及び同意書が必要です
 ※ 2. 写真の大きさは、横 3cm、縦 4cm です（1 年以内に撮影されたものが使用できます ※ マスク、帽子等は外し、後ろに人が写っていないもの）
 ※ 3. 療育手帳の交付手続きの前に、所定の機関で判定を受けていただきます
 ※ 4. マイナンバーのわかるものを持参ください

福祉用具が必要な時は

問合せ先：障がい福祉課（内線 1219、1331）

制度の名称	制度の内容	対象となる福祉機器
自立支援補装具の支給・修理	体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補い、日常生活などを容易にするための用具を支給します	盲人安全つえ、義眼、義手、義足、補聴器、車いす、歩行器、座位保持装置、上下肢装具など
日常生活用具の給付	障がい者が家庭生活を営むうえで不便をなくし、自立した生活を営むことができるように、用具を給付します	ストマ用装具、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マット、盲人用時計、移動・移乗支援用具、拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、特殊便器、ネプライザー、住宅改修など

- ※ 1. 福祉用具を購入する前に、必要とする福祉用具の見積書を添えて申請してください。すでに購入した福祉用具は、給付の対象となりません
 ※ 2. 本人および扶養義務者の課税状況に応じて、原則費用の 1 割を負担していただくことがあります
 ※ 3. 障がいやその程度によって、給付できる福祉用具に制限があります
 ※ 4. 用具によっては、判定が必要になるものがあります。判定は、北海道立心身障害者総合相談所（札幌市）で用具の利用者本人と面接のうえ行われます
 ※ 5. 介護保険の被保険者は、介護保険での貸与が優先になる場合もあります

税金の控除など

制度の名称	制度の内容	問合せ先
所得税・住民税の控除 ・ 障害者控除 ・ 特別障害者控除 ・ 小規模企業共済等掛金控除	障害者控除：本人または配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B 判定、精神障害者保健福祉手帳 2～3 級の場合に受けられます 特別障害者控除：本人または配偶者、扶養親族が身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級の場合に受けられます 小規模企業共済等掛金控除：心身障害者扶養共済制度加入者で、現在掛金を支払っている場合に受けられます	税務課（内線 1414） 札幌南税務署（☎ 011-555-3900）
事業税の減免	重度の視力障がい者（失明または両眼の視力 0.06 以下の人）が行う、あんま・はり・きゅうなどの医業に類する事業は非課税となります	札幌道税事務所（☎ 011-746-1191）
自動車税・軽自動車税の減免	障がい者本人または障がい者と生計を同じくする人が運転し、主に障がい者のために使用する自動車や軽自動車の自動車税および軽自動車税が減免されます（対象となる障害および等級に制限があります）	札幌道税事務所（☎ 011-746-1194） 自動車税（種別割・環境性能割） 軽自動車税（環境性能割） 税務課（内線 1411） 軽自動車税（種別割）
相続税の減免	障がい者が相続により財産を取得した場合、相続開始の日から 70 歳に達するまでの年数×6 万円（特別障害者は 12 万円）が障害者控除として相続税から差し引かれます	札幌南税務署（☎ 011-555-3900）

公共料金などの減免は

問合せ先：障がい福祉課（内線 1219、1331）

制度の名称	制度の内容	利用方法
火葬場使用料の減免	身体障害者手帳 1～2 級または、療育手帳 A 判定の手帳を持つ障がい者がいる住民税が課税されていない世帯に対し、火葬場の使用料の全額が免除されます	手帳、印鑑を持参し市民課へ申請
NHK 放送受信料の減免 ・全額免除 ・半額免除	障がいのある人を対象に受信料が免除となります ■全額免除の対象は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者がいる世帯で、世帯員全員、市民税が課税されていない世帯 ■半額免除の対象は、次のうちいずれかの人 ・世帯主が視覚・聴覚障がい者で身体障害者手帳を持つ受信契約者 ・世帯主が身体障害者手帳 1～2 級の手帳を持つ受信契約者 ・世帯主が精神障害者保健福祉手帳 1 級の手帳を持つ受信契約者 ・世帯主が療育手帳 A 判定の手帳を持つ受信契約者	手帳、印鑑を持参し障がい福祉課へ申請 詳しくは、NHK北海道中央営業センターへ（☎ 011-232-4021）
電話番号案内の無料サービス	身体障害者手帳を持つ視覚障がい者または、身体障害者手帳 1～2 級の肢体不自由者（※）、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人に対し、番号案内が無料となります	NTT 営業所へ（☎ 116）

※肢体不自由者のうち、上肢、体幹の障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のある人

医療の給付・助成は

制度の名称	制度の内容	問合せ先
重度心身障害者医療費の助成	健康保険に加入している次の人が医療機関にかかった時の医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。ただし、一部負担金を除きます 対象 ▶身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A 判定または医師から重度と診断された場合、精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※所得制限があります。詳しくは問い合わせください ※精神障がいのある人は、入院にかかるものを除く	国保医療課医療助成担当（内線 1242）
自立支援医療（精神通院医療）の給付	精神疾患があり、通院による精神医療を継続する必要がある方に通院の医療費を軽減します 対象者 ▶精神疾患で通院している人	障がい福祉課（内線 1219）
自立支援医療（更正医療・育成医療）の給付	身体障害者手帳を有している人や身体に障がいがある児童には、日常生活を送りやすくするため、障がいを軽くしたり回復させたりする手術を行うなどの特別な医療を給付します ※費用の自己負担分は原則 1 割。ただし、市民税額や障がいの種別によって自己負担分が 1 割以下に軽減される場合があります	

年金、手当、貸付け制度は

制度の名称	制度の内容	問合せ先
障害基礎年金	国民年金の被保険者または被保険者であった人が、病気やけがで障がい者になったときに支給されます（20 歳未満のときから障がいを持つ人が 20 歳になったときも含む）	市民課（内線 1117）
障害厚生年金 障害共済年金	厚生年金保険または共済組合の加入期間中に初診日のある病気やけがで障がい者になったときに支給されます 1～2 級の認定をされた場合は障害基礎年金も併せて支給されます	新さっぽろ年金事務所（☎ 011-892-9313） 各共済組合事務局
特別児童扶養手当	心身に中程度以上の障がいのある 20 歳未満の障がい者を養育する人が対象となります。ただし、施設に入所している場合は該当しません ※所得制限があります	えにわっこ応援センター（内線 1243）
児童扶養手当	ひとり親家庭等、または父親・母親が重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級程度）で、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までに児童を養育している人が対象となります（中程度以上の障がいがある場合は 20 歳未満） ※公的年金を受けている場合ならびに所得制限により該当しない場合があります	
特別障害者手当	心身に重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の 20 歳以上の人が対象となります ※認定基準や所得制限があります	障がい福祉課（内線 1331）
障害児福祉手当	心身に重度の障がいがあるため、常時の介護を必要とする在宅の 20 歳未満の人が対象となります ※認定基準や保護者の所得制限があります	
生活福祉資金貸付	経済的自立と生活の安定を目指すことを目的に、低所得者・障がい者・高齢者世帯を対象に貸付します ※貸付の種類および貸付要件がありますので、まずは相談ください	社会福祉協議会（☎ 33-9436）

交通機関に関する助成は

問合せ先：障がい福祉課（内線 1219）

制度の名称	制度の内容	利用方法
重度心身障がい者 タクシー料金助成	外出困難な重度障がい者には、タクシー運賃の一部を助成します 対象者 ▶身体障害者手帳 1～2 級の視覚、下肢、体幹、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、肝臓、直腸、小腸、免疫、移動機能障がい者、療育手帳 A 判定の知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳 1 級の障がい者で施設入所や 3 カ月以上の入院をしておらず、対象者及びその配偶者（18 歳未満の場合は保護者）の所得税が非課税の人	市が発行するタクシーチケット（500 円× 26 枚）を利用
人工透析患者 通院交通費助成	医療機関にタクシーを利用して通院し、人工透析療法による医療の給付を受けている障がい者には、タクシー料金の一部を助成します 対象者 ▶腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている、所得税が課税されている人のいない世帯の人（生活保護世帯は対象外）	透析通院時タクシーの領収書と通院証明書を添えて申請（年 2 回に分けて支給）
タクシー・ハイヤー 乗車料金の割引	タクシーを利用する際、乗車料金の 1 割が割引されます 対象者 ▶身体障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人	料金支払時に手帳を提示
JR の旅客運賃割引	障がい者が単独で 100km を超える区間を乗車する場合は、運賃が 5 割割引されます。なお、第 1 種障がい者が介助者と一緒に乗車する場合は、距離制限なしに障がい者・介助者ともに運賃が 5 割割引されます 対象者 ▶身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人、および第 1 種障がい者の介助者	乗車券購入時に手帳を提示
船舶の割引	割引率等は各船舶会社によって異なります 対象者 ▶身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	乗船券購入時に手帳を提示
バス運賃の割引	障がい者が乗車する場合には距離の制限はありません 対象者 ▶ JR と同様 ※ eco バスも適用	料金支払時に手帳を提示
航空運賃の割引	普通大人運賃が割引されます 対象者 ▶①身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている 12 歳以上の第 1 種障がい者とその介助者 ②身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている 12 歳以上の第 2 種障がい者 ※対象者および割引率は各航空会社に問い合わせください	航空券購入時に手帳を提示
有料道路の 通行料金の割引	乗用自動車（普通自動車・小型自動車・軽自動車）や貨物自動車の通行料金が 5 割割引されます（事前の登録が必要です。車両により対象にならない場合もあります） 対象者 ▶身体障害者手帳または療育手帳（A 判定）の交付を受けている人	身体障害者手帳または療育手帳、車検証、免許証（ETC をご利用の場合は本人名義の ETC カードとセットアップ証明書）を持参し市へ申請
駐車禁止規制の 適用除外	障がい者に駐車禁止規制除外標章が交付され、駐車禁止区域での駐車が認められます 対象者 ▶身体障害者手帳、療育手帳 A 判定の知的障がい者、精神障害者保健福祉手帳 1 級の障がい者 ※身体障害者手帳は障がいの種別や等級により、対象にならない場合があります。詳しくは千歳警察署へ	千歳警察署へ事前に確認（☎ 42-0110）
自動車運転免許 取得費の助成	障がい者が自動車運転免許を取得するための費用を助成します 対象者 ▶身体障害者手帳 1～4 級の人	教習を受講する前に申請
自動車改造費の助成	社会参加を促進するため、障がい者が自動車の操向装置または駆動装置等の一部を改造する費用を助成します ※所得制限あり 対象者 ▶身体障害者手帳 1～2 級の肢体不自由者	改造を実施する前に申請
精神障がい者 通所交通費の助成	在宅の精神障がい者が、社会復帰施設等に通所するための交通費の一部を助成します。最も経済的な経路の交通費の半額を助成します	事前に申請
児童福祉施設入所 児童面会旅費の助成	所得税非課税で、市外の施設に入所している児童を持つ保護者の面会にかかる交通費の一部を助成します 対象 ▶施設所在地までの公共交通機関の運賃 ※年 12 回を限度	施設の証明書を添えてえにっこ応援センターへ申請 問合せ先 えにっこ応援センター（内線 1234）

在宅生活で支援が必要なときは

制度の名称	制度の内容	問合せ先
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。	障がい福祉課 （内線 1219） ※介護保険被保険者は、介護保険でのサービスが優先されます
居宅介護 （ホームヘルプサービス）	障がい者のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣して家事援助・身体介護を行います ※課税状況に応じて、原則費用の 1 割負担があります。また、障害支援区分認定を受ける必要があります	
短期入所 （ショートステイ）	障がい者を日常介護している人が一時的に介護できなくなった場合、福祉施設でお世話します ※課税状況に応じて、原則費用の 1 割負担があります。また、障害支援区分認定を受ける必要があります	
緊急通報 システムの設置	ひとり暮らしで重度の障がいをもつ人の緊急事態に対応するため、非常用ボタンを押すと受信センターへの通報が届く端末機を有料で貸し出します	社会福祉協議会 （☎ 33-9436）

仕事をもちたいときは

制度の名称	制度の内容	問合せ先
就職指導	ぜひ就職活動をしたいという身体に障がいのある人に対して、きめ細かな就職指導を行います	ハローワーク千歳 (☎ 24-2177)
公共職業訓練	心身に障がいのある人の就職を容易にし、職業の自立を図るために必要な技能を身につけることを目的に訓練を行います	
職場適応訓練	作業環境に適応できるよう、北海道が民間事業所に委託して訓練を行います	

施設サービスの利用については

問合せ先：障がい福祉課（内線 1219、1331）

障がい者が生活訓練、職業訓練や医学的治療を受けながら訓練を必要とする場合、また重度の障がいのため支援を必要とする場合には、施設に入所し生活に必要な指導・訓練を受けることができるように各種施設が用意されています。

※本人の収入および世帯の課税状況により、原則として利用料の1割負担となります。また、障害支援区分認定を受ける必要がある場合もあります。

生涯学習

出前講座

問合せ先：広報課（内線 2361 / FAX33-3102）

出前講座は、市民の皆さんが自主的に開催する学習会などに講師を派遣する制度で、市政への理解と関心を深めてもらうとともに、学習機会の提供を目的としています。市内に在住・在勤・在学する5人以上の団体が対象です。開催時間は月～金曜日（祝日、年末年始を除く）の9時～20時のおおむね1時間以内、会場は申請団体でご用意ください。受講料は無料ですが、会場に経費がかかる場合は申請団体で負担願います。

長寿大学

問合せ先：社会教育課（内線 1715）

今日の生涯学習社会・高齢社会にふさわしい学習の機会を多くし、高齢者が生きがいを見つけ、社会活動に参加し健康で楽しい生活を送ることを目的として、年間20日間の講座を開設しています。令和6年4月末現在、大学では6学年（大学4年、大学院2年）で63歳～90歳代の約90人が、学習プログラム編成にも関わりながら自主的に、楽しく学んでいます。ぜひ、皆さんの入学をお待ちしています。

市民講座

問合せ先：島松公民館（☎ 36-7503）

市民の趣味、教養について、基本的な知識や技術の習得を援助するとともに学習を通じて学ぶ喜びと生活に潤いを持ち、また受講生相互のふれあいの中からより豊かな人間性を身につけてもらうことを目的としています。令和6年4月末現在、12講座で約170人が学んでいます。

子育てのために

妊娠から出産・子育ての健康づくりを応援する事業や制度を紹介します。

ここからつながるネットワークで子育てを応援

■えにわっこ応援センター

全ての妊産婦・子育て家庭・子どもたちを対象として、妊娠から出産、子育てに関するさまざまな相談に応じ、サポートや支援を行います。

【問合せ先】 恵庭市役所窓口①（☎ 33-3131）

●日程や利用方法は、変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

妊娠がわかったら

問合せ先：えにわっこ応援センター（内線 1252）

名称	内容	利用方法
母子健康手帳の交付	妊娠・出産からお子さんの健診や予防接種など、健康や成長・発達について、この一冊で確認できます	妊娠届出書、身分証明書、マイナンバーがわかるものを持参して、えにわっこ応援センターへ
妊婦健康診査費助成 産婦健康診査費助成	妊婦健診・産婦健診の健診費用の一部を助成します 転入された人は、妊娠週数に応じた助成をします	母子健康手帳と併せて受診票を交付します。受診の際に医療機関に提出してください
妊産婦健康診査通院支援事業	市外の医療機関または助産所で妊産婦健康診査を受診する妊産婦に対し、その通院にかかる交通費を一部助成します	交付を受けるためには、申請が必要です。詳しくは市ホームページを確認ください
妊婦初回産科受診料助成	低所得の妊婦が妊娠判定のために受診した初回産科受診料を助成します	助成を受けるためには、申請が必要です。詳しくは市ホームページを確認ください
歯周疾患検診	母子手帳交付時に受診券を交付します。歯周疾患検査の一部を助成します。 対象▶妊婦 料金▶500円	市内の指定医療機関で受診できます。詳しくは、市ホームページを確認ください
妊婦教室	赤ちゃんを健やかに産み育てるため、妊婦を対象に開催します	初妊婦は個別に案内します
両親教室	赤ちゃんのおむつ交換、お風呂などの実習や父親の妊婦体験など、妊婦や家族を対象に開催します	
プレママ相談日	妊娠中の健康・栄養についてや、出産・育児への不安などについて、保健師・栄養士が相談をお受けします	日時▶市ホームページで確認ください ※事前予約制

赤ちゃんを元気に育てるために

問合せ先：えにわっこ応援センター（内線 1252）

名称	内容	利用方法
赤ちゃん家庭訪問	お子さんが生まれたご家庭に保健師や赤ちゃん訪問員が訪問し、お子さんの健康と成長と一緒に確認し、育児相談をお受けします	えにわっこ応援センターから訪問予約の電話連絡をします
産後ケア事業	産後5か月未満の母と乳児で家族のサポートを受けられず、心身の不調や育児不安のある人は、助産院や家庭訪問で産後ケアが受けられます	申し込み▶実施施設に直接申し込み 実施施設▶市ホームページで確認ください
新生児聴覚検査事業	赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です（初回検査費用全額助成）	母子健康手帳とあわせて受診票を交付します。受診の際に医療機関へ提出してください
先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼を早期に発見するための検査です 対象▶3～4か月児（5か月未満）	市内指定医療機関で受診してください
乳幼児健診	3～4か月児 9～10か月児 1歳6か月児 3歳児	体格測定・問診・栄養相談・小児科医診察 個別に案内します 会場▶えにあす
5歳児相談	年度内に5歳になる児と家族を対象に、発達や健康・育児に関する相談をお受けします	個別に案内します ※事前予約制 会場▶えにあす
フッ素塗布	う歯予防のためのフッ素を歯に塗布します 対象▶歯が4本以上生えたら～未就学児まで	料金▶1回400円 会場▶えにあす ※事前予約制 問合せ先 保健課（☎ 25-5700）
乳幼児歯科けんしん	歯科健診・歯科相談が無料で受けられます 対象▶就学前の乳幼児とその保護者	日時▶市ホームページで確認ください 会場▶えにあす ※事前予約制 問合せ先 保健課（☎ 25-5700）
育児教室	生後5～7か月の第1子と家族を対象に、離乳食、歯の手入れなどについて学びます	第1子は個別に案内します 会場▶えにあす
児童手当	中学3年生修了までの児童を養育している人に支給される手当です	手当を受けるには、申請が必要です 詳しくは、えにわっこ応援センター（内線 1243）へ
児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育するひとり親家庭等の手当です	

食育（しょくいく）推進

毎月19日は食育の日です。楽しく食卓を囲みましょう

■第3次恵庭市食育推進計画

市では、「食をとおして、生涯にわたる健やかな暮らしの実現をめざす」を基本方針に、食育を通じて恵庭の人や活動が互いにつながり、食育推進事業を進めています

●食育の取り組み

えにわの食育展、食育講演会ほか、開催は「広報えにわ」でご案内します

【問合せ先】 保健課（☎ 25-5700 / FAX 25-5720）

楽しく子育てをするために

■子育て支援センター

子育て家庭や妊娠中の方が気軽に集い、親子の遊びや交流、情報交換を行い、子育ての不安軽減を図ります。市内に6か所開設し、子育てひろばや様々なイベントを行います。

名称	住所	電話番号
子育て支援センターはくよう	柏陽町 3-24-1 (すみれ保育園併設)	☎ 33-0037
子育て支援センターめぐみの	恵み野北 3-1-1 (恵庭 RBP 内)	☎ 37-6020
子育て支援センターしままつ	島松寿町 2-24-3 (寿町会館内)	☎ 080-8297-5101
子育て支援センターこがね	黄金南 5-1-1 (黄金ふれあいセンター内)	☎ 080-8296-1308
子育て支援センターかしわ	大町 1-5-7 (生涯学習施設かしわのもり内)	☎ 080-8292-2709
子育て支援センターえにわ	緑町 2-1-1 (えにあす内)	☎ 080-8295-6547

事業内容	日時	内容	備考
育児相談 (全)	・毎週月～金曜日 ※祝日を除く ・9:00～17:00	電話やファクスまたは来所による相談	随時
絵本、紙芝居の貸し出し (全)	・祝日を除く ・9:00～17:00 ・直接センターへお越しください	絵本・紙芝居の貸し出し	
サンデーパパ (えにわ)	・毎月2回日曜日 ・10:00～11:30 ・13:00～15:30	お父さんもお母さんもお家族一緒に楽しめます	申し込み不要 就学前の親子対象
のびのびGO! (しままつ)	・月1回火曜日 (全8回) ・9:00～12:00	戸外の遊びやバス遠足などお子さんと一緒にお出かけします	申し込み (定員あり) 就学前の親子・家族対象 ※詳しくは問い合わせください
リラックス・リフレッシュ・リラママ! (しままつ)	・毎月1回金曜日 ・10:00～11:30	子育てに忙しいお父さん・お母さんのための、日頃の疲れを癒したり、気分転換ができる時間	申し込み順 (定員あり) 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
ちびっこアスレチック (めぐみの)	・毎月2回金曜日 ・10:00～11:30	大型遊具で思い切り身体を動かして遊べます	申し込み不要 就学前の親子対象
HAPPY・マッピー・リフレッシュ (こがね)	・毎月1回金曜日 ・10:00～11:30	お母さんのリフレッシュタイム	申し込み (定員あり) 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
にじもり (かしわ)	・毎月1回水曜日 ・10:00～11:30	親子と地域の人たちとのティータイムを通して世代間交流	申し込み (定員あり) 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
つかのま (えにわ)	・月1回日曜日 (全7回) ・10:00～11:30	子育て中の親子が笑顔になるさまざまな企画を、サンデーパパと同時開催	申し込み (定員あり) 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
子育てセミナー (はくよう)	・毎月1回水曜日 ・10:00～11:30	子育てに役立つ情報や知識が学べます	申し込み (定員あり) 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
親子であそぼう (はくよう)	・毎月1回水曜日 ・10:00～11:30	季節の製作などを通して、親子で一緒に楽しめます	申し込み (定員あり) 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
母乳育児相談 (はくよう)	・月1回水曜日 ・9:30～12:00	授乳や卒乳など気になることを、助産師に相談できます	申し込み (定員あり) 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
その他	子育てに関する相談や情報提供、子育てひろばなど各種事業を実施しています		

※子育てひろば、イベントなど子育て支援センター通信を配布しています。ホームページでも確認できます

■地域交流保育事業

実施園	対象	内容
全園	子育て中の親子	保育園や認定こども園で園児や保育士等との交流 ※実施日などは各園に問い合わせ下さい

■ファミリー・サポート・センター (恵央町 14-4 / ☎ 29-6031)

対象	内容
0歳～小学6年生	育児の手助けが必要な人と手助けをしたい人が会員となり、子育てを支え合う有償の子育てサポートです。 利用時間 7:00～21:00 利用料金 1時間600円～(平日)、1時間700円～(平日以外)
医療機関受診中、または受診の必要な小学6年生まで	病気のお子さんを預かります。育児の手助けが必要な人と手助けをしたい人が会員となり、子育てを支え合う有償の子育てサポートです。 利用料金・時間 1時間600円(月～土7:30～18:00) ※1日5時間超えた後は9時間まで一律3,000円

病院にかかったとき（医療費の公費負担制度のあらまし）

名称	内容	問合せ先
妊娠高血圧症候群療養費の支給	妊娠高血圧症候群、糖尿病などで7日以上入院を必要とする一定の所得以下の妊産婦を対象に医療費を助成します	千歳保健所（☎ 23-3175）
不妊治療費等助成事業	不妊医療を行う際に保険適用された治療と併用して実施された先進医療にかかる費用と交通費の一部を助成します	えにわっこ応援センター（内線 1254）
助産施設への入所	経済的な理由により、入院助産を受けることのできない妊産婦が対象です	えにわっこ応援センター（内線 1234）
養育医療給付	出生児の体重が2,000g以下、または一定の身体状況により入院を必要とする未熟児に対し、医療費の助成があります	国保医療課医療助成担当（内線 1242）
小児慢性特定疾患医療給付等	特定の慢性疾患で、長期にわたり療養を必要とする児童などに対し、医療費の助成などがあります ※疾病の指定があります	北海道保健福祉部健康安全局地域保健課手当支給係（☎ 011-231-4111）
重度心身障害者医療費の助成	22 ページを参照	国保医療課医療助成担当（内線 1242）
ひとり親家庭等医療費の助成	健康保険に加入しているひとり親家庭などの18歳未満の子とも18歳以上20歳未満の学生または無職の子とも、その子どもを扶養している母または父の医療費を助成します。ただし、一部負担金を除きます ※所得制限があります	
子ども医療費の助成	健康保険に加入している子どもが医療機関などにかかった時の医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。通院の助成は小学6年生まで、入院の助成は中学校卒業前までの子どもが対象となります。ただし、一部負担金を除きます ※年齢による給付の要件、所得制限があります	

※この中には、所得により自己負担額が生じるものもあります。問合せ先へ確認してください

子育ての不安や悩みがあるとき

名称	内容	利用方法
乳幼児すくすく相談	子どもの発育・発達・育児について、保健師と管理栄養士、歯科衛生士が相談をお受けします	日時▶市民くらしのカレンダーと市ホームページで確認ください ※事前予約制
健康・育児電話相談	子どもや家族の健康・育児などについて、保健師や管理栄養士が相談をお受けします	えにわっこ応援センター（内線 1252）
発達相談（18歳まで）	ことば・理解・遊び方・運動・人のかかわりなどの相談を相談員がお受けします	子ども発達支援センターで受け付けます（☎ 33-3382）
小児神経医による発達相談	子どもの発達や成長について小児神経医が相談をお受けします	
家庭児童相談	子育てや親子関係、児童虐待など子ども（18歳未満）のことについて、家庭児童相談員が相談をお受けします	えにわっこ応援センターで受け付けます（内線 1232、1241）
子育て支援短期利用事業（ショートステイ）	一時的に家庭で子どもの養育ができない時に、児童養護施設などで預かります	
子育て支援夜間養護等事業（トワイライト）	仕事などで夜間不在となる時に、児童養護施設で一時的に預かります	
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭などを対象に、学習支援や食事の提供を行っています 対象▶小学4年生～中学1年生の児童・生徒	
障害児通所支援	障がいのある児童や発達に心配がある児童に、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの福祉サービスで発達を支援します	
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	特定の慢性疾患で、日常生活を営むのに支障のある児童などに対して、日常生活用具の給付を行います	

■子どもひろば

児童館のように子どもたちが集い、放課後の時間を楽しく過ごす場所です。児童のためのイベントなども開催され、無料で訪れることができます

名称	住所	電話番号
こがね子どもひろば	黄金南 5-11-1（黄金ふれあいセンター内）	070-8787-5420
しままつ子どもひろば	島松本町 3-12-20（島松公民館内）	090-5984-8704
かしわ子どもひろば	大町 1-5-7（生涯学習施設かしわのもり内）	33-7171
めぐみの子どもひろば	恵み野北 3-1-1（恵庭 RBP 内）	37-6020
えにわ子どもひろば	緑町 2-1-1（えにあす内）	080-3510-9978

■学童クラブ

恵庭市に住民票があり、保護者が仕事などで日中家庭にいない恵庭市立小学校に通う小学1～6年生までの児童を対象に、遊びおよび生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。利用には申請が必要です

※学童クラブ負担金（児童1人当たり） 月～金曜日の通常利用 月額 4,500 円
土曜日の利用 1 回あたり 380 円

※減免制度があります。その他スポーツ安全保険代、保護者会費がかかります

※問合せ先は、子ども政策課（内線 1236）

予防接種を受けるとき

問合せ先：保健課（☎ 25-5700）

種類 (対象疾患)	対象年齢および接種方法等	利用方法
五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）	生後2か月～90か月未満 ・初回3回 ・追加1回	指定医療機関で個別に接種してください（指定医療機関は、市民くらしのカレンダーで確認してください） 予約が必要な場合がありますので、事前に医療機関に確認ください 料金▶無料 接種スケジュールは接種医と相談してください 対象年齢や接種間隔などの詳細は保健課まで問い合わせください
四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）	生後2か月～90か月未満 ・初回3回 ・追加1回	
三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）	生後2か月～90か月未満 ・初回3回 ・追加1回	
二種混合（ジフテリア、破傷風）	11歳以上13歳未満 ・1回	
不活化ポリオ（小児マヒ）	生後2か月～90か月未満 ・初回3回 ・追加1回	
麻しん、風しんワクチン（麻しん、風しん）	1期：生後12か月～24か月未満 2期：5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間 ・1期1回 ・2期1回	
BCG（結核）	生後12か月未満 ・1回	
子宮頸がん予防ワクチン（子宮頸がん）	①小学6年生～高校1年生相当の女子 ②平成9～19年度生まれまでの女子（令和4年4月～令和7年3月までの3年間） ・3回	
ヒブワクチン（ヒブによる細菌性髄膜炎など）	生後2か月～5歳未満 ・初回3回 ・追加1回 ※接種開始月齢により接種回数異なります	
小児用肺炎球菌ワクチン（肺炎球菌による細菌性髄膜炎など）	生後2か月～5歳未満 ・初回3回 ・追加1回 ※接種開始月齢により接種回数異なります	
水痘ワクチン（水ぼうそう）	生後12か月～36か月未満 ・2回	
日本脳炎ワクチン（日本脳炎）	1期：生後6か月～90か月未満 2期：9歳～13歳未満 ・1期3回 ・2期1回 ※特例措置があり生年月日によっては20歳未満まで対象になります。詳しくは問い合わせください	
B型肝炎ワクチン（肝炎ウイルス）	生後12か月未満 ・3回	
ロタウイルス	①ロタリックス：生後6～24週 2回 ②ロタテック：生後6～32週 3回 ※①、②いずれも経口接種	

※ 1. 母子健康手帳を持参ください

※ 2. 予防接種を受けるときは「予防接種と子どもの健康」を必ず読んでください

※ 3. やむを得ない理由で恵庭市以外の市町村や医療機関での接種を希望する場合は、事前に申請が必要です。詳しくは問い合わせください

ひとり親家庭のために

名称	内容	問合せ先
母子・父子自立支援員による相談	寡婦やひとり親家庭の生活や経済的な問題、自立、就労、子育ての悩み、DV などについて、母子・父子自立支援員が相談をお受けします	えにわっこ応援センター（内線 1231）
児童扶養手当	離婚、父親・母親が死亡または重度の障がいの状態で満18歳（年度末）までの子どもを養育している人が受給できます（中程度以上の障がいがある子どもの場合は20歳未満） ※公的年金を受けている場合ならびに所得制限により該当しない場合があります	えにわっこ応援センター（内線 1231、1243）
遺児手当	病気、事故などで生計の中心となる人がいない満15歳までの子どもを養育している人に支給されます ※満15歳に達する年度末まで	
自立支援教育訓練給付金等事業	教育訓練給付講座など就労のための講習会の受講料を助成します	
高等職業訓練促進給付金事業	看護師や保育士などの資格取得のために養成機関で6か月以上修業するときに、給付金を助成します	
母子・父子寡婦福祉貸付金	寡婦やひとり親家庭の生活、就職、技能習得、住宅、就学資金の貸し付けをします	
特定者定期乗車券の割引制度	児童扶養手当を受給している人は、通勤等を使うJRの定期券を3割引で購入できます	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	就学や疾病などにより一時的に生活援助が必要ときに家庭生活支援員を派遣します	国保医療課（内線 1242）
ひとり親家庭等医療費の助成	27 ページ参照	
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	対象講座を受講した際に受講費用の一部を助成し、受講終了後2年以内に全科目に合格した場合に受講費用の一部を助成します	えにわっこ応援センター（内線 1231、1243）

病院の診療時間外に病気になったら

診療時間区分	外科診療（けがなどの外傷）	内科・小児科系診療 《夜間・休日急病診療所》 ☎ 25-5891 ※受け付けは翌朝 6：30 まで
平 日	18：00～21：30	20：00～翌朝 7：00
土曜日	14：00～20：00	14：00～翌朝 7：00
日曜日、祝日	9：00～20：00	9：00～翌朝 7：00
年末年始（12月29日～1月3日）	9：00～翌朝 9：00（内科・外科）	休診

- ※ 1. 夜間・休日急病診療所は、夜間や休日のカゼ・腹痛・発熱など、軽傷の急病時に診療が受けられます
 ※ 2. 救急当番医の外科診療は、けがなどの外傷の軽症外来患者の診療です。外科診療日には内科医不在のため、内科診療はできません。夜間・休日急病診療所へ受診してください
 ※ 3. 急な歯痛などについては、恵庭市とその近隣の市の歯科が当番制で休日などでの診療を行っています。詳しくは『広報えにわ』の「市民くらしのカレンダー」や市ホームページをご覧ください

入園・教育

保育園・認定こども園の案内

問合せ先：幼児保育課（内線 1233、1235）

■保育園・認定こども園

●保育園の利用について

保育園に入所できるのは、恵庭市内に住む、生後2カ月（すみれ保育園、かしわ幼稚園、文教大学附属幼稚園、恵庭幼稚園、島松もみじ保育園は6カ月）から小学校入学前の乳幼児で、次のような理由で家庭での保育ができないお子さんです

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産（産前8週と産後8週）
- ・保護者が病気またはけが、もしくは心身に障がいがある場合
- ・保護者が病人や心身に障がいがある方の世話をしている場合
- ・保護者が災害の復旧に従事する場合など

※入所基準、保育料など詳しくはお問い合わせください

- ・認可保育施設は、市内に20カ所あります

保育園

園名	住所	電話番号	定員	利用可能なサービス		
				延長保育	休日保育	一時保育
島松いちい保育園	島松本町 4-10-1	36-8297	90 人	○	×	○
市立すみれ保育園	柏陽町 3-24-1	33-3388	90 人	○	×	○

認定こども園

園名	住所	電話番号	定員		利用可能なサービス		
			教育	保育	延長保育	休日保育	一時保育
あいおい子ども園	相生町 1-8-1	32-3378	15 人	90 人	○	○	○
えほんの森	桜町 3-9-1	34-0708	15 人	75 人	○	×	○
幼稚園舎るむ	黄金北 4-7-8	33-0010	15 人	69 人	○	×	×
恵み野幼稚園	恵み野南 4-1-2	36-4862	105 人	86 人	○	×	×
柏学園ひまわり幼稚園	黄金南 6-2-2	32-0971	180 人	79 人	○	×	×
えにわスマイル保育園	末広町 32	34-2796	15 人	60 人	○	×	×
かしわ幼稚園	柏陽町 3-14	32-5180	120 人	86 人	○	×	×
さくら	大町 1-10-5	32-4382	15 人	75 人	○	×	×
北海道文教大学附属幼稚園	漁町 396	29-6317	20 人	90 人	○	×	×
恵庭幼稚園	大町 4-1-11	33-2541	105 人	80 人	×	×	×
島松幼稚園 ※3～5歳児クラスのみ	南島松 27	36-6655	65 人	20 人	○	×	×
クラーク幼稚園 ※3～5歳児クラスのみ	住吉町 3-9-1	33-2527	210 人	20 人	○	×	×
第二かしわ幼稚園 ※1～5歳児クラスのみ	中島町 5-11-33	33-9411	182 人	58 人	×	×	×
恵み野第二幼稚園 ※1～5歳児クラスのみ	恵み野東 1-6-11	37-1455	89 人	51 人	×	×	×

※市内の認定こども園はすべて「私立」です。教育（1号）認定の入園・教育内容などについては各園まで問い合わせください

地域型保育事業所

園名	住所	電話番号	定員	利用可能なサービス		
				延長保育	休日保育	一時保育
恵庭保育園 ※1・2歳児クラスのみ	大町 4-1-11	33-2541	18 人	×	×	×
しまつスマイル保育園 ※0～2歳児クラスのみ	島松東町 2-1-1	29-3298	19 人	○	×	×
島松もみじ保育園 ※0～2歳児クラスのみ	南島松 6-1	21-9007	19 人	○	×	×
ぴっころきっず ※0～2歳児クラスのみ	中島町 6-2-1	21-8560	7 人（地域枠）	○	×	×

■対象・保育時間など

対象	保育時間・休日
・生後2か月以上（一部6か月以上）就学前児童 ・児童の保護者などが日中家庭で保育することができないと認められる世帯	保育時間 月～土曜日 ▶ 7:15～18:15（一部7:30～18:30） 休日 日曜、祝日、年末年始

■入園の手続き

手続きの窓口	保育時間・休日
・幼児保育課	左記窓口に備え付けの入所申込書等（市ホームページからもダウンロードできます） ※入所申込書に添付する証明書類等は、入所理由などにより異なりますので、問い合わせ先までお尋ねください

■保育料（令和6年度）

保育料は、入園する児童の年齢（入所する年度の4月1日現在の満年齢）や前年所得に対する住民税の額により決定されます。詳しくは、問合せ先にお尋ねください

児童の年齢	保育料月額	階層区分	保育時間・休日
3歳未満児	0～90,300 円	左記保育料月額を全24階層に細区分	・同一世帯から2人以上の児童が保育園、認定こども園、幼稚園に通園しているなどの場合、減額措置があります ・月途中の入所または退所のときは、日割計算されます ・3歳以上児は別途副食費がかかります（世帯により免除の場合もあり）
3歳以上児	0 円		

■その他の保育サービス

名称	実施園名	対象	内容
延長保育	恵庭幼稚園・恵庭保育園・第二かしわ幼稚園・恵み野第二幼稚園を除く全園	実施園に通園している児童のうち、事前に申し込みをして承認された児童	保育時間 18:15～19:15 利用料金 各園に問い合わせください
休日保育	あいおい子ども園	・市内の認可保育施設に入園している ・日曜日や祝日に保護者が就労 ・当該年度の4月1日現在満1歳以上	保育時間 8:00～18:00 (12月29日～1月3日を除く) 利用料金 ・3歳未満児 ▶ 1,800 円/日 ・3歳以上児 ▶ 1,400 円/日 (半日利用の場合は半額)
一時保育	・すみれ保育園 ・島松いちい保育園 ・あいおい子ども園 ・えほんの森	・生後1歳以上、就学前児童 ・保護者の一時的な仕事や病気、冠婚葬祭などの理由で、家庭での保育が困難になった人	保育時間 7:15～18:15 休日 日曜、祝日、年末年始 利用料金 ・3歳未満児 ▶ 2,200 円/日 ・3歳以上児 ▶ 1,600 円/日 (半日利用の場合は半額)

■子ども発達支援センター（黄金南 5-11-4 / ☎ 33-3382）

事業内容	日時	対象・定員	内容
発達相談	乳幼児健診発達相談	・1歳6カ月、3歳児健診時	1歳6カ月、3歳児健診の対象の子ども 内容 ▶ 子どもの発達支援の相談と保護者へのアドバイス 利用料金 ▶ 無料
	乳幼児発達支援教室	・毎週火曜日 ※祝日を除く ・10:00～11:30	3歳までの子ども 内容 ▶ 1歳6カ月児健診後の発達支援教室 利用料金 ▶ 無料
	障がい児相談支援	・毎週月～金曜日 ※祝日を除く ・8:45～17:15	18歳までの子ども 内容 ▶ 子どもの発達評価とアドバイス、通所サービス・居宅サービス利用のためのプランニング、事業者間の調整、モニタリング 利用料金 ▶ 無料
	小児神経医による子ども発達相談	・毎月第2木曜日 ・14:00～16:30	14歳までの子ども (15歳以上18歳未満の人は要問合せ) 内容 ▶ 運動・ことば・行動など子どもの発達や成長についての心配や不安なことへのアドバイス（予約制） 利用料金 ▶ 無料
児童発達支援	・毎週月～金曜日 ※祝日を除く ・9:30～12:00、13:00～17:00 ・火曜日は13:00～17:00	発達上の心配または障がいがあり、通所受給者証を持つ就学前の子ども、25人 ※保護者同伴	内容 ▶ 集団適応や日常生活の基本的なスキル向上を目的とした発達支援 利用料金 ▶ 児童福祉法で定められている利用料
居宅訪問型児童発達支援	・毎週火曜日 ※祝日を除く ・9:00～10:30	重症心身障がい者などの重度の障がい児などであって、児童発達支援などの支援を受けるために外出することが困難な子ども	内容 ▶ 発達支援が必要な児童の自宅で訪問支援員による基本的な生活動作や訓練を目的とした発達支援 利用料金 ▶ 児童福祉法で定められている利用料
保育所等訪問支援	・毎週火曜日 ※祝日を除く ・10:30～12:15	発達上の心配または障がいがあり、通所受給者証を持つ保育園児、幼稚園児、小学生など	内容 ▶ 保育園、幼稚園、学校など集団で生活している場での専門スタッフによる集団適応のための専門支援 利用料金 ▶ 児童福祉法で定められている利用料

小学校・中学校の案内

問合せ先：教育総務課（内線 1622、1623）

■小・中学校の入学

対象者には、1～2月中に入学通知書を送付しますので、入学式にお持ちください

■小・中学校一覧

学校名	住所	電話番号
●小学校		
恵庭小学校	福住町 2-9-13	32-3288
島松小学校	中島松 418	36-8967
柏小学校	文京町 3-3-3	32-3579
和光小学校	和光町 2-10-1	32-4744
松恵小学校	中央 452-2	32-4891
若草小学校	中島町 4-5-1	33-7101
恵み野小学校	恵み野南 4-1-1	36-7505
恵み野旭小学校	恵み野北 4-1-1	37-1760
●中学校		
恵庭中学校	文京町 3-4-5	32-3249
恵北中学校	中島松 230	36-8966
恵明中学校	黄金北 4-1-1	33-3001
柏陽中学校	柏陽町 3-265	34-0551
恵み野中学校	恵み野東 1-1-2	37-0331

■転校手続き

●恵庭市での手続き

- ①学校から在学証明書と転学児童（生徒）教科用図書給与証明書をもらいます
- ②恵庭市役所、支所・出張所に行って転出の届出をします ※市内転居の場合は入学通知書が発行されます
- ③（市内転校の場合）入学通知書に記入されている学校に行き、在学証明書、転学児童（生徒）教科用図書給与証明書、入学通知書を提出し、転校の手続きを完了します

●転出先での手続き

- ①市役所（役場）に行って転入の届出をし、入学通知書をもらいます ※教育委員会に在学証明書を提出して入学通知書をもらう場合もありますので、転出先市町村へご確認ください
- ②入学通知書に記入されている学校に行き、在学証明書、転学児童（生徒）教科用図書給与証明書、入学通知書を提出し、転校の手続きを完了します

■就学援助制度

恵庭市では、子どもを小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの世帯に対して、学用品費や給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

援助の対象となる収入の基準は、家族構成や年齢、住宅形態等により異なります。詳しくは問い合わせください

※生活保護を受けている人は、教育扶助費が支給されていますので、修学旅行費（小学6年生、中学3年生の子どもがいる世帯）のみが、就学援助の支給対象となります

困ったときの相談窓口

相談名	相談内容、受付日時・会場	問合せ先
市民相談	市政全般についての苦情、意見、生活上の問題など	生活環境課（内線 2363）
行政相談	国や北海道などの行政にかかわる要望、苦情など	
人権相談	個人間の嫌がらせなど人権にかかわる相談	
弁護士無料法律相談	生活上の法律にかかわる相談ごと（予約が必要） 日程／毎月第1・4火曜日は13：00～16：00〈市民会館〉 毎月第3火曜日、17：00～20：00〈市民会館〉	社会福祉協議会（☎ 33-9436）
	生活上の法律にかかわる相談ごと（予約が必要） 日程／毎月第3木曜日、9：30～10：50〈福祉会館〉	
行政書士法務相談	日程／毎月第4木曜日、15：00～17：00〈福祉会館〉 予約が必要	恵庭消費者協会（☎ 32-8191） 生活環境課（内線 2363）
心配ごと相談	生活上のいろいろな相談 日程／毎月第2木曜日、13：00～16：00	
消費生活相談	悪質商法の対処やクーリング・オフの方法などの相談など 日程／毎週月～金曜日、10：00～17：00 ※受付は16：45まで。祝日、年末年始を除く 会場／恵庭消費者協会（黄金南 1-3-10）	障がい福祉課（内線 1215、1216） 障がい者総合支援相談センター「e-ふらっと」（新町 30-3） 「e-ふらっと」（☎ 33-8222）
障がい者相談	障がいのある人やその家族の相談、各種制度・福祉サービスの情報提供など 日程／毎週月～金曜日、8：45～17：15 ※祝日、年末年始を除く 会場／障がい者総合支援相談センター「e-ふらっと」（新町 30-3）	
ひとり親相談	ひとり親・寡婦家庭の生活や自立、DV などについての心配ごと	子ども発達支援センター （☎ 33-3382）
家庭児童相談	子育て、親子関係、虐待など児童についての心配ごと	
発達相談（18歳まで）	主に乳幼児の運動、理解、ことばなどの心配やかかわり方など 受付／電話で受け付けし、相談日を決定	えにわっこ応援センター （内線 1255）
小児神経医による発達相談	子どもの発達や成長について心配や不安なこと 受付／電話での予約受付	
子どもの健康・育児電話相談	乳幼児の発育、育児、離乳食などの相談	子育て支援センター はくよう（☎ 33-0037） しままつ（☎ 080-8297-5101） かしわ（☎ 080-8292-2709） めぐみの（☎ 37-6020） こがね（☎ 080-8296-1308） えにわ（☎ 080-8295-6547）
子育てに関する相談	子育て全般の相談、子どもが参加できるイベントや託児施設など、子ども・子育て 情報の問い合わせ 日程／毎週月～金曜日、9：00～17：00 ※祝日、年末年始を除く	
求職・労働相談	生活や労働、仕事の悩みについての相談など	地域職業相談室 恵庭市労働相談コーナー （☎ 33-3131 内線 3339）
	ハローワークによる仕事の相談、紹介など	地域職業相談室 ジョブガイド ENIWA（☎ 35-3100）
起業・事業承継相談	中小企業診断士への起業や事業承継についての相談	商工労働課（内線 3331、3332）
いじめ、不登校などに 関する相談	「スクールソーシャルワーカー（SSW）」が、いじめ、不登校など学校での困りごと を抱えている子どもと家族からの相談に応じます 日程／毎週月～金曜日、8：45～16：45 ※祝日、年末年始を除く	SSW 直通 （☎ 090-1649-5056） 教育支援課（内線 1633）
家庭生活相談	家庭生活全般にかかわる相談 日程／毎週月～土曜日、10：00～12：00、13：00～16：00 ※祝日、年末年始を除く	北海道家庭生活総合カウンセリ ングセンター（☎ 011-232-1956）
ひきこもりの相談	ひきこもりに悩む本人や家族からの相談 日程／毎週月～金曜日、8：45～17：15 ※祝日、年末年始を除く	保健課（☎ 25-5700）
犯罪被害者相談	犯罪被害者とその遺族の方々に對して、カウンセリングを行い、悩みやこころのケアなど の心理的な支援と、被害の軽減と自分自身で生活を取り戻すための支援についての相談 日程／毎週月～金曜日、10：00～16：00 ※祝日、年末年始を除く	北海道家庭生活総合カウンセリ ングセンター（☎ 011-232-8740）
差別・虐待・人権相談	日程／毎週月～金曜日、8：30～17：15 ※祝日、年末年始を除く	みんなの人権 110 番 （☎ 0570-003-110）
	緊急の場合	千歳警察署 ※緊急の場合 （☎ 42-0110）
	緊急の場合	北海道警察本部相談センター （☎ 011-241-9110）
	配偶者およびパートナーなどからの暴力に関する相談窓口 日程／毎週月～金曜日、8：45～17：15 ※祝日、年末年始を除く	えにわっこ応援センター （内線 1231）
	女性対象窓口 日程／毎週月～金曜日、9：00～17：00 ※祝日、年末年始を除く 配偶者などからの暴力（DV）に係る電話相談は、下記の時間にも受け付けています 日程／毎週月～金曜日、17：30～20：00 ※祝日、年末年始を除く 毎週土・日曜日、祝日、9：00～17：00 ※年末年始を除く	北海道立女性相談援助セン ター（☎ 011-666-9955）
	女性対象窓口 日程／毎週月～金曜日、8：30～17：15 ※祝日、年末年始を除く	女性の権利ホットライン （☎ 0570-070-810）

相談名	相談内容、受付日時・会場	問合せ先
女性の健康相談ダイヤル	妊娠、出産、思春期の性感染症、更年期などについての相談 日程／毎週月～金曜日、8:45～17:30 ※祝日、年末年始を除く	千歳保健所（☎ 23-3175）
高齢者介護・福祉等相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が続けられるように、介護に関する悩みや心配事の相談や心身の状況に合わせた総合的なサービスの相談 日程／毎週月～金曜日、8:30～17:30 ※祝日、年末年始を除く ※たよれーるきたは9:00～18:00、たよれーる中島・恵み野は8:25～17:00で祝日、年末年始を除く	たよれーるひがし（☎ 29-5541） たよれーるみなみ（☎ 34-8467） たよれーるきた（☎ 25-3100） たよれーる中島・恵み野（☎ 36-0036）
介護・福祉に関する相談	介護保険の認定申請、各種保険サービスの利用、保険料、在宅介護などの介護や福祉に関する相談 日程／毎週月～金曜日、8:45～17:15 ※祝日、年末年始を除く	介護福祉課 （☎ 33-3131 内線 1221～1229）
認知症高齢者 悩みごと電話相談	毎月の相談日など、詳しくは問い合わせください	障害老人と共に歩む会 （☎ 32-0007）
配偶者およびパートナー からの性暴力に関する相談	配偶者およびパートナーからの性暴力に関する相談	北海道家庭生活総合カウンセ リングセンター性暴力専用ダ イヤル（☎ 011-211-8286）
職場問題に関する相談	職場での問題についての相談	・北海道労働局札幌総合労働相 談コーナー（☎ 011-707-2700） ・北海道労働相談ホットライン （☎ 0120-81-6105） ・札幌東労働基準監督署 （☎ 011-894-2821） ・北海道労働局本庁舎 （☎ 011-709-2311）

ペットについて

問合せ先
脱炭素推進課（内線 1143）

犬を登録したい

生後 90 日を経過した犬は登録をする義務があります。登録は、生涯 1 回のみで市役所または市内の動物病院で手続きをしてください。登録内容に変更が生じない限り手続きはありません。登録料金は、一頭につき 3,000 円です

狂犬病予防注射

生後 90 日を経過した犬は毎年一回注射を受けさせる義務があります。予防注射はいつでも動物病院で接種可能です

犬がいなくなった

犬が逃げ出したり、いなくなったりしたら自分で探すことは当然ですが、すぐに市役所に連絡してください。また、交番（恵庭交番 ☎ 32-2028）や千歳保健所（☎ 23-3175）に保護されている場合もありますので、交番、保健所にも連絡してください。ほかにも、交通事故や他人に迷惑をかけている場合が考えられますので、フラリといなくなっても「戻って来るだろう」ではなく、懸命に探してください

犬を飼えなくなった

事情により犬を飼えなくなった場合は、命を大切にするという意識で飼い主を探してください

猫の飼育について

- ・猫は室内で飼育してください
- ・猫を外に出している方はご近所に迷惑をかけていないか考えましょう。近所の公園や幼稚園などの砂場を糞で汚して猫が嫌われています
- ・外に出ていると交通事故やケンカ、病気をうつされる等の心配もあります
- ・飼い主の方は、隣近所の方への気配りを忘れずにマナーを守りましょう

犬や猫が死亡したとき

恵浄殿（西島松 248-1 ☎ 36-5541）で火葬することができます（有料）。死亡届は、恵浄殿に備えてありますので提出してください

珍しい動物を飼いたい

- ・珍しい動物の場合には飼育方法が十分にわかっていないことがありますので、飼う前に十分に調べて適切に飼育できるか考えましょう
- ・成長すると気が荒くなる動物や人に馴れない動物あるいは想像以上に大きくなる動物もあります。飼育できなくなっても引き取る所はありませんので最後まで飼育してください
- ・動物の種類によっては知事に届出などが必要になる場合もあります。詳しいことは石狩振興局（動物管理 ☎ 011-204-5825）に問い合わせください

ごみ・リサイクル

ごみの出し方、分け方は市町村によってルールが違います。恵庭市のごみ・リサイクル収集に関して、詳しくは「ごみ分別事典」や、「ごみ・リサイクル収集カレンダー」、「ごみ分別事典検索ウェブサイト（ごみサク）」でご確認ください。窓口は廃棄物管理課（内線 1131、1133、1139、1144）です。

ごみと資源物の出し方

ごみや資源物は収集日の朝 8 時 30 分までに、道路沿いの決まった場所に出してください

有料指定ごみ袋で出す場合

入れたものが出ないように、持ち手、ベロ部をそれぞれしっかり結んで出してください。



注意！

右図のように出した場合は収集しません



袋いっぱいに入れ結ばない

入れたものが袋から出ている
燃やせないごみ
40ℓ袋の長ものを除く



テープ等で口部を閉じる

テープで補修してください

袋が破れて中身が出ている

有料指定ごみ袋は、市内のスーパー、コンビニ、ドラッグストア等で販売しています。（手数料は、1 リットルあたり生ごみ 2 円、燃やせるごみ 3 円、燃やせないごみ 4 円となっています。）

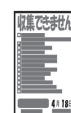
資源物を出す場合

資源物は中身の見える透明または半透明の袋に入れて出してください
汚れた資源物は洗って汚れを落としてから出してください



シールを貼られた場合

分別しなおした後、シールをはがすか、×印を書き、次回の収集日にしてください。



分別しなおして



「フライパンは何ごみ？」など品目ごとの分別を知りたい場合は、恵庭市公式 LINE「ごみ分別回答」を利用ください。
捨てたいごみの名前がわからない場合は、写真を撮って送るだけで、職員が確認し、分別の回答をします！



粗大ごみは事前の申し込みが必要です！

粗大ごみコールセンターに電話で申し込みをしてください

粗大ごみコールセンター ☎ 29-7440

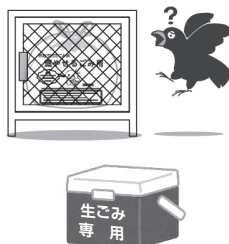
受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00（土・日・祝日・12月29日～1月3日除く）

- 収集日は予約状況に応じて複数の候補日をご案内します。
- 収集に日数がかかる場合がありますので、余裕を持って申し込みください。
- ※電話の前にごみの大きさ、出す場所などを確認ください。

ごみの飛散防止にご協力ください

ごみや資源物を出す時には袋が飛ばないように専用ボックスなどを使ってください



ごみ専用ボックスは市内金物店やホームセンターで販売しています

※ごみ専用ボックスなどを使用する場合は、「おもり」を置くなどして、ごみやボックスなどが飛ばないようにご注意ください

ごみの分別については、「ごみ分別事典」をご覧ください。ごみ分別事典検索ウェブサイト「ごみサク」または、恵庭市公式 LINE「ごみ分別回答」で検索してください。ごみの収集日については「ごみ・リサイクル収集カレンダー」をご覧ください。

●配布場所

- ・廃棄物管理課（市役所①、②番窓口）
- ・島松支所、恵み野出張所

※「ごみ・リサイクル収集カレンダー」も恵庭市公式 LINE で確認可能です。その他の便利機能で、「ごみの収集日の通知設定」や「収集漏れの連絡」などができます。ぜひ恵庭市公式 LINE の登録をお願いします！



水道について

私たちが毎日使っている水。湯水や水の汚濁などで、大都市などでは、ミネラルウォーターが家庭に普及しています。蛇口をひねると水が出る。こんな当たり前のことも、今や貴重でぜいたくなことになりつつあります。

経営管理課 (内線 5841)
(FAX 33-3167)

こんなときには、事前に届け出を

- ・水道の使用を始めるとき ・引っ越すとき
- ・長時間水道を使わないとき
- ・使用者または所有者の名義が変わるとき
- ・用途を変更したとき、など

- ※ 1. 連絡は電話で結構です
- ※ 2. 「今すぐ水を出してほしい」というお電話がありますが、休日や他の作業などですぐに伺えないこともあります。こうしたことを避けるためにも、使用予定の2・3日前までに届け出ください

- ※ 3. 住居を変更しても、この届け出は必要です
- ※ 4. 開始・廃止の手続きはインターネットからも可能です



水道メーターの検針

- ・検針は2カ月に1回、委託検針員がメーターを検針します
- ・「水道使用量等のお知らせ」を、検針の際に置いていきます。ご確認ください
- ・使用量に異常がある場合は、漏水なども考えられますので、早めにご連絡ください

水道料金の支払い方法

- ・水道料金の支払いには、次の2通りの方法があります
 - ・口座振替の場合…●納入期限が来ると、預金口座から自動的に引き落とされます
 - 口座振替の内容は、『口座振替済通知書』（検針の際に配布される『水道使用量等のお知らせ』の下欄にあります）を確認ください
 - ・直接納入の場合…●郵送される『水道料金等納入通知書（圧着ハガキタイプ）』により、近くの金融機関窓口または郵便局窓口、納入通知書に記載しているコンビニエンスストアでお支払いください ※北海道外の郵便局、郵便局ATMでは納付できません。また、令和2年4月1日よりバーコード決済の運用が開始となりましたので、納入通知書に記載されているバーコードを各種アプリで読み取り、お支払いいただくことも可能です ※詳しくは、恵庭市水道・下水道専用ホームページをご覧ください
- ・水道料金など（下水道使用料含む）は、2カ月ごとに納めることになります
- ・納入期限は、検針の翌月26日です ※土・日曜日、祝日の場合は翌営業日

口座振替の申し込み

- ・水道料金の支払いは、口座振替が便利です
- ・申込方法／右表の金融機関等に、以下のものを持参し、申し込みください
 - 預金通帳とその印鑑
- ・水道部の口座依頼書に記入していただければ、手続きを代行します
- ・以下の場合は、忘れずに口座振替の解約手続きを行ってください
 - ①引っ越しで、水道の使用をやめるとき
 - ②金融機関を変更するとき

金融機関等

- ・北洋銀行 (本・支店)
- ・北海道銀行 (本・支店)
- ・北海道信用金庫 (本・支店)
- ・北央信用組合 (本・支店)
- ・北海道労働金庫 (本・支店)
- ・道央農協 (本・支店)
- ・ゆうちょ銀行 (全国の直営店)

水道料金の計算

- ・水道料金は、使用水量、用途（家事用、家事用以外、浴場用）に応じてそれぞれ決まっています
- ・公共下水道を利用している場合は、水道使用水量に応じて下水道使用料も負担していただきます

■各料金表（平成26年4月1日から）

●水道料金（1カ月・税抜き）

用途	区分	基本水量	基本料金	超過水量 1m ³ につき
家事用		8m ³ まで	1,190円	213円
家事用以外	Φ13	10m ³ まで	1,904円	298円
	Φ20～25		4,285円	
	Φ30～40		6,380円	
	Φ50～75		10,857円	
	Φ100～		21,714円	
公衆浴場用		100m ³ まで	10,476円	123円

●下水道使用料（1カ月・税抜き）

用途	区分	基本汚水量	基本料金	超過汚水量 1m ³ につき
家事用汚水	8m ³ まで		885円	108円
業務用汚水			1,209円	150円
公衆浴場の汚水		汚水量1m ³ につき	12円	

■水道料金等の計算方法

右の「水道使用量等のお知らせ」を例に水道料金と下水道使用料を計算してみましょう

【例】用途／家事用（家庭一般）
口径／13mm
使用水量／17m³

水道料金
基本水量分 超過水量分 消費税（10%の場合）
{1,190円×2か月+213円×(17-8×2)}×1.10=2,852円
(1円未満切り捨て)
1カ月あたり 基本水量2カ月

下水道使用料
基本汚水量分 超過汚水量分 消費税（10%の場合）
{885円×2か月+108円×(17-8×2)}×1.10=2,065円
(1円未満切り捨て)

水道使用量等のお知らせ			
いつもご利用いただきましてありがとうございます。			
検針日	お客さま番号		
4年 月 日			
様			
使用期間	年 月 日～	年 月 日	
メーター番号	3	4	
口径	mm	用途	
今回指針	m ³	前回指針	m ³
旧メーター水量	m ³	使用水量	m ³
区分	今回の水量	今回の金額	
水道料金 (10%対象)	m ³	円	
下水道使用料 (10%対象)	m ³	円	
請求予定金額	円		
*印は検針ができない時の認定水量です。 認定理由[] 検針員[]			
口座振替済通知書（前回分）			
振替月分	振替日	使用水量	
年 月～	年 月 日	m ³	
水道料金(10%対象)	円	下水道使用料(10%対象)	円
(1.3%増)	3	(内消費税)	円
合計金額	円		
上記のとおりご指定口座より振替させていただきます。 恵庭市公営企業 恵庭市長 恵庭市水道事業会計 T7800020001980 恵庭市下水道事業会計 T9800020001979			

※上下水道料金の総額表示については、恵庭市水道・下水道専用ホームページの料金早見表をご覧ください

一工夫で節水対策

- ・シャワーの出しっぱなしはしない
- ・洗濯物は、まとめて洗いを心がける
- ・食器洗いは、溜めてすすぐ
- ・節水型の機器を使う
- ・お風呂の残り湯を有効活用する

こんなときは漏水、早めに修理を

次のようなときは、故障（漏水など）です。そのまま放置しておく、メーターの数字がどんどん上がります。早めに指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

- ①水を使っていないのに、水抜栓や蛇口からシューシュー音がする
- ②全部の蛇口を閉めても、水道メーターの数字が動く
- ③蛇口を閉めても水が止まらない
- ④水の出が悪い

公道に埋められた配水管は水道事業者が管理しています。この配水管から分かれ、みなさんの宅地や屋内に引かれる給水施設はみなさんの所有物です。

給水施設の新設、改造、修理、撤去は所有者の皆さんの負担で行うことになります

給水施設の工事は、市が指定した給水装置工事業者以外ではできません。指定の事業者に申し込みください

工事費用は、使う材料や、水道管の太さなどによって違います。指定給水装置工事業者に問い合わせください

●市指定給水装置工事業者（恵庭市内の指定事業者／令和6年4月26日現在）

指定業者名	住所地	電話番号
坂口水道設備株式会社	漁町 107	34-1131
株式会社けいしん水道設備	北柏木町 3-169-3	32-2721
株式会社島田工業	戸磯 536-11	33-1177
尾崎設備工業株式会社	駒場町 6-1-3	32-4477
有限会社システム・ライフ	島松本町 3-8-8	090-8899-4867
有限会社アサノ設備工業	北柏木町 3-74-2	33-2249
株式会社三共水道設備恵庭支店	住吉町 1-4-8	21-9980
ほくろ星人	和光町 5-5-4	34-8157
酒井 太郎（酒井設備）	黄金北 3-3-1	090-1644-6754
本多技建工業株式会社	有明町 1-3-1	32-2757
水野工業	島松本町 3-2-11	29-3533
薄井 藤悟（ARMエンジニア）	黄金南 4-16-14	090-1309-1683
市川 滋（Mizu・Life）	恵央町 13-6	34-7743

※市外事業者は、現在 132 社指定しています。詳しくは問い合わせください

生活雑排水を減らして環境保全

- ・天ぷらなどに使った油や生ごみを、そのまま流さない
- ・食器や鍋などの油汚れは、紙でふき取ってから洗う
- ・台所洗剤は、薄めて使う
- ・洗濯は、せっけんや無リン洗剤を、必要な量だけ使う

問合せ先

恵庭市水道部
京町 85-2
(☎ 33-3131)

水道お客様センター（直通ダイヤル☎ 33-3166）

- 料金の内容、転入・転出など……………料金担当（内線 5843、5846、5880）
- 料金の支払い、口座振替手続きなど………収納担当（内線 5844、5845、5847、5848）

水道部経営管理課

- 水道事業の庶務、予算、決算など……………（内線 5841）

水道部上水道課

- 上水道事業の計画、本管工事、給・排水工事、漏水・修理など……………（内線 5851 ～ 5856）

水道部下水道課

- 下水道事業の（整備）計画、本管工事、維持管理など……………（内線 5861、5863 ～ 5865）

住宅・土地・道路

住宅

■市営住宅

市営住宅は、低所得で住宅に困窮している市民を対象に、市が供給する賃貸住宅です。募集時には「広報えにわ」および市ホームページでお知らせします

【恵庭市にある市営住宅】

柏陽団地、恵央団地、桜町団地、旭団地、若草団地、有明団地、寿第1団地、寿第2団地、寿第3団地、恵み野南団地、福住団地

※現在、募集をしていない市営住宅も一部あります

【問合せ先】市営住宅課（内線2541～2543）

■新築・増築の手続き

市内で建築物の新築・増改築などを行うときは、「建築確認申請書」と「完了検査申請書」の提出が必要です。市役所窓口で随時受け付けを行っていますので、詳しくは問い合わせください

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2531・2532）

■住居表示の手続き

●建築物の新築届出書（住居表示の届出）

住居表示実施地区内に建物を新築・建替えした時は、住居表示の届け出をしてください。この手続きを済ませないと住所が決まらず、住民登録、印鑑登録ができなくなることがあります。手続きが終わると、新しい住所の設定通知書と町名板・住居番号板を交付します。届け出に必要なものは以下のとおりです

1. 建物の配置図（建築確認申請書副本の配置図など）
2. 付近見取図
3. 地積測量図（建築の際に分合筆をおこなった場合）
4. 部屋番号リスト（集合住宅の場合）

※印鑑、委任状、手数料は不要です

※届出が必要な地区

相生町1～4丁目、有明町1～6丁目、大町1～4丁目、柏木町1～5丁目、北柏木町1～2丁目、駒場町1～6丁目、幸町1～4丁目、桜町1～4丁目、島松旭町1～4丁目、島松仲町1～3丁目、島松東町1～4丁目、島松本町1～4丁目、白樺町1～4丁目、住吉町1～4丁目、文京町1～4丁目、美咲野1～6丁目、緑町1～2丁目、和光町1～5丁目

【問合せ先】市民課（内線1122）

■木造住宅耐震診断・耐震改修等助成

市内にある木造戸建て住宅（昭和56年5月31日以前に着工）の耐震診断、耐震改修工事および除却に掛かる費用の一部を補助する「恵庭市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助事業」を実施しています。対象者および対象となる建築物や、補助期間、補助額、申込方法など詳しくは問い合わせください

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2531・2532）

土地

■都市計画の証明および図面販売

都市計画の証明書および地図を販売しています。種類と金額は以下の表のとおりです

●証明書などの交付

証明書の種類	手数料
都市計画に関する証明書（用途地域・地区計画等）	400円/通
開発登録簿写し交付請求	440円/通
都市計画法適合証交付請求	4,400円/通
開発行為完了証明等手数料（旧宅造法に係る分のみ）	400円/通
土地区画整理事業完了証明	400円/通

●各種図面の販売

証明書の種類	手数料
都市計画図（縮尺1/10,000・色図）	1,100円/枚
都市計画図（縮尺1/10,000・白図）	500円/枚
都市計画図（縮尺1/25,000・色図）	1,100円/枚
都市計画図（縮尺1/25,000・白図）	500円/枚
市街地現況図（縮尺1/2,500及び・1/5,000）	500円/枚

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2332）

■地区計画

地区計画は、地区の特性に合わせて、良好な街区としての環境整備を図るため、区画道路、小公園、広場などの配置計画や建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態、敷地の規模など、地区のきめ細かなルールが定められており、市民参加に基づく身近な都市計画の内容になっています。本市では、現在15カ所、233.9haについて地区計画の適用を行っています

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2331）

■都市計画法による開発行為

都市計画区域内において開発行為（市街化区域内では1,000平方メートル以上の開発面積、市街化調整区域では全て）を実施する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません

※開発行為とは「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいいます

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2332）

■土地取引の届け出

国土利用計画法により、市内で大規模な土地取引（売買や交換など）を行った場合は事後に、また、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、一定規模以上の土地取引を行う場合は事前に届け出が必要です

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2332）

道路

問合せ先：管理課（内線 2411 ～ 2412）

■道路上の違反行為

道路管理者（市）の許可を受けずに道路敷地内で工事を行ったり、道路敷地内の公共物（街路灯、街路樹、防護柵、電柱、交通信号機など）に無断でポスター、広告、看板等を取り付けることはできません

■道路上に伸びた樹木の剪定

樹木の枝が道路上に張り出している場合があります。このような枝葉は、交通標識を隠したり、除雪の支障となるなど、さまざまな弊害を起こします。今一度、ご自宅の樹木を点検し、剪定するなどして安全な道路環境の維持にご協力ください

■道路の損傷

市では市道の異常箇所（道路の穴、街路灯が消えているなど）について補修作業を行っています。道路の異常を見つけたときは、お手数ですがご連絡ください

■道路上の看板や日よけなどの設置

道路上に看板や日よけなどを設置する場合には許可が必要です。申請書を提出し、占用の許可を受けてください。ただし、置き看板、立て看板、商品棚、自動販売機、のぼり旗など許可にならない物件もあるので、不明な点は問い合わせください

■道路上の乗り上げブロックなどの撤去

家庭などの駐車場出入口前に、道路との段差解消のため乗り上げブロックや鉄板などが置いてあると、歩行者や自転車の通行の支障となり交通事故を引き起こす恐れがあります。また、道路排水の妨げにもなりますので、速やかに撤去されるようお願いいたします。このような事例が原因で事故が発生した場合には、設置した人の責任となります。段差を解消するには、申請により個人負担工事の許可を受けた上で、歩道や縁石などの切り下げ工事を行うようお願いいたします

■道路や歩道の工事に関する手続き

素掘側溝・U字溝は、道路に降った雨水を処理するための大切な施設です。これが埋まってしまうと、道路や宅地が雨水で溢れたり、部分的に水たまりが発生するなど、近所とのトラブルの原因にもなります。このため、住宅や車庫の建設などに伴って、出入りのための横断管設置やU字溝にフタなどをする必要があります。この他にも、縁石の切り下げや歩道へのロードヒーティング設置など、道路敷地内の工事には市への手続きが必要となります

斎場・墓地霊園

問合せ先
市民課（内線 1111～1112）

恵庭墓園の区画使用許可の申し込み方法

1. 受付場所 恵庭墓園管理事務所
○住所 西島松 227-3 ☎ 36-5600
○受付時間 9時～16時
2. 資格 3年以内にお墓として使用される人
3. 許可区画 1人につき1区画
(注:親子、兄弟などで隣接し使用する場合であっても、区画を併せて使用することはできません)
4. 手続き 必要なものは以下のとおりです
1: 世帯全員の住民票（本籍および続柄の記載がされているもの）
2: 使用料・管理料をご用意ください（注:一度納めた料金は返還できません）
3: 使用権者本人であることを確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

■使用許可区画と料金（第3・4墓園）

種別	面積	使用料	管理料	合計
第3墓園 自由墓所	2平方メートル	98,000円	34,600円	130,000円
第4墓園 自由墓所	4平方メートル	248,000円	69,200円	317,200円
第4墓園 自由墓所	6平方メートル	372,000円	103,800円	475,800円
第4墓園 芝生墓所	4平方メートル	378,900円	69,200円	448,100円

※墓所の承継などについては9時～16時30分の間で受け付けしています。
上記のほかに合同納骨塚（庭縁塚）・返還墓所（第1～第3墓園）もあります。詳しくは問い合わせください

■墓碑等の施設制限について

●自由墓所の場合

イ	墓碑等は地盤面から3m以内を標準目標とする
ロ	墓碑等は転倒または沈下しないように基礎固めすること
ハ	盛土は地盤面から50cm以内とし周囲は石材またはコンクリートで土留めすること
ニ	地下基礎は80cm以上とすること
ホ	上屋類の設置はしないこと

●芝生墓所の場合

イ	型・寸法は恵庭市が定めた標準仕様とすること
ロ	材質はみかげ石とすること
ハ	色は白とすること
ニ	植栽はしないこと

※ご注意とお願い

使用許可後の区画の変更はできませんので事前に現地を確認しご検討ください。

また、次の場合には使用許可を取り消すことがあります

1. 使用許可を受けた日から3年を経過してもお墓として使用しないとき
2. 墓地以外の目的に使用したとき
3. 墓地の又貸し、または無許可で譲渡したとき
4. 前号のほかに、規則命令に違反したとき

●墓地を返還し、または使用許可が取り消されたときは、使用権者は直ちに、当該墓地を現状に回復しなければなりません

墓園の事務手続き

○墓園の使用許可を受けた方で、次の場合は必ず手続きをお願いします

	手続き事項	必要書類
1	墓碑等を建立するとき	墓碑等工事着工届、完成届、墓碑等設計図
2	使用権者がなくなった時（承継）	恵庭墓園承継（譲渡）許可申請書、恵庭墓園使用許可証、新しい使用権者の戸籍謄本（旧使用権者との関係を確認できるもの）、新しい使用権者の住民票（本籍地を確認できるもの）
3	墓所を譲渡するとき	2と同様の書類
4	墓所を返還するとき	墓所返還申請書、恵庭墓園使用許可証
5	使用許可証の記載内容に変更があったとき（転居等）	変更事項により異なります。事前にお問い合わせください

※本人が申請手続きできない場合、委任状が必要になります。上記1～4の手続きには、いずれも使用権者本人であることを確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提出が必要です

※2、3の手続きで使用権者になることができるのは親族（六親等以内の血族配偶者、三親等以内の姻族）のみです

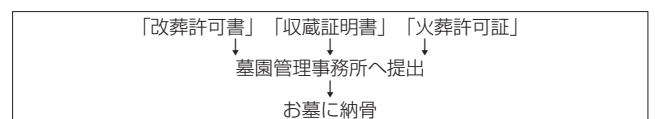
■下島松墓地の移転を実施中です

移転完了に伴い10万円を交付します

■お墓に納骨されるときの手続き

○お骨等の埋葬、改葬するときは次の手続きが必要です

1. 他市町村のお寺や民営墓地からの場合	お寺または管理会社より「収蔵証明書」をもらう ↓ 市町村役場に「収蔵証明書」を持参し「改葬許可書」をもらう
2. 他市町村が管理している墓地からの場合	市町村役場より「改葬許可書」をもらう（印鑑持参）
3. 市内のお寺からの場合	お寺から「収蔵証明書」をもらう
4. 自宅からの場合	火葬したときに受け取っている「火葬許可証」を持参ください（他市町村発行のものでも可）



恵浄殿（火葬場）使用のご案内

住所：西島松 248-1 ☎ 36-5541

○使用時間 9時～16時

○休館日 1月1日および友引の日

■火葬の申込みおよび受付

火葬の申込みは、下記窓口に死亡届を提出し、火葬の許可を受けてください

○市役所市民課（☎ 33-3131）

受付時間 平日8時45分～17時15分

○市役所守衛室（☎ 33-3131）

受付時間 休日8時45分～17時15分

■火葬場使用料

恵浄殿にて受付時に納入してください

利用区分		単位	金額	
			市民	市民以外
火葬炉	12 歳以上の死体	一体につき	15,000 円	69,000 円
	12 歳未満の死体	一体につき	10,000 円	51,000 円
	死胎	一体につき	7,000 円	34,000 円
	身体の一部	1kg までごとに	2,000 円	
焼却炉	袍衣・産わい物	1kg までごとに	600 円	

※火葬炉の使用料には、待合室の使用分を含みます

雇用・産業振興

恵庭市農商工等連携推進ネットワーク

問合せ先：商工労働課（内線 3931、3932）

恵庭市農商工等連携推進ネットワークは、農産物など多様な地域資源を活用した新商品やサービスの開発、販路開拓、市内外への情報発信など、農商工などの連携による地域経済活性化の取り組みを促進するため、知恵を持ち寄って活動することを目的としています。

本ネットワークでは、市内の農業者、商工業者、関係機関・団体を対象に会員を募集しています。入会は無料です。

求人・求職・相談

問合せ先：商工労働課（内線 3333）

仕事をお探しの方は、「ハローワーク（公共職業安定所）」をご活用ください。

恵庭市民の方は、千歳市内にあります「ハローワーク千歳」が管轄していますが、市内では「ジョブガイド E N I W A」でも職業相談・紹介サービスを行っています。

（注）「ジョブガイド E N I W A」では、雇用保険関係の手続き、求人受付、各種助成金、職業訓練の受付相談は行っていません。詳しくは、下記をご覧ください。お問い合わせください。

■ハローワーク千歳（☎ 0123-24-2177）

主な業務は次のとおりです。

●職業紹介

事業主からの求人情報を、求職者に紹介する仕事をしています。

正社員、パート、アルバイトなど、全ての雇用形態での求人を扱っています

●雇用保険等給付手続きの受付

雇用保険被保険者の方が、失業後に安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付手続きの受付です

●事業主に対し、雇用に関する国の助成金や補助金の申請窓口業務をしています

所在地：千歳市東雲町 4-2-6

業務取扱時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始は休み）

■ジョブガイド E N I W A（☎ 0123-35-3100）

主な業務は次のとおりです。

●職業紹介、職業相談、紹介状の発行

ハローワーク千歳の職員が常駐し、仕事の相談や紹介を行っています。

また、求人検索性パソコンで恵庭、千歳の他、全道・全国の求人を検索することができます。恵庭市職員による労働相談業務も行っています。

所在地：恵庭市京町 85-2 恵庭市第2庁舎 1階

業務取扱時間：9時30分～17時（土・日・祝日・年末年始は休み）

恵庭市中小企業等振興融資

問合せ先：商工労働課（内線 3331、3332）

恵庭市内では、市内の中小企業者などの皆様の経営基礎の強化や事業の活性化を図ることによって、市内の経済産業の発展に資することを目的として、恵庭市中小企業振興融資制度を設けています。

【ご利用できる方】

この制度により融資を受けることができる方は、原則として、次のすべての要件を満たし、さらに各資金の貸付区分ごとに定める融資条件に該当する方です。ただし、資金によっては、以下の要件の一部を適用しないものもあります。

●中小企業者および協同組合など

業種ごとの資本金、従業員数のいずれかが下記の表に該当する中小企業

※ただし、農業、林業、漁業および遊興娯楽業などの一部は対象外です

業種	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以上
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- 市内に事業所を有している人（起業家育成資金を除く）
- 許認可を必要とする事業にあたっては、その許認可を受けている人
- 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当する事業を営んでいる人
- 市税を完納している人

【ご利用手続き等】

市融資制度のご相談およびお申し込みは下記の取扱金融機関になります。

北洋銀行恵庭中央支店、北海道銀行恵庭支店、北海道信用金庫恵庭支店、北央信用組合恵庭支店

恵庭市起業支援事業

問合せ先：商工労働課（内線 3331、3332）

恵庭市内において新たに開業する事業者に対し予算の範囲内において補助（以下「補助」という）することにより、起業者の支援を行い、市内経済の活性化を図ります。

●補助対象者

以下の要件をすべて満たしていることが必要です

- ・補助申請時に恵庭市民であることまたは開業後もしくは申請後の3カ月以内に恵庭市に移住すること
- ・当該年度末までに恵庭市内に新たに開業すること
- ・市税を滞納していないこと

●補助要件

○以下の要件をすべて満たしている人

- ・開業後6カ月以上継続して営業できること
- ・公序良俗に反する事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業、その他市長が適当でないと認める事業でないこと（フランチャイズ契約による開業でないこと）
- ・補助対象者が直接、事業または営業に携わること
- ・市内外からの移転や2店目以降の開業でないこと
- ・以前にこの事業による補助を受けていないこと
- ・各種法令に違反した事業を行っていないこと

○以下の要件のいずれかを満たしている人（下記のどれか1つを満たしていること）

- ・恵庭市の地域資源を活用した事業を行い、地域経済の循環を促進すること
- ・既存商店街にある空き店舗で事業を営み、その属する商店会に協力すること
※恵庭市内の商店会：恵み野商店会、恵庭駅通商店街振興組合
- ・補助申請時に恵庭市内の大学および専門学校に通学する学生または若者（40歳未満の者をいう。）であること
- ・起業塾に参加するまたは参加したことがあること
- ・「恵庭市農商工等連携推進ネットワーク」に加入し、市内の農商工連携に寄与すること
- ・「恵庭商工会議所」の会員となること
- ・「起業ネットワーク恵庭」の会員となること
- ・恵庭市内の金融機関または日本政策金融公庫で創業関連の融資を受けていること

●補助対象経費および限度額

対象経費は店舗取得費、家賃（駐車場含む）、店舗改修費（備品購入費を除く）、設備購入費や設備に係るリース料、ITツール（ソフトウェア、サービス等）、申請手続きに要する経費および広告宣伝費に要する経費とし、これらの合計額の2分の1について50万円を限度として補助を行います（店舗取得費・家賃以外の経費は、市内企業を含めた見積もり合わせが必要です）

●補助事業の申請および限度額

事業者は「恵庭市起業支援事業補助要綱」および「恵庭市補助金等交付規則」の規定に基づき補助の申請を行い、恵庭市は申請を受け審査の上補助の可否を決定します

●補助事業実施年月日

令和6年4月1日から適用しています

※申請総額が予算額を超過する場合は、年度内であっても受付を終了します

市議会・選挙・市民参加

市議会のしくみ

問合せ先：議会事務局（内線 3211）

■ 1. 市議会とは（議決機関と執行機関）

恵庭市を明るく豊かで住みよいまちにするためには、市民全員で話し合っていく必要があります。しかし、市民全員が1カ所に集まり市政を運営することは不可能なため、市民の代表として選ばれた市議会議員が集まり、市の仕事について議論し、決定するところが市議会です。これを市の議決機関または意思決定機関といいます。そして、市議会で決定したことをもとに、市長が実際に仕事を進めていきます。こちらは執行機関といいます。そこで両者の関係は、車にたとえ「市政の両輪」と呼ばれています。

■ 2. 市議会の組織

(1) 議員の定数

恵庭市では「恵庭市議会議員定数条例」により、議員定数は21人となっています

(2) 議員の任期

現在の議員の任期は、令和5年5月1日から令和9年4月30日まで

(3) 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、本会議などの議会の運営や議会に関する事務の処理に当たり、対外的には議会の代表者として議会の意思を表明します

■ 3. 市議会の仕事

議会には、法律によって多くの権限が与えられています。その主なものは次のとおりです。

(1) 議決

条例の制定・改廃・廃止、予算の決定、決算の認定、主要な契約など市政の重要な事項について議決します

(2) 選挙と同意

議長、副議長を選挙したり、また、副市長、監査委員、教育委員会の委員など市長が任命する際には、議会の同意が必要です

(3) 調査と検査

市の仕事について調査し、必要な場合には関係人の出頭・証言、記録の提出などを求めることができます

(4) 請願と陳情

請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようにします

(5) 意見書の提出

公益に関することについて、市議会の意見を国の関係機関に要請します

■市議会の運営

市議会には、定例会と必要に応じて開く臨時会があります。定例会は、年4回開きます。

(1) 本会議

本会議は、議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決める会議で、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。本会議では、市長が議案について提案理由を説明したり、議員が市政について質問し、また、意見を述べたりします

(2) 委員会

市議会の最終的な決定（議決）は本会議でおこなわれますが、効率的・専門的な審議をするために常任委員会や特別委員会を設置しています

●常任委員会

恵庭市議会には、市役所の業務の部門に対応して3つの委員会があり、本会議で付託された事項の審査や所管事務の調査を行います。委員の任期は、条例により2年と定められています

委員会名	所管部局
総務文教常任委員会	総務部、企画振興部、教育委員会、会計課、公平委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会などの所管事項
厚生消防常任委員会	生活環境部、保健福祉部、子ども未来部、消防本部などの所管事項
経済建設常任委員会	経済部、農業委員会、建設部、水道部などの所管事項

●議会運営委員会

議会運営委員会は、本会議が円滑に、かつ、効率的に進行するために、議会運営に関する重要な事項を協議、調整するとともに、請願および陳情の取り扱いについて協議します

●特別委員会

特別委員会は、議会が必要と認めたときに、本会議の議決によって設置され特定の重要事項について審査します。設置されているものとして、基地特別委員会（令和元年設置）、補正予算審査特別委員会（令和元年設置）、柏陽・恵央地区まちづくり特別委員会（令和3年設置）、予算審査特別委員会（毎年設置）、決算審査特別委員会（毎年設置）があります

市議会を傍聴してみませんか

問合せ先：議会事務局（内線 3211）

市議会の本会議、委員会は、どなたでも傍聴できます。

市議会を傍聴することは、市政の運営状況や、議員活動、市議会の様子を知るための良い方法です。皆さんもぜひ、市議会を傍聴してみませんか。

■本会議の傍聴

議場は、市役所の3階にあり、57人分の傍聴席と3人分の車椅子席が設けられています。また、身体の不自由な方のための昇降機も設置しています。

傍聴席入口で、傍聴人受付票に住所、氏名を記入していただきます。

■委員会の傍聴

常任委員会、特別委員会の傍聴もできます。

委員会の傍聴は、席に限りがあるため、傍聴者数を制限する場合があります。

■傍聴に関しては、次の事項をお守りください

- (1) 拍手などにより公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論、放歌、高笑いなど騒ぎ立てないこと
- (3) 示威宣伝または扇動する行為をしないこと
- (4) 飲食、喫煙をしないこと
- (5) 写真、ビデオ撮影や録音をしないこと

その他会議の秩序を乱す行為をしないこと

※携帯電話は、電源を切るか着信音等を発しない措置をし、傍聴席にお入りください

請願書・陳情書の提出

問合せ先：議会事務局（内線 3211）

皆さんは、市政への要望や意見を反映させる方法として、請願書や陳情書を議会に提出することができます。

請願書を提出するときは、市議会議員の紹介が必要となりますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

請願は必ず議会で審査されますが、陳情のうち、郵送されたものは議員または市民・市民団体から要請がなければ議会で審査がされません。

受理された請願・陳情は、所管する委員会で審査され、本会議で採択か不採択の決定をし、採択されたものは市長その他関係機関に送付されます。

●請願書・陳情書の記載方法

- (1) 標題、趣旨、提出月日、提出者の住所・氏名を邦文で記載し、押印します
- (2) 請願の場合は、紹介議員（1名以上）の記名押印が必要となります

●請願書・陳情書書式例

詳しくは議会事務局に問い合わせください

選挙権があれば投票できますか？

問合せ先：選挙管理委員会（内線 4601）

投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿は、どの地区にどれだけの人が、有権者として登録されているかを示すものです。住民基本台帳に基づいて登録が行われていますので、居住地の移転などは、必ず住み始めてから14日以内に住民登録の変更届出を行ってください。

■登録資格

年齢が満18歳以上の日本国民であること。

また、住民票が作成された日（転入届出をした日）から、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録がされていること。

※詳しくは、「選べる人？ 選ばれる人？」をご覧ください。

■選べる人？ 選ばれる人？

●選べる人とは？

選べる人とは、選挙権をもつ人です。選挙権をもつには、次の「備えていなければならない条件」を満たさなくてはなりません。

しかし、「権利を失う条件」にひとつでも当てはまる場合は、権利を失います。

なお、選挙権をもっている、選挙人名簿に登録されていなければ、実際の選挙で投票することはできません

■備えていなければならない条件

選挙の種類	条件内容			
	国籍	年齢	住所地	
衆議院議員 参議院議員	日本国民であること	満18歳以上であること	引き続き3か月以上市区町村の区域内に住所を有していること	
知事 道議会議員				
市町村長 市町村議会議員				

■権利を失う条件

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）
- ・公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者。または刑の執行猶予中の者
- ・選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者
- ・公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ・政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者

■登録の時期

登録には、次の2通りがあります。

一度、登録されると登録資格に異動が生じないかぎり、永久に登録されます。

定時登録	年4回／3月、6月、9月、12月 各月の1日を基準日として、登録資格のある人をその月の1日付で登録します
選挙時登録	選挙のたびに、登録基準日と登録日を定めて登録します

■登録の抹消

選挙人名簿の登録は、死亡または日本国籍を失ったときや、ほかの市町村に住所を移して4か月が経過したときに抹消されます。

■名簿の閲覧

選挙人名簿の正確性を保つため、閲覧を行っています。次のような場合に閲覧できます。

- ・選挙人名簿の登録の有無を確認する場合
- ・公職の候補者など、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む）を行うために必要な場合
- ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために必要な場合

なお、選挙期日の公示または告示の日から選挙期日の5日後までの間は閲覧できません

投票日当日に投票ができないときは？

問合せ先：選挙管理委員会（内線 4601）

選挙は、投票日に投票所で投票することを原則としていますが、投票日当日に仕事やレジャーなどで、投票することができないときは期日前投票制度により、投票日前であっても直接投票用紙を投票箱に入れることができます。

また、長期の出張先の市区町村選挙管理委員会で投票する場合や、病院、老人ホームでの投票、都合により投票所に行くことができない場合などは、不在者投票をすることができます。

■期日前投票

●対象となる選挙

選挙人名簿登録地の市区町村で行う投票

●対象者

投票日当日に、仕事やレジャー、冠婚葬祭などの一定の事由により投票できない人

●投票できる期間

公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの期間

●投票の手続き

入場券を持参ください。事前に入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入しておく、手続きが早く済みます

※投票手続きをスムーズに行うため、なるべく投票所入場券を持参ください。投票所入場券を持参していない場合でも、投票することができます

●投票のできる場所・時間

【市民会館】

住所：新町 10

投票時間：8時30分～20時

【恵み野会館】

住所：恵み野北2-12-2

投票時間：9時～17時

【島松市民センター】

住所：島松仲町2-5-1（島松支所併設）

投票時間：9時～17時

【フレスポ恵み野】

住所：恵み野里美2-15

投票時間：10時～20時

■不在者投票

長期出張や出産などの理由で恵庭から離れている人は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。※事前に投票用紙等を請求する必要があります。詳しくは問い合わせください

町内会に加入しましょう

問合せ先：生活環境課（内線 1181）

■町内会とは？

わたしたちの住んでいる地域には、それぞれ町内会があります。

町内会は、ご近所同士がお互いに力を合わせて助け合い、地域での問題や課題の解決、会員同志が交流を図る地域活動組織であり、市と相互に連携を取り合って明るく住みやすいまちづくりを進めています。少子高齢化が進む中、町内会の役割はますます重要になっています。市内には60の町内会があり、それぞれが自主的に活動をしています

■どんな活動をしているの？

●安全で安心なまち

防犯灯の維持管理を行い、夜間でも安心して通行できるようにいつも目配りをしています。

地域によっては、空き巣や車上狙いなどを防ぐため、パトロールを実施しています。また、突然やってくる自然災害に備えて、防災訓練や防災資機材の整備などを行っています

●心地よい環境のまち

一斉清掃や花壇整備など、地域をきれいにするための活動をしています。

新聞や雑誌などの資源物を回収し、ごみの減量化とリサイクルに努めています

●心のかようまち

高齢者への声かけ活動、食事交流会など、社会福祉活動をしています。

地域での親睦と世代間の交流を図るため、夏まつりやラジオ体操、餅つき大会などのイベントを開催しています

●役立つ情報を届けるお手伝い

市の広報配布やお知らせなどの回覧に協力しています

●未来を育むまち

交通安全指導や通学合宿など、町内の子どもたちが楽しく安全な生活を送るためのお手伝いをしています

■町内会に加入するには？

お住まいの地域の町内会長、区長などの役員の方にお申し出ください。連絡先がわからない方は、生活環境課にお問い合わせください。

町内会は、皆さんの一番身近な自治組織として、日々活動を行っています。恵庭での生活が充実し、楽しく快適に送れるよう、ぜひ加入いただき、地域活動に参加してください

市長へのまちづくり提言

問合せ先：生活環境課（内線 1181）

皆さんが恵庭のまちで暮らしていて、日頃から考えたり、感じたりしていることや市政へのご意見やご提案をお寄せください。お寄せいただいた提言は、すべて読ませていただき、今後のまちづくりの参考にさせていただきます。

●用紙は次の施設にあります

市民会館 1 階ホール、生活環境課窓口、島松支所、恵み野出張所、郷土資料館

また、市ホームページからもダウンロードできます。

「市長へのまちづくり提言用紙」に記入の上、「市長へのまちづくり提言封筒用紙」の中に四つ折で封入していただき、ポストに投函してください。多くの提言をお待ちしています
※特定の個人や団体などを誹謗・中傷したり、プライバシーを侵害するもの、苦情などはご遠慮願います

施設の利用

スポーツ施設

①総合体育館（黄金中央 5-199-2 / ☎ 32-2261）

利用時間・休日			利用方法			
時間 9：00～22：00 休館 第1・3月曜日、年末年始			個人：体育館窓口で申し込み 団体：事前に体育館へ申し込み ※利用種目など、詳しくは「市民くらしのカレンダー」を参照ください			
利用料金						1時間あたり
区分			市民	市外からの利用	営利を伴う利用	
					アマチュアスポーツ	その他
専用使用	アリーナ	全面	3,400円	6,800円	23,000円	46,000円
		半面	1,700円	3,400円	11,400円	22,800円
	第2体育室		1,000円	2,000円	6,800円	13,600円
	格技室		全面：600円、半面：300円	全面：1,200円、半面：600円	全面：3,600円、半面：1,800円	全面：7,200円、半面：3,600円
	弓道場		600円	1,200円	3,800円	7,600円
	研修室		全面：400円 2/3:260円、1/3:130円	全面：800円 2/3:520円、1/3:260円	全面：2,800円 2/3:1,800円、1/3:800円	全面：5,600円 2/3:3,600円、1/3:1,600円
	会議室		200円	400円	1,000円	2,000円
使個人	小・中学生		無料			
	一般・高校生		一般／1回200円、65歳以上／1回100円、高校生／1回100円			
トレーニング室			一般／1回100円、65歳以上／1回100円、高校生／1回100円			

※土・日曜日、祝日の専用利用は、この表に定める額の2割相当額が加算されます

※トレーニング室の利用については、個人使用料が加算されます

②島松体育館（南島松 389-3 / ☎ 36-5658）

利用時間・休日		利用方法			
時間 9：00～22：00 休館 第2・4月曜日、年末年始		個人：体育館窓口で申し込み 団体：事前に体育館へ申し込み			
利用料金					
区分		市民	市外からの利用	営利を伴う利用	
				アマチュアスポーツ	その他
専用	アリーナ	全面：1,300円 1/2:650円、1/4:320円	全面：2,600円 1/2:1,300円、1/4:650円	全面：9,000円 1/2:4,400円、1/4:2,200円	全面：18,000円 1/2:8,800円、1/4:4,400円
	多目的室	200円	400円	1,400円	2,800円
個人	小・中学生	無料			
	一般・高校生	一般／1回200円、65歳以上／1回100円、高校生／1回100円			
トレーニング室		一般／1回100円、65歳以上／1回50円、高校生／1回50円			

※トレーニング室の利用については、個人使用料が加算されます

③福住屋内運動広場（福住町 1-21-24 / ☎ 34-3066）

利用時間・休日			利用方法	
時間 9:00～22:00 休館 第2・4月曜日、年末年始			個人：運動広場窓口で申し込み 団体：事前に運動広場窓口で申し込み	
利用料金				1時間あたり
区分	市民	市外からの利用	営利を伴う利用	
			アマチュアスポーツ	その他
専用使用	全面：1,600円、半面：800円	全面：3,200円、半面：1,600円	全面：12,800円、半面：6,400円	全面：25,600円、半面：12,800円
個人 利用	小・中学生	無料		
	一般・高校生	一般／1回200円、65歳以上／1回100円、高校生／1回100円		

■使用上の注意

- ※1. 使用料は、使用の許可と同時に納入してください
 ※2. 11月1日から翌年の4月30日までの間は、暖房料として専用使用料は5割相当額、個人使用料は2割相当額が別途かかります
 ※3. 市外からの利用者の個人使用料は、市民の個人使用料の2倍となります。なお、市外の小・中学生の個人使用料は、高校生の個人使用料の料金となります
 ※4. 各体育館の個人使用料における月額定期券も利用できます（料金は、各個人使用料の8回分です）
 ※5. 中・高校生、障がい者の人は本人確認ができるものをお持ちください
 ※6. 夏期（5月～10月）と冬期（11月～4月）では、個人利用料が異なります（①～③の施設については、夏期利用料記載）

④野球場

問合せ先：NPO 法人恵庭市スポーツ協会（☎ 21-9900）

名称	所在地	利用方法	利用期間	利用時間	備考
恵庭公園野球場	駒場町 4-901	総合体育館または島松体育館、福住屋内運動広場へ申し込み	4月中旬～11月上旬	5:00～日没	軟式野球（1面・有料）
かしわ公園野球場	北柏木町 3-197		5月上旬～11月上旬		軟式・硬式野球 ソフトボールも可（1面）
恵み野中央公園野球場	恵み野北 3-9-2		4月中旬～11月上旬		軟式野球（1面・有料）

⑤水泳プール

問合せ先：NPO 法人恵庭市スポーツ協会（☎ 21-9900）

名称・所在地	期間		利用時間
・恵庭プール 恵庭小学校内（福住町 2-9-13） ・若草プール 若草小学校内（中島町 4-5-1） ・和光プール 和光小学校内（和光町 2-10-1） ・島松プール 島松小学校内（中島松 418-1）※休止中	6月中旬 8月下旬	平日	15:30～17:30
		土曜日・日曜日・祝日・夏休み	10:00～17:00
		平日	15:30～17:30
・恵み野旭プール 恵み野旭小学校内（恵み野北 4-1-1）		土曜日・日曜日・祝日・夏休み	10:00～17:00
		夜間（夏休み期間のみ）	17:00～20:00
・恵庭南高校プール 恵庭南高校内（白樺町 4-1-1）	7月上旬 9月上旬	土曜日・日曜日・祝日 ※学校行事日を除く	10:00～17:00

■使用上の注意

- ※1. 小学生の17:30以降の利用は、保護者の同伴が必要です
 ※2. 毎日12:00～13:00までの時間、および8月14日・15日は利用できません
 ※3. 臨時閉鎖をするときは、赤旗を掲げます
 ※4. 水泳帽を必ず着用してください
 ※5. 恵庭南高校プールは中学生以下の人は利用できません
 ※6. 恵庭南高校プールについての問い合わせは、健康スポーツ課（0123-25-5727）までお願いします

⑥ テニスコート

問合せ先：NPO 法人恵庭市スポーツ協会（☎ 21-9900）、恵庭まちづくり協同組合（☎ 29-4836）

名称	所在地	利用方法	利用期間・時間	備考
恵庭公園庭球場	駒場町 4-901	総合体育館または島松体育館、福住屋内運動広場へ申し込み	期間：4月下旬～10月下旬 時間：5：00～日没	軟式専用クレイ（4面・有料）
恵み野中央公園庭球場	恵み野北 4-1-2		期間：4月中旬～11月上旬 時間：7：00～21：00	硬・砂入り人工芝（4面・有料）
ふるさと公園庭球場	黄金中央 4-2-2		期間：4月中旬～11月上旬 時間：7：00～日没	硬・砂入り人工芝（1面・有料）
中島公園庭球場	中島町 3-1-1		期間：4月中旬～11月上旬 時間：7：00～21：00	硬・砂入り人工芝（2面・有料）
めぐみの森庭球場	恵み野北 6-3-6		期間：4月下旬～10月下旬 時間：7：00～日没	硬・軟ゴム（1面・有料）
あやめ緑地公園庭球場	戸磯 76-35	恵庭まちづくり協同組合へ申し込み	期間：4月下旬～10月下旬 時間：5：00～日没	硬・軟ゴム（1面・有料）
漁川河川緑地庭球場	福住町 1		期間：5月～10月下旬 ※夜間照明なしのため、日中のご利用を推奨します	硬・軟ゴム（2面）

⑦ パークゴルフ場

問合せ先：(株)園建（☎ 33-5005）、健康スポーツ課（☎ 25-5727）

名称	所在地	利用方法	利用期間・時間	備考
恵庭中央パークゴルフ場	中央 12-1 管理棟 (34-8915)	団体の場合は恵庭中央パークゴルフ場または漁川パークゴルフ場カワセミコースへ申し込み	期間：4月上旬～11月下旬 時間：8：00～17：00 (6月～8月は8：00～18：00) 定休日：なし※受付時間 8：00～16：00	36 ホール ※有料
漁川パークゴルフ場 カワセミコース	黄金北 1-2 管理棟 (32-3214)			18 ホール ※有料
漁川パークゴルフ場 アイリスコース	美咲野 1-4		期間：4月下旬～10月下旬 時間：6：00～日没 定休日： ・アイリスコース／毎週火曜日 ・北栄会館／毎週金曜日 ・島松パーク／毎週水曜日	18 ホール
北栄会館パークゴルフ場	北島 216			9 ホール
島松パークゴルフ場	南島松 403-1			9 ホール

⑧ 陸上競技場・屋外運動場

問合せ先：NPO 法人恵庭市スポーツ協会（☎ 21-9900）、健康スポーツ課（☎ 25-5727）

名称	所在地	利用方法	利用期間・時間	備考
島松屋外運動場	南島松 406-1	団体の場合は市内体育館へ申し込み	4月下旬～11月中旬 5：00～日没	軟式野球・ソフトボール・サッカー
市民スキー場	盤尻 330-2	団体の場合は問合せ先へ申し込み	12月下旬～3月中旬 12月～2月▶9：00～21：00 3月▶9：00～17：00	リフト有
市民スケート場	牧場 53-4		夏期 5：00～21：00 冬期 10：00～21：00	冬期▶スピードスケート場
島松スケート場	南島松 406-1		1月上旬～2月中旬 10：00～21：00	島松屋外運動場に設営
多目的広場	わこう公園	恵庭まちづくり協同組合（☎ 29-4836）へ申し込み	5月～11月	少年野球、ソフトボールも可
	こまば公園			
	漁川河川緑地			
	テクノパーク中央公園			
	中島公園			
	恵み野中央公園			
	かつら公園			
恵庭公園球技場	駒場町 4-901	団体の場合は市内体育館へ申し込み	4月中旬～11月下旬 5：00～日没	サッカー（照明有料）
恵庭公園陸上グラウンド			4月下旬～11月上旬 5：00～日没 ※サッカーは 5月中旬～10月下旬	サッカー（有料）、 400mトラック

社会教育施設

①市民会館（新町 10 / ☎ 33-3171）



利用時間・休館日		利用方法			
時間	9：00～22：00	申込場所：市民会館窓口			
休館	第1・3月曜日 12月29日～1月3日	受付期日：○大・中ホール～利用日の12カ月前の月の初日から10日前まで ○その他～利用日の3カ月前の月の初日から3日前まで			

利用料金（市内在住者）						利用定員
区分		午前	午後	夜間	全日	
		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～22：00	9：00～22：00	
ホール	大ホール	17,810円	23,750円	23,750円	59,380円	898人 (固定席：816、車いす：6、立ち見：76)
	中ホール	11,650円	15,460円	15,460円	38,650円	500人
	控室（A）	440円	590円	590円	1,480円	6人
	控室（B）	410円	550円	550円	1,370円	4人
	控室（和室）	320円	430円	430円	1,080円	4人
	ホワイエ	5,490円	7,320円	7,320円	18,310円	—
1階	第1会議室	1,660円	2,210円	2,210円	5,530円	24人
	第2会議室	1,720円	2,290円	2,290円	5,730円	30人
	市民相談室	670円	890円	890円	2,350円	12人
2階	大会議室	4,960円	6,610円	6,610円	16,530円	100人
	中会議室（児童室）	2,540円	3,390円	3,390円	8,470円	40人
	小会議室	750円	1,000円	1,000円	2,520円	20人
	サークル研修室	1,520円	2,010円	2,010円	5,040円	30人
	リハーサル室（A）	1,150円	1,540円	1,540円	3,860円	30人
	リハーサル室（B）	650円	870円	870円	2,190円	20人
	視聴覚室	2,270円	3,030円	3,030円	7,580円	40人
	展示室	3,980円	5,310円	5,310円	13,290円	—
3階	和室	1,200円	1,600円	1,600円	4,000円	30人
料理教室（地下）		2,240円	3,020円	3,020円	7,500円	24人
その他施設		食堂（地下）				—



- ※1. 商品の宣伝、展示、販売など営利目的として利用する場合の利用料は営利目的利用料金表によります。
 ※2. 営利を目的として入場料などを徴収するときの利用料は、市内在住者使用料の割り増しになります（5割～15割増し）
 ※3. 冬期間（11月～4月）の利用は、暖房料として市内在住者料金の5割相当額を加算します（大・中ホールは暖房使用時のみ）
 ※4. 大・中ホールについては、【午前】【午後】【夜間】の区分を基本とし、前後の時間を1時間単位で利用できます（要問い合わせ）

②島松公民館（島松本町 3-12-20 / ☎ 36-7503）



利用時間・休館日		利用方法			
時間	9：00～22：00	申込場所：公民館窓口で申し込み 受付期日：利用日の6カ月前の月の初日			
休館	第2・4月曜日 12月29日～1月3日				



利用料金（市内在住者）						利用定員
区分		午前	午後	夜間	全日	
		9：00～12：00	12：00～17：00	17：00～22：00	9：00～22：00	
1階	集会室（ステージ使用）	8,150円	11,200円	11,200円	29,600円	400人
	集会室（ステージ不使用）	6,320円	8,730円	8,730円	23,000円	
	和室（1）	110円	160円	160円	430円	合計 45人
	和室（2）	380円	440円	440円	1,260円	
	和室（3）	430円	500円	500円	1,430円	
	小会議室	570円	780円	780円	2,130円	24人
2階	中会議室	1,230円	1,790円	1,790円	4,700円	60人
	視聴覚室	1,420円	2,420円	2,420円	6,260円	60人
	児童会室	920円	1,340円	1,340円	3,470円	－
	調理実習室	1,230円	1,790円	1,790円	4,700円	36人

※冬期間（11月～4月）の利用は、暖房料として市内在住者料金の5割相当額を加算します

③地区会館

名称	所在地	電話番号	利用時間・方法ほか	主な施設
大町会館	大町 1-10-1	32-2009	利用時間 ▶ 9:00～22:00 ※日曜日は17:00まで 休館日 ▶ 祝日、12月29日～1月3日 申込方法 ▶ 各会館または市民会館窓口で申し込み 受付期日 ▶ 利用日の3カ月前の月の初日から受け付け 利用料 ▶ 有料	集会室・休養室(2)・保育室ほか
東恵庭会館	中央 449	33-2067		集会室・学習室・会議室ほか
柏陽会館	柏陽町 1-26	33-1222		集会室・学習室・休養室(2)ほか
桜町会館	桜町 3-8-13	33-7840		集会室・学習室・休養室(2)ほか
寿町会館	島松寿町 2-24-3	36-5454		集会室・学習室・休養室(2)ほか
和光会館	和光町 2-2-8	33-8012		集会室・学習室(2)・休養室(2)ほか
恵み野会館	恵み野北 2-12-2	36-4491		活動室・集会室・休養室(2)ほか
有明会館	有明町 5-1-3	33-5741		中集会室(2)・休養室(2)ほか
中島会館	中島町 4-17-14	33-1879		会議室(2)・集会室・和室
北栄会館	北島 215	36-7256		休養室・学習室・集会室(2)ほか
いくみ会館	黄金北 3-12-8	33-1542		休養室(2)・会議室・集会室

④図書館

名称	所在地	電話番号	休館日	利用時間
本館	恵み野西 5-10-2	37-2181	毎週月曜日、図書整理日、年末年始、特別図書整理期間	火～日曜日、祝日／9:30～19:00
島松分館	島松仲町 1-8-1	37-2175		火～日曜日、祝日／9:30～17:00
恵庭分館	緑町 2-1-1 えにあす内	34-8164	年末年始	月～日曜日、祝日／9:00～22:00 ※以下の時間は、無人開館 月曜日 /9:00～22:00 火～日曜日、祝日 /9:00～9:30 17:00～22:00

■利用方法

内容	方法
利用者カードの発行	対象 ▶ 市内在住または市内に通勤・通学する人 方法 ▶ 申込書に、住所の確認できるもの（健康保険証など）を添えて申し込み。住所確認できるものがない場合は、後日郵送
貸出期間	2週間以内。延長（1回限り）可能
貸し出しできる冊数	制限なし
返却方法	・本館、分館どちらでも返却可能 ・閉館中は、各館入口のブックポストへ返却
恵庭分館の無人開館時間中の利用	貸し出しには、図書館の利用者カードが必要ですので、あらかじめ図書館窓口にて申し込みください

■主な催事

名称	会場	内容	備考
映画会	本館	国内外の作品を上映	
おはなし広場	本館・分館	図書館職員、ボランティアグループによる読み聞かせの会	乳幼児から小学校低学年までの子どもとその保護者が対象
BALLOON おはなし会	本館	外国人による原語での読み聞かせの会	
としょかんまつり	本館	ステージ、体験コーナーほか	

※開催日時など、詳しくは『広報えにわ』などでお知らせします

■本の予約

方法	冊数	備考
図書館カウンター	図書館所蔵の本であれば何冊でも可	利用者カードをお持ちください
インターネット	10冊まで	事前に窓口で登録が必要です

■黄金ブックステーション

利用できるサービス	図書館の本の検索、予約、受取、返却
備考	図書館の利用者カードが必要です。あらかじめ本館・分館で申し込みください
所在地	黄金ふれあいセンター内（黄金南 5-11-1）
利用時間	9:00 ～ 22:00
休館日	第 2・4 月曜日、年末年始 ※特別図書整理期間中は、本の検索・予約ができません
問合せ先	図書館本館（☎ 37-2181）

■かしわブックステーション

利用できるサービス	図書館の本の検索、予約、受取、返却
備考	図書館の利用者カードが必要です。あらかじめ本館・分館で申し込みください
所在地	生涯学習施設かしわのもり（大町 1-5-7）
利用時間	9:00 ～ 22:00
休館日	第 1・3 月曜日、年末年始 ※特別図書整理期間中は、本の検索・予約ができません
問合せ先	図書館本館（☎ 37-2181）

⑤黄金ふれあいセンター（黄金南 5-11-1 / ☎ 32-2081）

多目的複合施設としてさまざまな機能を有し、幅広い世代の交流が生まれる「ゆるいコミュニティ」づくりを支援する施設です。



利用時間・休館日	利用方法・料金
時間 9:00 ～ 22:00 休館 第 2・4 月曜日、年末年始	申込場所：黄金ふれあいセンター窓口で申し込み 受付期日：利用日の 3 カ月前の月の初日から
施設の機能	
子どもの集う場所（フーレこがね）／学童クラブ機能…和光第 2 学童クラブ、児童館機能…子どもひろば、子育て支援機能…子育て支援センター、老人憩の家機能…地域の老人クラブ活動の拠点、地区会館・地域会館機能…地域の町内会活動の拠点、図書館サービス機能…ブックステーション・図書コーナー、展示・交流等多目的利用…回廊での展示・喫茶コーナーなど	

利用料金							
室名	面積（㎡）	使用料（1 時間）			品名	単位	使用料
		市民	市外	営利			
ホール全面	192.0	440 円	880 円	1,760 円	演台	1 台	100 円
ホール半面	96.0	220 円	440 円	880 円	移動用ステージ	1 枚	100 円
プレイスペース	90.4	110 円	220 円	440 円	音響ワゴン（マイク 1 本付き）	1 台	100 円
学童クラブ室	90.0	220 円	440 円	880 円	移動用音響ワゴン	1 台	100 円
会議室 A	48.0	220 円	440 円	880 円	アンプスピーカーセット	1 台	100 円
会議室 B	54.0	220 円	440 円	880 円	マイク	1 本	100 円
会議室 C	60.0	220 円	440 円	880 円	ビデオプロジェクター	1 台	100 円
和室	26.0	110 円	220 円	440 円	移動用スクリーン	1 台	100 円
調理室 ※	17.5	110 円	220 円	440 円	展示パネル	1 枚	100 円
※他室を利用しているときの調理室の利用は無料					エアコン（会議室 C・学童クラブ室）	1 時間	100 円
					ミラーボード	1 枚	100 円
					電子ピアノ	1 台	無料

◎郷土資料館（市島1-177-2）（☎ 07-1022）

※他室を利用しているときの調理室の利用は無料

⑥郷土資料館（南島松 157-2 / ☎ 37-1288）

利用時間・休館日・入館料
時間 9:30 ～ 17:00 休館 毎週月曜日、祝日の翌日、12 月 28 日～1 月 3 日、毎月最終金曜日 入館料 無料



■主な催事

名称	会場	開催時期	内容
常設展示	常設展示室	通年開催	恵庭の自然と歴史について、6 部構成で展示
カリンバ遺跡展	カリンバ展示室	通年開催	国指定重要文化財カリンバ遺跡出土品を展示
企画展	特別展示室	随時	発掘調査成果展ほか
教育普及事業	研修室ほか	随時	体験学習会ほか

※開催日時など詳しくは『広報えにわ』でお知らせします

⑦市民活動センター（えにあす内）（緑町 2-1-1 / ☎ 34-7000）

センターの機能		開設時間
市民活動センターは市民活動をしている個人・団体の活動拠点として、市民活動に関する相談、情報の発信・提供、会議スペースや機器の貸出、書類やポスター印刷などさまざまな支援を行います		9:00～22:00
市民活動センター運営協議会会員		
市民活動センターは、市と市民活動をしている個人や団体により構成された運営協議会による協同運営となっています。会員特典として、コピー機の利用料・機器の貸出料金が半額となります	会費	個人 賛助会員・正会員とも年間 1,000 円
		団体 賛助会員・正会員とも年間 3,000 円
		応援企業等 協賛金 年間 5,000 円

施設の利用	
利用時間・休館日	利用方法
時間 9:00～22:00 休館 年末年始	申込場所：市民活動センター 申込方法：窓口またはインターネットで申し込み 受付期日：利用の3カ月前から申し込み

利用内容							
区分		面積（㎡）	収容人数 ・座席	使用料（1 時間）			備考
				市民	市外	営利	
1 階	ホール	183.66	100 人	500 円	1,000 円	2,000 円	貸出
	会議室 1	54.29	30 人	150 円	300 円	600 円	貸出、カーペット仕様
	会議室 2	96.05	40 人	250 円	500 円	1,000 円	貸出、カーペット仕様
	会議室 3	87.44	40 人	250 円	500 円	1,000 円	貸出、カーペット仕様
	会議室 4	52.50	36 人	150 円	300 円	600 円	貸出、防音仕様
	会議室 5	24.79	15 人	100 円	200 円	400 円	貸出
	会議室 6	25.61	15 人	100 円	200 円	400 円	貸出
	土間	152.40	—	400 円	800 円	1,600 円	貸出
	エントランスホール	—	18 席	無料			読書、学習、交流
	カウンター席	—	12 席	無料			読書、学習、交流
	トイレ	—	—	—			男女別、多目的機能
授乳室	—	—	—				
2 階	会議室 7	20.27	10 人	100 円	200 円	400 円	貸出
	会議室 8-1	61.00	30 人	150 円	300 円	600 円	貸出
	会議室 8-2	58.63	30 人	150 円	300 円	600 円	貸出
	会議室 8-3	56.49	30 人	150 円	300 円	600 円	貸出
	クッキングスタジオ	43.54	20 人	100 円	200 円	400 円	貸出、調理台・調理道具あり
	ロビー	—	10 席	無料			読書、学習、交流
	カウンター席	—	22 席	無料			読書、学習、交流
	トイレ	—	—	—			男女別、多目的機能
	授乳室	—	—	—			

※ 1. 使用時間が1時間未満の場合は、1時間として使用料をいただきます

※ 2. 2階の会議室 8-1、8-2、8-3 は、可動式の壁で仕切られています。3室を同時に使用すると 100 人の収容が可能となります

※ 3. 会議室 1、2、3 は床がカーペットのため、履物は各会議室備え付けの下足箱に収納します

コピー機の利用（片面 1 枚あたり。会員は半額）			
白黒	A4・B5	10 円	利用方法：市民活動センターに原稿（紙またはデータ）を持参
	A3・B4	20 円	
カラー	A4・B5	40 円	
	A3・B4	60 円	

※用紙持込の場合 A4・B5 が 2 円引き、A3・B4 が 3 円引き

大型プリンターの利用（ロール 1 m あたり。会員は半額）		
A2（42cm 幅）	400 円	利用方法：市民活動センターに原稿（紙またはデータ）を持参
A1（60cm 幅）	500 円	
A0（84cm 幅）	600 円	

機器の貸出（会員は半額）		
映像機器		利用方法：市民活動センターに事前の予約が必要 利用者が来館のうえ機器の受領・返却
プロジェクター、スクリーン、リールのセット	1,000 円（単品 400 円）	
音響機器		
アンプ、マイク、スピーカーなどのセット	1,000 円（単品 200 円）	
市民活動支援物品		
テント（集合用、イベント用）	各 1,000 円	
アルミテーブル、長方形テーブル	各 200 円	
アルミチェアー、肘掛チェアー、パイプイス	各 100 円	
パラソル	各 200 円	

⑧青少年宿泊研修施設（恵み野北 3-1-1 恵庭リサーチビジネスパーク・センタービル内／☎ 36-3113）

休館日	利用方法
年末年始（12月29日～1月3日）	対象者 ・少年団や部活動、青少年スポーツ団体、サークルなど ※5人以上（引率者を含まない）の宿泊利用に限る 申し込み 恵庭RBパーク窓口または電話にて予約受付（☎ 36-3113）

○宿泊部屋2室

○宿泊定員28人

使用料（団体宿泊研修使用料）						
区分	小・中学生		高校生		その他	
	市内団体	市外団体	市内団体	市外団体	市内団体	市外団体
宿泊室（1人1泊）	500円	1,000円	900円	1,800円	1,800円	3,600円

⑨夢創館（島松仲町 1-2-20／☎ 36-6050）

夢創館は、昭和12年に島松商業組合が醤油、酒などの商品保管庫として建造した軟石造りの歴史ある建物です。平成11年5月に倉庫を改修し、舞台芸術活動のできる「夢創館」としてオープン。

舞台芸術活動のほか、音楽コンサートや各種イベントの開催も可能です。



利用時間・休館日	利用方法
時間 9:00～22:00 休館 年間通し利用可 ※施設管理のため臨時に休館する場合があります	申込場所：夢創館（☎ 36-6050）

1時間あたりの使用料				定員
区分	市内	市外	営利	130席
イベントホール	1,100円	2,200円	4,400円	

※1. 暖房設備を使用する場合は、市内在住者の1時間あたりの使用料の5割相当額が加算されます

※2. 営利を目的とした商品の宣伝または展示販売などに使用する場合、入場料を徴収する場合は営利料金となります

⑩生涯学習施設かしわのもり（大町 1-5-7／☎ 33-7171）

次世代を担う子どもたちを地域が育む「地育」を基本理念に、生涯学習の拠点として、地域活動や交流の場となる多目的複合施設です。

利用時間・休館日	利用方法・料金
時間 9:00～22:00 休館 第1・3月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）	申込場所 ：かしわのもり窓口で申し込み 受付期日 ：利用日の3カ月前の月の初日から
施設の機能	
図書を通して地域住民や次世代の子どもたちを育む【学習機能】 地域の住民や子どもたちが武道や軽スポーツができる場所を創る【運動機能】 子どもひろばや子育て支援センターの子どもが集う場所を創る【子どもの居場所機能】 柏地区に残された貴重な自然を受け継ぐ【学習機能】 地域の住民や市民の居場所を創る【交流機能】 恵庭市の伝統を受け継ぎ地域の歴史を伝承する場を作る【学習機能】	

利用料金（市内在住者）					
室名	面積（㎡）	使用料（1時間）	品名	単位	使用料
スポーツ練習場（全面）	222.0	550円	音響ワゴン	1台	100円
スポーツ練習場（半面）	111.0	270円	アンプスピーカーセット	1台	100円
クラークルーム	110.0	220円	マイク	1本	100円
プレイスペース1・2	92.0	110円	ビデオプロジェクター	1台	100円
プレイスペースエントランス	37.0	110円	移動用スクリーン	1台	100円
緑のカフェ	52.0	220円	展示パネル	1枚	100円
会議室・談話室	90.0	330円			
会議室（ミニキッチン使用）・談話室	90.0	440円			

保健医療施設

■保健センター（緑町 2-1-1 / 保健課 ☎ 25-5700）

保健センターは、地域保健対策の拠点として設置され、市民の健康保持、増進およびその他の必要な事業を行う機関です。具体的には、各種検診・予防接種・健康相談・保健指導などの業務を行っています。健康相談など、気軽に利用ください。

利用時間・休館日	
時間：8：45～17：15	休館：毎週土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

※主な保健事業の開催日時や内容など、詳しくは健康カレンダー、『広報えにわ』でお知らせします

■夜間・休日急病診療所（緑町 2-1-1 / ☎ 25-5891）

診療時間区分	内科・小児科系診療
平日	時間：20:00～翌朝 7:00
土曜日	時間：14:00～翌朝 7:00
日曜日、祝日	時間：9:00～翌朝 7:00
年末年始 (12月29日～1月3日)	休診

※ 1. 受け付けは翌朝 6 時 30 分までです

※ 2. お越しの際は、エコバス【循環 A・B コース】をご利用ください（緑町・えにあす下車）

老人福祉施設等一覧

名称	所在地	電話番号	利用方法	休日	備考
福祉会館	末広町 124	33-9436	直接福祉会館窓口へ申し込み	日曜、祝日、年末年始	市内に居住する、おおむね 65 歳以上の人が利用可
柏陽憩の家	柏陽町 1-26	33-1221	直接申し込み		
島松憩の家	島松東町 1-1-15	36-5092			
福住憩の家	福住町 1-21-29	33-7662			
和光憩の家	和光町 3-1-1	32-4711			
東恵庭憩の家	中央 452-3	33-0030			
大町憩の家	大町 4-5-15	34-3088			
恵み野憩の家	恵み野北 2-1-3	37-1622			

障がい者福祉施設一覧

名称	所在地	電話番号	利用方法	備考
恵庭光と風の里（障がい者支援施設）	牧場 219-4	34-0848	直接事業所へ	入所、通所も可
障がい者支援センターエニワン（生活介護）	泉町 119-1	32-7877		通所のみ
やまびこ（就労継続支援 B 型）	漁町 21	34-7717		
工房恵庭（就労継続支援 B 型）	桜町 3-1-10	32-8806		
就労支援事業所恵庭（就労継続支援 B 型）	牧場 388-2	32-8400		
ワークスタジオ恵庭（就労移行支援・就労継続支援 B 型）	恵み野西 2-2-2	25-8444		
ワーククラフト恵庭（就労継続支援 B 型）	恵み野西 1-6-1	25-6546		
WORKPLACE TOMO（就労継続支援 B 型）	下島松 809	36-8065		
アップル（就労継続支援 B 型）	恵み野西 1-8-4	29-4102		
NOVAS（就労継続支援 B 型）	大町 3-4-8	25-5987		
光と風の里恵み野西（生活介護・就労継続支援 B 型）	牧場 219-4	34-0849		
そでてらす（就労継続支援 B 型）	牧場 219-4	34-0848		
つなぐ（就労継続支援 B 型）	黄金中央 2-8-4	21-9233		
はッピー job（就労継続支援 B 型）	本町 17	21-9327		
とらい（生活介護）	新町 30-3	32-8000		
リハビリサロン りぶら（生活介護）	相生町 1-7-9	25-6671		
デイサービス きずな（生活介護）	大町 1-8-5	39-5100		
恵庭市地域活動支援センター	本町 113-1	29-3393		
ENY-WORK（えにわーく）（就労継続支援 B 型）	島松寿町 1-8-9	21-9951		
陽だまりワークラボ（就労継続支援 B 型）	恵央町 3-22	39-2360		
スノーグ	恵み野西 2-8-6	25-5552		
ブライトカレッジ	恵み野西 1-7-6	011-857-9570		

※ 1. このほか障がい者のグループホームもありますので、相談ください

※ 2. 市外施設のサービスの利用を希望する場合は、相談ください

公共交通機関

いつも車で通る道。でも、たまにはバスに乗って出かけてみてはいかがでしょうか。きっと、見慣れたまちの風景がちょっと違って見えるはずです。

JR（鉄道）

駅名	運行時間帯	問合せ先
島松駅	始発時間 上り▶6:29・下り▶5:55 最終発時間 上り▶0:27・下り▶23:24	島松仲町 1-1 (☎ 36-8010)
恵み野駅	始発時間 上り▶6:32・下り▶5:52 最終発時間 上り▶0:30・下り▶23:21	恵み野西 1-1 (☎ 36-7502)
恵庭駅	始発時間 上り▶6:15・下り▶5:49 最終発時間 上り▶0:33・下り▶23:18	相生町 501-1 (☎ 32-2033)
サッポロビール 庭園駅	始発時間 上り▶6:37・下り▶5:46 最終発時間 上り▶23:23・下り▶23:15	恵庭駅 (☎ 32-2033) ※無人駅

※上り／千歳・苫小牧方面、下り／北広島・札幌方面

民間バス路線

①中央バス

問合せ先：中央バス千歳営業所 (☎ 0123-23-2171)

●停留所名 -

往路	バス停	福住駅～千歳	福住駅～北恵庭 駐屯地～千歳	復路	往路	バス停	福住駅～千歳	福住駅～北恵庭 駐屯地～千歳	復路
①	島松ゴルフ場	○	○	⑭	⑪	文京町 4 丁目	—	○	⑨
②	島松沢	○	○	⑬	⑫	川沿大通	—	○	⑧
③	補給処	○	○	⑫	⑬	漁町	—	○	⑦
④	北柏木	○	○	⑪	⑭	恵庭市役所通	○	○	⑥
⑤	柏木工業団地	○	○	⑩	⑮	恵庭駅通	○	○	⑤
⑥	柏木	○	—	⑨	⑯	恵庭公園通	○	○	④
⑦	柏木中通	—	○	⑧	⑰	森永乳業	○	○	③
⑧	茂漁	○	—	⑦	⑱	山崎製パン札幌工場前	○	○	②
⑨	北恵庭駐屯地	—	○	⑥	⑲	サッポロビール北海道工場	○	○	①
⑩	文京町 2 丁目	—	○	⑤					

eco（えにわコミュニティ）バス

市では市内を循環するコミュニティバス『eco バス』を市内 2 コース運行し、主な公共施設や JR 駅、病院などを結んでいます。バスは低床車両なので、お年寄りや障がいのある人も利用しやすくなっています。

■乗車料金

- 一般▶200 円、小学生▶100 円。未就学児は保護者 1 人につき 2 人まで無料
- 身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健手帳保持者、介護人は半額 ※介護人は 1 人まで

種別	身障者種別手帳	療育手帳	精神障害者手帳
障害区分	6 級制（1～6）	2 区分（A・B）	3 級制（1～3）
介護人 （障害の程度）	第 1 種	A	1～2 級

●回数券

- ・1,000 円券（100 円券 12 枚綴り）
- ・500 円券（50 円券 12 枚綴り）
- ※バスの車内、富士交通(株)で販売しています

●定期券

富士交通(株)、スマホアプリ（バスもり！）、生活環境課（市役所 29 番）にて販売しています。

種別	1 カ月	2 カ月	3 カ月	6 カ月
大人	6,000 円	11,400 円	16,200 円	28,800 円
高校生・中学生 ・65 歳以上	4,200 円	7,980 円	11,970 円	22,680 円

●通学運賃（高校生・中学生）もあります

※現金でのお支払いの場合のみ適用される料金です

コース	料金
島松駅⇔恵庭北高校	100 円
全てのバス停⇔市内の各高校および中学校の最寄りのバス停	150 円

■運行時間

おおむね午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで運行しています ※土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）は、運行時間帯が変わります

■バス形態

ノンステップで車いす対応の 29・34 人乗り小型バスで運行しています



■停留所

おおむね 300m 間隔で設置しています

■運行コース・時刻表

詳しくは『eco バスマップ』をご覧ください。『eco バスマップ』は生活環境課（市役所 29 番）、島松支所、恵み野出張所、eco バス車内に用意してあります

eco バスに関する問合せ先

■運行時間・料金・忘れ物などについて

- 富士交通(株) (☎ 0123-33-6271)

■eco バスについて

- 恵庭市地域公共交通活性化協議会事務局生活環境部
生活環境課 (☎ 33-3131 内線 1182・1184)

市内主要施設テレホンガイド

市の施設	恵庭市役所	33-3131	学校	恵み野中学校	37-0331	国・道の施設	島松いちい保育園	36-8297
	島松支所	36-8324		恵庭北高校	36-8111		えにわスマイル保育園	34-2796
	恵み野出張所	36-8200		恵庭南高校	32-2391		しままつマイル保育園	29-3298
	市民会館	33-3171		北海道文教大学附属高校	25-5570		島松もみじ保育園	21-9007
	島松公民館	36-7503		北海道文教大学	34-0019		ぴっころきっず	21-8560
	図書館本館	37-2181		北海道ハイテクノロジー専門学校	39-6666		石狩川開発建設部漁川ダム管理所	33-7107
	図書館恵庭分館	34-8164		北海道メディカル・スポーツ専門学校	36-5500		道央農業振興公社	39-6057
	図書館島松分館	37-2175		北海道工コ・動物自然専門学校	36-2311		石狩振興局石狩農業改良普及センター	36-8083
	市民活動センター（管理人）	34-8167		日本医療大学恵み野キャンパス	29-3171		石狩森林管理署恵庭森林事務所	32-5026
	市民活動センター運営協議会	34-7000		近畿大学北海道セミナーハウス	37-1010		札幌法務局恵庭出張所	32-3057
市の施設	郷土資料館	37-1288	警察	恵庭交番	32-2028	郵便局	北海道安全衛生技術センター	34-1171
	小学校給食センター	32-5552		恵庭駅前交番	33-1710		北海道安全衛生技術センター	34-1171
	中学校給食センター	32-6620		島松駐在所	36-8004		さけます・内水面水産試験場	32-2135
	ごみ処理場	33-9001		恵み野交番	36-3132		島松駐屯地	36-8611
	リサイクルセンター	35-1351		消防本部	33-5191		南恵庭駐屯地	32-3101
	し尿処理場	36-4711		消防署南出張所	34-9111		北恵庭駐屯地	32-2101
	下水終末処理場	36-8161		消防署島松出張所	36-8439		恵庭郵便局	33-2710
	恵浄殿	36-5541		消防災害案内	33-3191		島松郵便局	36-6520
	恵庭墓園管理事務所	36-5600		島松憩の家	36-5092		恵み野郵便局	36-2011
	市営牧場	33-2278		柏陽憩の家	33-1221		恵み野中郵便局	37-2501
市の施設	道と川の駅「花ロードえにわ」	37-8787	憩の家	福住憩の家	33-7662	その他の施設	漁町郵便局	33-7106
	花の拠点はなふるセンターハウス	29-6721		和光憩の家	32-4711		有明郵便局	33-2712
	黄金ふれあいセンター	32-2081		東恵庭憩の家	33-0030		恵庭駅前郵便局	33-2713
	夢創館	36-6050		大町憩の家	34-3088		柏木中通郵便局	34-3377
	生涯学習施設かしわのもり	33-7171		恵み野憩の家	37-1622		黄金郵便局	34-7755
保健・福祉施設	保健センター（保健課）	25-5700	地区会館	桜町会館	33-7840		柏陽簡易郵便局	33-3380
	夜間・休日急病診療所	25-5891		大町会館	32-2009		中恵庭簡易郵便局	33-1010
	訪問看護ステーション	36-2055		東恵庭会館	33-2067		シルバー人材センター	34-0311
	ファミリー・サポート・センター	29-6031		柏陽会館	33-1222		石狩東部広域水道企業団	33-2191
	子育て支援センターはくよう	33-0037		寿町会館	36-5454		道央農業協同組合	36-1122
	子育て支援センターめぐみの	37-6020		和光会館	33-8012		恵庭商工会議所	34-1111
	子育て支援センターしままつ	080-8297-5101		恵み野会館	36-4491		恵庭土地改良区	36-8411
	子育て支援センターこがね	080-8296-1308		北栄会館	36-7256		恵庭リサーチビジネスパーク	36-3113
	子育て支援センターかしわ	080-8292-2709		中島会館	33-1879		恵庭消費者協会	32-8193
	子育て支援センターえにわ	080-8295-6547		有明会館	33-5741		えにわ市民プラザ・アイル	39-3355
学校	子ども発達支援センター	33-3382	認定こども園・保育園	いくみ会館	33-1542	スポーツ施設	総合体育館	32-2261
	恵庭光と風の里	34-0848		市立すみれ保育園	33-3388		島松体育館	36-5658
	社会福祉協議会	33-9436		恵庭幼稚園・保育園	33-2541		福住屋内運動広場	34-3066
	恵庭小学校	32-3288		クラーク幼稚園	33-2527		恵庭中央パークゴルフ場	34-8915
	島松小学校	36-8967		かしわ幼稚園	32-5180		漁川パークゴルフ場カワセミコース	32-3214
	柏小学校	32-3579		第二かしわ幼稚園	33-9411	JR駅	JR 恵庭駅	32-2033
	和光小学校	32-4744		恵み野幼稚園	36-4862		JR 島松駅	36-8010
	松恵小学校	32-4891		恵み野第二幼稚園	37-1455		JR 恵み野駅	36-7502
	若草小学校	33-7101		柏学園ひまわり幼稚園	32-0971		小児救急電話相談	011-232-1599 (19:00～翌朝8:00) (短縮ダイヤル #8000)
	恵み野小学校	36-7505		島松幼稚園	36-6655		大阪中毒 110 番 (24時間)	072-727-2499
学校	恵み野旭小学校	37-1760		えほんの森	34-0708		つくば中毒 110 番 (9:00～21:00)	029-852-9999
	恵庭中学校	32-3249		幼稚園含るむ	33-0010			
	恵北中学校	36-8966		あいおい子ども園	32-3378			
	恵明中学校	33-3001		北海道文教大学附属幼稚園	29-6317			
	柏陽中学校	34-0551		さくら	32-4382			

生活ガイド

恵庭市内医療機関一覧

※市外局番は（0123）です

医療機関名	電話番号	所在地	医療機関名	電話番号	所在地
本田記念病院	36-7111	下島松 619-1	高橋耳鼻咽喉科	34-3387	栄恵町 126
島松病院	36-5181	西島松 570	なかじま耳鼻科クリニック	39-3387	相生町 2-3-22
恵み野病院	36-7555	恵み野西 2-3-5	恵み野耳鼻咽喉科クリニック	36-1000	恵み野西 2-2-16
えにわ病院	33-2333	黄金中央 2-1-1	産婦人科・小児科クリニックリブ	32-0181	住吉町 1-8-10
恵庭南病院	32-3850	住吉町 2-4-14	石川こどもクリニック	34-3335	漁町 45
尾形病院	37-3737	島松仲町 1-4-11	恵み野皮膚科クリニック	37-3111	恵み野西 6-21-1
恵庭第一病院	34-1155	福住町 1-6-6	めぐみの眼科	32-8881	中島町 5-8-1
岡田内科小児科医院	37-1414	恵み野西 6-20-1	つつみ整形外科クリニック	33-7722	有明町 3-1-6
恵庭みどりのクリニック	32-6766	緑町 1-5-3	カリンバこどもクリニック	39-3900	黄金南 5-3-8
恵庭市夜間・休日急病診療所	25-5891	緑町 2-1-1	たかはしかえ内科・循環器クリニック	33-8800	恵み野里美 1-1-5
かたおか循環器内科クリニック	35-1200	黄金中央 1-13-5	えにわ内科・消化器内科クリニック	35-3577	柏陽町 3-29-10
恵み野内科循環器クリニック	37-4646	恵み野北 3-1-1	恵み野駅いとが整形外科	35-2600	恵み野里美 1-1-4
福原医院	36-8029	島松東町 3-1-15	恵庭ふじたクリニック	29-7037	黄金中央 1-4-3
小池内外科クリニック	32-3565	大町 3-2-13	ひまわり皮膚科形成外科クリニック	35-3337	栄恵町 125
恵み野病院附属恵庭クリニック	33-0011	黄金南 4-1-1	恵庭駅皮膚科クリニック	35-1112	相生町 1-8-1
ラ・デュースクリニック	37-6050	恵み野西 5-3-1	えにわ眼科	32-6666	相生町 1-8-1
緩和ケアクリニック・恵庭	35-3300	白樺町 3-22-1	おおた整形外科クリニック	25-8037	恵み野西 2-2-14
くどう内科循環器内科クリニック	35-1800	白樺町 1-1-2			

恵庭市内歯科医療機関一覧

※市外局番は（0123）です

医療機関名	電話番号	所在地	医療機関名	電話番号	所在地
アイビッグ歯科クリニック	39-2777	本町 210ビッグハウス 2F	すげえ歯科	37-3030	恵み野西 1-8
アイボリー歯科	36-2277	島松東町 1-1-1	すずらん歯科クリニック	32-3711	相生町 1-8-1
青山歯科	37-3118	島松本町 3-16-27	スマイルデンタルクリニック恵庭	32-8888	和光町 2-2-12
あさの歯科医院	37-3333	恵み野西 6-22-2	園田歯科医院	32-2888	中島町 5-7-28
井口歯科クリニック	21-8841	白樺町 1-1-6	高松歯科	37-2050	恵み野西 6-22-6
石澤歯科医院	36-8319	島松本町 1-7-10	たて歯科クリニック	34-0118	新町 1-1
いながき歯科	33-1180	柏陽町 3-18-10	玉川デンタルクリニック	33-3333	黄金南 3-17-5
おおまちデンタルオフィス	32-6480	大町 3-4-1	ニシヤデンタルクリニック	34-1182	有明町 5-12-11
ガーデン歯科	39-7770	恵み野北 6-1-56	ひらなか歯科医院	32-7066	漁町 101
かたぎり歯科	21-8981	黄金南 6-9-7	ふぁみーゆデンタルクリニック	33-9944	黄金南 7-9-9
加藤歯科医院	25-8009	恵み野西 1-24-1	前島歯科医院	33-8811	駒場町 1-6-20
かわこし歯科クリニック	29-4182	柏陽町 3-1-3	まさば歯科	34-1184	美咲野 2-3-6
小泉歯科医院	34-6833	文京町 3-1-6	みと歯科クリニック	32-3508	緑町 2-3-1
こがね歯科クリニック	32-8148	黄金中央 3-6-7	めぐみの歯科	36-8841	恵み野西 2-2-2
紺藤歯科	35-5511	黄金中央 2-1-7	恵み野ファミリー歯科	29-4618	恵み野里美 2-15
澤田歯科医院	33-4697	漁町 24	ライオン歯科クリニック	39-7111	恵み野西 1-8-2
清水歯科医院	36-8512	島松仲町 2-11-1	りゅうデンタルクリニック	33-2993	中島町 6-1-15
清水デンタルクリニック	33-8711	栄恵町 116-1	オフィスラ・ヴィ	21-9417	島松本町 2-17-10

恵庭市内調剤薬局一覧

※市外局番は（0123）です

医療機関名	電話番号	所在地	医療機関名	電話番号	所在地
アイン薬局 恵庭店	35-3550	白樺町 1-1-3	パルス薬局 恵庭店	25-6121	黄金南 4-1-18
アイン薬局 恵庭第一店	35-2015	福住町 1-6-7	パルス薬局 めぐみの店	37-2101	恵み野西 3-1-13
アイン薬局 恵庭駅前店	25-6636	相生町 1-8-1	大関調剤薬局 恵庭駅前店	34-8347	相生町 2-3-24
アルファ調剤薬局 恵庭店	32-8931	栄恵町 126	ポニー調剤薬局 恵庭緑町店	35-2772	緑町 1-5-6
アルファ調剤薬局 恵み野店	37-5228	恵み野北 3-1-1	マツシタ調剤薬局	37-0880	恵み野西 6-20-5
イルカ薬局 めぐみの店	32-7850	中島町 5-11-5	めぐみ野駅前調剤薬局	36-0011	恵み野西 2-2-16 恵み野ビル 1F
大町調剤薬局	35-3020	大町 3-2-16	よこい薬局	36-6189	恵み野西 1-24-6
クライマー えにわ薬局	34-2101	黄金中央 2-1-2	えにわ市民調剤	25-6471	柏陽町 3-29-7
クライマー めぐみの薬局	37-1101	恵み野西 2-3-8	片石薬局	32-2005	大町 3-2-18
スギハラ薬局 島松店	36-3201	島松仲町 1-4-8	コア薬局 恵み野店	36-8889	恵み野西 6-21-3
スギハラ薬局 黄金店	29-3656	黄金南 5-3-3	さくら薬局恵庭恵み野店	35-2223	恵み野里美 1-1-6
調剤薬局ツルハドラッグ 恵み野西店	37-4701	恵み野西 3-1-1	すずらん調剤薬局	35-1310	有明町 3-1-1
つねまる薬局	37-0022	恵み野西 6-22-3	きりはな薬局恵み野駅前	25-9330	恵み野西 2-2-14
なの花薬局 恵庭黄金店	34-5805	黄金中央 1-13-12			
なの花薬局 恵庭店	34-8425	漁町 47			

恵庭市民憲章

わたしたちは、恵庭岳のそびえる、恵庭の市民です。

- ・自分の仕事を愛し、じょうぶなからだで働きましょう
- ・たがいに尊重しあい、なごやかな家庭をつくりましょう
- ・自然を愛し、緑の美しいまちをつくりましょう
- ・きまりをまもり、住みよいまちをつくりましょう
- ・知性をたかめ、かおりゆたかな文化のまちをつくりましょう

昭和 45 年 11 月 19 日制定

恵庭のいろんな情報を
アプリで簡単にゲットしよう！

恵庭市公式ポータルアプリ 「えにわっか」

えにわ満喫ナビ

観光施設やお食事処などをお気に入り登録し、おすすめルートを表示！

観光サイト・スポット情報

観光地・グルメ情報など魅力的な情報が盛りたくさん！

えにポを貯める・使う

「えにポ」はえにわっか独自のポイント。イベント参加などで貯まり、市内の協賛店でクーポンとして使用できます。



行政手続き

生活に関する手続きや、転出・転入に関する情報を紹介します。

プッシュ通知

イベント情報やお知らせなどが、あなたのスマホに届きます！

防災

防災無線の放送内容を文字表示。避難所や防災ガイドマップなどの防災情報、災害時の安否確認にも利用できます。

ダウンロードはこちら



App Store



Google Play

問合せ先

企画振興部企画課

(☎ 0123-33-3131 内線 2341)

暮らしに便利な情報が盛りたくさん！

恵庭市公式 LINE 友だち登録

募集中！



ごみの分別方法をチャットボットが答えてくれる！
住んでいる地域のごみ収集日を通知してくれる！
各種相談窓口等の予約ができる！



他にも役立つ情報が盛りたくさん！



恵庭市公式LINEで、
暮らしをもっと便利に！

LINE



お持ちのスマートフォンでこちらの
2次元バーコードを読み取るだけで簡単登録！

問合せ先 総務部情報政策室情報政策課
(☎ 0123-33-3131 内線 2217)